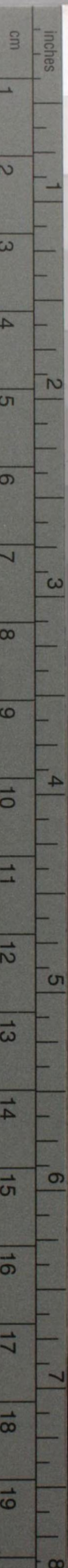


Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

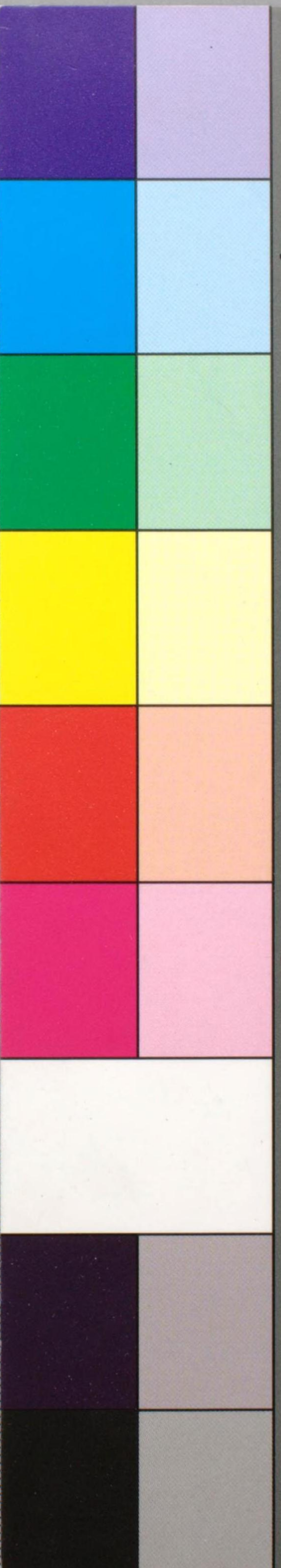


© Kodak, 2007 TM: Kodak



Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



行政事件訴訟年鑑

4.8

45521



317.67
Sa211g

はしがき

一 本書は、おおむね、従来刊行された行政事件訴訟年鑑の記述を前提として、昭和三十二年度における行政訴訟に関するあらましを記述したものである。

一 本書中「集」とあるのは最高裁判所民事判例集を、「民集」とあるのは大審院民事判例集を、「例集」とあるのは行政事件裁判例集を、「行録」とあるのは行政裁判所判決録をさすものである。



472824

目次

裁判例概観……………一

第一 行政事件訴訟の趨勢……………一

第二 行政事件訴訟の一般問題に関する裁判例概観……………四

一 裁判権の限界に関するもの……………四

二 抗告訴訟の基本的問題に関するもの……………六

(一) 抗告訴訟の訴訟物……………六

(二) 原処分の取消訴訟と訴願裁決の取消訴訟との関係……………一〇

(三) 抗告訴訟の対象……………一二

(四) 原告適格・訴の利益……………一五

(五) 主張・立証に関する問題……………一八

(六) 訴願前置……………二〇

(七) 執行停止……………二二

目次……………一

三 その他の訴訟法上の問題に関するもの……………三

四 実体法通則に関するもの……………三

第三 農地関係事件の裁判例概観……………二五

一 自作農創設特別措置法に関するもの……………二六

(一) 農地買収に関するもの……………二六

(二) 宅地建物等の買収(いわゆる付帯買収)に関するもの……………三三

(三) 農地売渡に関するもの……………三四

(四) 未墾地、牧野買収等に関するもの……………三四

二 農地法に関するもの……………三六

第四 選挙その他投票に関する事件の裁判例概観……………三七

一 公職選挙法関係……………三七

(一) 選挙または当選の効力に関する争訟原因……………三七

(二) 争訟の性質および手続に関するもの……………四〇

二 直接請求に関するもの……………五〇

三 地方議会における選挙に関するもの……………五一

四 最高裁判所裁判官国民審査に関するもの……………五一

第五 地方自治に関する事件の裁判例概観……………五二

一 地方公共団体の議会に関するもの……………五三

二 地方公共団体の長に関するもの……………五五

三 地方自治法第二百四十三条の二の訴訟……………五八

第六 税法関係事件の裁判例概観……………六〇

一 課税物件に関するもの……………六一

二 所得の帰属に関するもの……………六二

三 課税標準に関するもの……………六五

(一) 所得の種類……………六五

(二) 所得の計算……………六六

(三) 推計課税に関するもの……………六六

四 申告納税と更正……………六九

五 国税徴収法に関するもの……………七三

(一) 徴税順位に関するもの	三
(二) 滞納処分に関するもの	七
六 争訟手続に関するもの	七
(一) 審査手続に関するもの	七
(二) 訴訟手続に関するもの	六
第七 その他の行政事件の裁判例概観	九
一 国籍に関するもの	八〇
二 公務員に関するもの	八〇
三 外国人の退去強制に関するもの	八三
四 教育に関するもの	八四
五 土地区画整理に関するもの	八五
六 公物、营造物の利用に関するもの	八九
七 鉱業許可に関するもの	九〇
八 私的独占の禁止に関するもの	九一

九 工業所有権に関するもの	九四
十 海上衝突予防法に関するもの	九五
統計・図表	一

裁判例概観

第一 行政事件訴訟の趨勢

(一) 昭和三十二年度における行政事件の新受件数は、各審級の事件をあわせて一、一八一件、うち第一審の新受件数は、八九四件であり、新憲法実施以来の合計件数は、総件数一八、一六〇件、第一審受理件数一四、三五五件となっている(統計表(一)および(二)(1)(B)参照)。

第一審受理事件について事件増減の趨勢をみると、右昭和三十二年度における受理件数八九四件は、昭和三十一年度における八三三件より六一件の増加となっているが、昭和二十三年から昭和三十年に至る各年度の受理件数のいずれよりも下廻っている。昭和二十八年以降五箇年間の平均年間受理件数は九五〇件で、しかも全体として行政事件が毎年減少してゆく傾向から推しても、特別の事情のない限り、今後年間受理事件が一、〇〇〇件を超えることはないであろうと予測される(統計表(二)(1)(B)参照)。

いま右の第一審新受事件を事件の種類別にみると、農地関係事件が三〇四件、選挙関係事件が一八件、地方自治関係事件が八九件、税法関係事件が一八八件、工業所有権関係事件が六八件、その他一般行政関係事件が二二七件となっている(統計表(二)(1)(B)参照)。このうち注目をひくのは、農地関係が昭和三十年の二七六件、昭和三十一年の二一八件に対してかなりの増加を示していること、工業

所有権関係の事件が逐年着実に増加しているに對し、一時増加の傾向を示した税法関係事件が昭和二十九年を境に逐年減少を続け、二〇〇件を割るに至つたことである。もつとも、右農地関係の新受事件のなかには、盛岡地方裁判所に集团的に提起された農地法による未墾地買収に関する訴訟五六件が含まれているが、それを別としても、自作農創設特別措置法による農地買収に関する新受事件が一四八件もあり、昭和三十一年度におけるそれよりもかえつて増加している事實は、同法による農地改革の与えた傷痕がいかに深く、かつ、大きいかを物語るものとして、興味ある現象といわなければならぬ（統計表(六)①および昭和三十一年度年鑑統計表(六)①参照）。これに反し、一時農地関係事件に代つて、今後行政事件の主要部分を占めるものと予想された税法関係事件が伸び悩みをみせ、むしろ減少の傾向をすら示しているということは、いろいろの問題を暗示するものであつて、わが国における行政争訟についての社会学的研究の興味あるテーマを提供するものとも考えられよう。

次に、これらの事件を訴訟の類型別にみると、行政処分取消を求めものが四九一件、無効確認を求めものが二七一件、その他が一三二件となつており、その他の訴訟が減少しているほかは、全体として例年と大した変りはないといつてよい（統計表(二)②参照）。

(二) 事件の処理状況をみると、新憲法施行後昭和三十一年十二月末日までにおける既済件数は、各審級の事件をあわせて一四、九八四件であり、同日現在における未済件数は、二、八三七件である。

昭和三十一年度における既済件数は、各審級の事件をあわせて一、二〇八件（仮既済一件を含む。）で、昭和三十一年度のそれより二四件上廻つてゐるが、未済件数はかえつて増加している（統計表(一)参照）。既済の内容を検討すると、昭和三十一年度の既済件数一、二〇八件（仮既済一件を除く。）中判決、決定等裁判によつて終了したもの五八五件、取下によつて終了したもの五八七件、和解、放棄、認諾によつて終了したもの三五件となつており、裁判によつて終了したものより取下によつて終了したものが多くなつてゐる（統計表(三)③、(三)②、(四)②参照）。なかんづく、請求の放棄が一四件、認諾が二件（いずれも農地関係事件）を数えているのは、和解がなお一九件を数えていることととも注目すべき現象である。なお、判決で終了した第一審事件三四四件について原告の勝訴率（全部勝訴および一部勝訴を含む。）をみると、二三・三パーセントとなつており、従来三〇パーセントを下らなかつたのに対して著しい勝訴率の低下をみることが注目される（統計表(三)③(c)②参照）。また、第一審および控訴審において判決で終了した事件数に対する控訴および上告件数の割合をみると、前者が六四パーセント、後者が六三パーセントで、前年度の六三パーセントおよび四一パーセントに對し、上告率の顕著な増大が注目をひく（統計表(三)①(b)、(四)①(b)参照）。

第二 行政事件訴訟の一般問題に関する裁判例概観

四

昭和三十二年度においてあらわれた行政事件訴訟の一般問題に関する裁判例としては、訴訟法上の基本的問題を取り扱ったものに比較的興味あるものが散見せられるにとどまり、その他の問題、殊に行政実体法通則に関するものには、ほとんど特記すべきものを見出しがたい。以下、主要なものを取りあげて概説を試みる。

一 裁判権の限界に関するもの

裁判権の限界に関する裁判例としては、理論的に興味あるものは比較的少ない。

まず行政庁の自由裁量に関するものとして、若干の問題を暗示する最高裁判所の判決がある。すなわち、同庁第二小法廷昭和三二、五、三一判決（集一一巻五号八六七ページ）は、労働者災害補償保険法第一八条により、保険加入者が故意または重大な過失によつて保険料の納付を怠つたときは、政府は、右期間中に生じた事故に対する保険給付の全部または一部を支給しないことができる旨の規定につき、かかる場合における保険給付の制限の範囲および限度の決定を政府の裁量事項と解したが、加入者の保険料不払につき故意または重大な過失があつたかどうかの要件事実の認定についても、「本件処分が単に政府において保険給付の一部を負担しない旨を決定するにとどまり、上告人に積極

的に不利益を与える性質の処分でないことにかんがみれば、被上告人（県労働者災害補償保険審査会）が保険料を支払わなかつたことにつき重大な過失があるものと認定したとしても、これをもつて同法第十八条の適用を誤つた違法があるものといふことはできない」と判示している。この趣旨は、右要件事実の認定について行政庁にある範囲の裁量権を認めるものと思われるが、故意過失の有無のように行政庁の裁量を認める理由の比較的乏しい問題の認定についてかような裁量権を認めた最高裁判所の態度には、かなり注目すべきものがあるといわなければならないであろう。

右のほか、行政庁の自由裁量に関するものとしては、公務員の罷免に関する若干の裁判例がある。すなわち、懲戒処分としてなされる公務員の罷免につき、最高裁判所第二小法廷昭和三二、五、一〇判決（集一一巻五号六九九ページ）は、公務員の懲戒権者が懲戒処分を発動するかどうか、懲戒処分のうちいずれの処分を選ぶべきかを決定することは、その処分が全く事実上の根拠に基かないと認められる場合であるか、もしくは社会観念上著しく妥当を欠き、懲戒権者に任された裁量権の範囲を超えるものと認められる場合を除き、懲戒権者の裁量に任されているものと解するのが相当である、と判示している。この判決は、さきにあられた公立大学の学生の退学処分に関する同庁第三小法廷昭和二九、七、三〇判決（集八巻七号一、四六三ページ）と趣旨を同じくするもので、いわゆる特別権力関係における特別権力としての懲戒権の発動に関する最高裁判所の見解を示したものである。これ

に反し、官吏分限令第十一条第一項第四号所定の免職事由たる「官庁事務の都合により必要あるとき」にあたるかどうかは、法規裁量とする見解がつよく（たとえば、東京高等裁判所昭和二七、六、二六判決、例集三卷五号⁽¹³¹⁾、同庁昭和二八、五、二七判決、例集四卷五号⁽¹³¹⁾）、本年度においても、同趣旨の裁判例があらわれている（横浜地方裁判所昭和三二、一〇、七判決、例集八卷一〇号⁽¹⁸⁴⁾）。

その他の裁判権の限界に関する裁判例としては、特記すべきものに乏しく、わずかに、訴願庁に対し、訴願裁決をすべき公法上の義務があることの確認を求める訴を適法とした大阪高等裁判所昭和三二、四、一九判決（例集八卷四号⁽⁶⁶⁾）、憲法は国家形態の基本を規定する最高法規であつて、裁判所はその行使する司法権の基本を定める憲法の下においてのみ存在しうるものであるから、そのよつて立つ根本規範が有効か無効かを形式的にも実質的にも審査する権限を有しないとされた東京地方裁判所昭和三二、一〇、三判決（例集八卷一〇号⁽¹⁸⁴⁾）、旧憲法下において発生した退隠料についても、新憲法下において司法裁判所にその給付を訴求することができるとした京都地方裁判所昭和三二、七、一七判決（例集八卷七号⁽¹³⁶⁾）が注目されるにとどまる。

二 抗告訴訟の基本的問題に関するもの

(一) 抗告訴訟の訴訟物

行政庁の処分を取消を求める訴、すなわちいわゆる取消訴訟における訴訟物が何であるかについては、学説上かねてから議論の存するところであるが、⁽¹⁾裁判例としては、この問題を特に正面から論じたものはなかつたといつてよい。ただ、この点につき、さきに農地買収計画の違法を理由として訴願裁決の取消を求める訴訟の係属中、買収令書の交付があつたため、原告が訴を買収処分無効確認請求に変更し、さらにこれを買収処分取消請求に変更した事案において、右三個の請求は買収計画の實體的違法を攻撃する部分に関するかぎり同じ請求を含むと解すべきであるから、この部分については、たとえ右訴の変更の時期が買収処分に対する取消訴訟の出訴期間経過後であつても、なお当初の訴提起のときにおいて、買収処分取消訴訟の提起があつたものと同視すべきであると判示した最高裁判所第三小法廷昭和三一、六、五判決（集一〇卷六号六五六ページ）があるが、この判示は、農地買収計画と買収処分という買収手続の一環をなす各行為の適否を争う訴訟相互の關係に関するもので、しかも出訴期間の問題に関するものであるから、これをもつて抗告訴訟の訴訟物に関する一般見解を明らかにしたものとするには疑問がある。⁽²⁾ところが、本年度においては、下級審のものではあるが、抗告訴訟の訴訟物、特に請求原因の問題を正面から取り上げ、詳細にこれを論じた注目すべき裁判例があらわれている。すなわち、盛岡地方裁判所昭和三二、二、二五判決（例集八卷二号⁽²³⁾）は、取消訴訟においては、各取消原因をなす個々の違法事由がそれぞれ独立の請求原因をなすものとして、処分の違法一般が請求原因をなすとする見解を排斥し、さらに同庁昭和三二、九、二判決（例集

八卷九号⁽¹⁴⁹⁾は、同一結論をとりつつその理由を詳論している。すなわち、この見解によれば、取消訴訟は一の形成訴訟であり、したがって形成権が訴訟物となるとの見解に立ちつつ、行政処分は、一定の法規の規律の下に行われるのであるが、かような行政処分に対する法的規律の間には、それぞれその目的とするところに相違があり、一の法規違背は他の法規違背とはおのずから異なるものがあるから、それぞれが別個の法的評価を受けるべきものであり、したがって、一の行政処分についても、このように個別的に評価せらるべき法規のそれぞれに違反する事由ごとに、それぞれ別個独立の取消の形成権が発生するもの、換言すれば、これらの法規違反の具体的事由の主張が取消訴訟における請求原因をなすとするのである。右の判決は、かような見解に立ちつつ、同一の農地買収処分の取消訴訟において、自作農創設特別措置法第五条第五号に違反して近く土地使用目的を変更することを相当とする農地を買収したという違法と、買収範囲が不特定であるという違法とは別個の請求原因をなすが、ひとしく自創法第五条第五号違反の事由の主張であるかぎり、使用目的変更に関する具体的事情の主張の相違は請求原因の同一性を害するものではないと判示している。この見解は、従来の裁判例がおそらく暗黙に前提していたと考えられる見解、すなわち取消訴訟における請求原因は当該処分の違法ということであり、個々の違法原因が別個独立の請求原因をなすものではないとする見解に正面から反対するものであつて、問題を提起するものといわなければならぬであろう。

ところで、抗告訴訟における訴訟物をどう考えるかは、この種の訴訟における確定判決の既判力の範囲の問題に大きな関係をもっているが、抗告訴訟における訴訟物について通説的見解をとりつつ、既判力の客観的範囲を論じた注目すべき裁判例がある。甲府地方裁判所昭和三二、八、五判決（例集八卷八号⁽¹⁴⁰⁾）は、農地買収計画に対する訴願棄却裁決の取消訴訟における原告敗訴の判決が確定したのちにおいて、同一原告が、右買収計画に基いてなされた農地買収処分の無効確認訴訟を提起し、さきに農地買収計画訴願裁決取消訴訟において主張したと同一の違法原因を主張した事案において、かかる主張は、農地買収令書発行処分そのものの違法を攻撃するものではなく、先行処分である農地買収計画の違法を主張するものにほかならないが、およそ抗告訴訟においては、当該処分の適法性のすべてが審理の対象となり、これに対する請求棄却の判決の確定は、当事者間において該処分の適法なることを確定する効果をもつものであるから、前記農地買収処分無効確認訴訟において、重ねて同一違法原因を主張することは許されない、と判示している。もつとも本判決は、具体的には、さきの訴訟で主張された違法事由についてのみ、後の訴訟における主張を排斥しているので、その真意について疑問なしとしないが、右の理論から推すと、当初の訴訟において主張しうべかりし一切の違法原因の主張を許さないとする趣旨であろうと考えられる。この判決は、単に取消訴訟の判決の既判力の問題のみならず、取消訴訟における確定判決の既判力と同一処分についての無効確認訴訟との関係およ

び農地買収計画と買収処分のように、一連の手續をもつて効力を完成する処分における先行行為の取消訴訟における判決の既判力と後続行為に対する取消訴訟との関係⁽⁴⁾についても興味ある判示を含んでおり、注目すべき判決たるを失わない。

- (1) 抗告訴訟の訴訟物の問題に関しては、白石健三・「公法関係の特質と抗告訴訟の対象」(岩松還暦祝賀「訴訟と裁判」四一九ページ)、市原昌三郎・「抗告訴訟の本質と判決の効力」(一橋論叢三七卷三号)、雄川一郎・「行政争訟法」五八ページ以下。
- (2) 本判決の批評、田中正雄・民商法雑誌三五卷一号六三ページ、神谷昭・法学協会雑誌七四卷四号一〇三ページ。
- (3) この問題については、雄川一郎・「行政争訟法」九三ページ、行政裁判資料一二号三四ページ以下参照。
- (4) 本件で排斥された原告の主張は、本件土地が自作農創設特別措置法第三条第五項第一号に該当しないという点と、本件土地の買収が原告の保有農地の面積を侵すこととなるという二点であるが、この点は、単に農地買収計画の違法原因となるにとどまらず、買収処分についても違法原因をなすものである。そして、農地買収計画と買収処分とは、形式上は一応別個の行為であるから、農地買収計画を攻撃したと同一の理由で農地買収処分を攻撃することはとりもなわず農地買収計画を攻撃するものにほかならないというロジックについては、若干の補足説明を必要とするのではないかと思われる。この点については、さきに挙げた最高裁判所第三小法廷昭和三一、六、五判決が一つの解答を与えている。なお、行政裁判資料一八号八一ページ以下、特に八四ページ以下参照。

(二) 原処分の取消訴訟と訴願判決の取消訴訟との関係

行政処分とこれに対する訴願の判決、殊に訴願を棄却する判決がある場合、原処分も訴願判決もいづれも行政庁の処分であるから、それぞれ独立して取消訴訟の対象となりうるというのが通説判例で

あるが、そのためにこの二つの訴訟相互間の関係について種々の困難な問題を生じている。一の訴で原処分と訴願判決の取消をあわせて求めることができることについては、実際の取扱上はほとんど異論をみないが、この場合においても、訴願裁判庁のみを被告とすれば問題はないけれども、原処分の取消については原処分庁を、訴願判決の取消については訴願裁判庁を被告とした場合には、行政事件訴訟特例法第四条の専属管轄の規定との関係で問題を生ずることがある。この二つの請求をあくまで別個の請求と考えれば、管轄権を有しない請求についてはこれを分離して移送するほかはないが、原処分の取消訴訟と訴願判決の取消訴訟とが別個の裁判所に係属することを許すべきかどうかについては、疑問が多い。ところがこの問題について興味ある見解を示した裁判例があらわれた。すなわち、国税局長を被告とする審査請求棄却決定の取消請求と税務署長を被告とするその前審たる再調査請求棄却決定および原処分たる更正処分の各取消請求とが一の訴をもつて国税局長の所在地を管轄する地方裁判所に提起された事案において、原審の名古屋地方裁判所昭和三二、五、一五決定が、税務署長に対する請求をその税務署長の所在地を管轄する地方裁判所に移送したのに対し、抗告審の名古屋高等裁判所昭和三二、七、一二決定(例集八卷七号⁽¹¹⁶⁾)は、原処分の取消とこれに対する訴願棄却の判決の取消とは、一見別個の訴訟のようにみえるが、両処分は各独立の効力を有するものでなく、上下一体として訴願判決によつて是認された行政処分の取消を求める合一目的の訴訟であり、各請求にお

ける被告たる原処分庁と訴願裁決庁とは、類似必要的共同訴訟の關係に立つものと考えらるべきであるから、両請求を分離することは許されないと論じて右の移送決定を取り消している。⁽⁵⁾

(5) 本件のような場合における管轄の問題について、田中二郎ほか、「行政事件訴訟特例法逐条研究」二五五ページ以下、雄川一郎・「行政争訟法」一六〇ページ以下参照。

(三) 抗告訴訟の対象

いかなるものを抗告訴訟の対象となる行政庁の処分と考えるかは、実務上しばしば問題となるところであるのみならず、この点の解釈いかんは、行政救済の可能範囲を画する上において、少なからぬ重要性をもっている。その意味において理論上興味ある問題の一つに、行政庁の行為の法律上の効果によつてでなく、その事実上の影響によつて私人の権利が害せられるような場合に、これを取消訴訟の対象となる行政庁の処分としてとらえるかという問題がある。この点は、原告適格ないしは訴の利益の問題としてしばしば問題となるが、抗告訴訟の対象の問題として取り上げられることもないではない。本年度にあらわれた裁判例としては、次の二つが注目される。まず、宇都宮地方裁判所昭和三二、五二、八判決(例集八巻五号⁽⁹⁵⁾)は、厚生大臣の定めた社会保険医療担当者監査要綱に基き都道府県知事が行う保険医に対する注意および戒告の措置につき、これらの行為は、それ自体はなんらの法律上の効果の発生を目的としない一種の観念の通知たる事実上の行為にすぎないが、医療担当者にとつては、指定の取消と同様その名誉および信用などに事実上重大な影響を及ぼすおそれがあることが明らかであるから、懲戒作用たる性質をも具備するものといふべきであり、右措置が社会観念上著しく適正を欠くとか、全く事実の基礎を欠くような場合においては、行政事件訴訟特例法第一条にいう行政庁の処分に準じて、抗告訴訟の対象となりうると解している。この判決は、後述の自動車運轉者の免許停止期間経過後における右停止処分取消の訴の利益の有無の問題とも関連性を有するし、また他方、さきにあられた、海難が第三者の過失に帰因する旨の海難審判庁の海難原因解明裁決に対し右第三者からその取消を訴求することを認めた東京高等裁判所昭和二七、一一、一六判決(例集三巻一二号⁽³⁰⁰⁾)や、登記官吏のする土地台帳付属地図の記入および訂正行為を抗告訴訟の対象となる行政庁の処分にあたると解した盛岡地方裁判所昭和三〇、一〇、一一判決(例集六巻一〇号⁽²⁶²⁾)とも共通するものを含んでいると考えられる。⁽⁶⁾

次に衆議院議員選挙その他の選挙に投票した旨の町選挙管理委員会の証明行為は、同委員会の管理した特定の選挙において選挙権を行使した事実を証明する行為にすぎず、これによつてなんらの法律上の効果を生ぜしめるものでないから、抗告訴訟の対象となる行政庁の処分にはあたらないとした広島高等裁判所岡山支部昭和二三、一八判決(例集八巻三号⁽⁴⁹⁾)がある。この事件においては、原告はアメリカ国籍を有していた二世であり、同国の国籍法第四百一条によれば、外国における政治的選

挙において投票した者は米国籍を失うこととされているため、前記選挙管理委員会の証明行為によつて米国の市民権を失う結果になるとして取消を訴求したのであるが、裁判所は、かような間接的影響の故をもつて右行為を抗告訴訟の対象となる処分とはなしがたいとしてこれを一蹴した。このように、二世がアメリカの国籍を維持する目的で訴訟を起す例としては、日本の国籍を取得した原因について確認を求める訴訟が最も多いが、後述のようにこの後の種類の訴訟においては訴の利益が肯定されているのと対比して考えるとき、両者の間には若干の技術的な相違があるとはいへ、問題の余地がないとはいえないように思われる。⁽⁷⁾

抗告訴訟の対象に関する裁判例としては、右のほかに、家畜伝染病予防法に基き家畜防疫員がした疑似患畜ないし患畜の判定は、医学的な判断作用であつて、行為概念に属せず、たんにのちにおいて当該家畜に対してとられるべき種々の処分のための一資料となるにすぎないから、抗告訴訟の対象となる行政処分とはいえないとした岐阜地方裁判所昭和三二、七、三判決（例集八卷七号⁽¹³¹⁾）、農地法第八条所定の公示、縦覧通知等の一連の行為およびこれらの行為の効果を消滅せしめることを目的とする「某の所有農地を買収しない」旨の農業委員会の決議を抗告訴訟の対象となる行政処分と解した千葉地方裁判所昭和三二、一一、一九判決（例集八卷一一号⁽¹⁹³⁾）が注目される。

(6) 昭和三十年年度年鑑一七ページ、行政裁判資料二三号一三七ページ以下・一五五ページ参照。

(7) 事件の原審岡山地方裁判所昭和三一、七、一二判決（例集七卷七号⁽¹⁸³⁾）は、この問題にふれることなく、実体にはいつて審理をした上、請求を棄却している。

(四) 原告適格・訴の利益

抗告訴訟における原告適格および訴訟利益についても、実務上問題が多い。本年度にあらわれた裁判例中、原告適格に関するものとしては、建築基準法第六条による建築確認処分に対しては、当該建築物の隣地所有者は、火災の場合に不測の危険にさらされるおそれがあるときは、同法によつて保護されている法律上の利益を侵害された者としてその取消を訴求する適格を有するとした佐賀地方裁判所昭和三二、四、四判決（例集八卷四号⁽⁷³⁾）および農地法第八条所定の公告、縦覧、通知の効果を消滅せしめることを目的とする農業委員会の決議に対し、当該農地の小作人はその取消を訴求する適格を有しないとした前掲千葉地方裁判所昭和三二、一一、一九判決が注目されるにとどまるが、訴の利益に関するものとしては、興味あるものが少なくない。

まず、自動車運転免許停止期間経過後における右処分取消訴訟の利益の有無については、すでに積極、消極の裁判例（積極に解するものとして、大阪地方裁判所昭和三〇、九、三〇決定、例集六卷九号⁽²⁴⁴⁾、消極に解するものとして、仙台地方裁判所昭和三一、一一、二八判決（例条七卷一一号⁽²⁶⁹⁾）があるが、本年度においては、右処分が免許証に記載されて被処分者の名誉信用などの人格的利益を侵

害する一種の制裁処分たる性質をもつという理由により、かかる人格的利益の侵害を排除するために停止期間経過後といえども取消を訴求する利益があるとした東京地方裁判所昭和三二、一二、二〇判決（例集八卷一二号⁽²³⁰⁾）がある。これに対し、解職賛否投票の無効確認訴訟において、被解職者の名誉の回復のための理由により、右被解職者が解職賛否投票の結果以外の理由でその職を失つたのちにおいてもその訴訟を維持する利益を認めることができるかの問題については、消極に解せられている（大阪高等裁判所昭和三二、一一、七判決、例集八卷一一号⁽¹⁹⁸⁾）。

次に行政処分が無効の場合に、無効を前提とする現在の法律関係についての訴訟でなく、直接に当該処分が無効確認訴訟を提起することができることと従来の判例であるが、かような無効確認訴訟がいかなる範囲において許されるかについては、問題なしとしない。従来はどちらかといえば、取消訴訟と同じ範囲において広くこれを認める傾向がよかつたが、本年度においては、この点につき反省を示す裁判例があらわれている。すなわち、岐阜地方裁判所昭和三二、四、二四判決（例集八卷四号⁽⁶⁸⁾）は、公売処分完結後においては、その処分の目的となつた不動産につき所有権を主張する第三者は、競落人に対して自己の所有権の確認または所有権移転登記の抹消を訴求すれば足り、行政庁を被告として右の完結した公売処分の無効確認を求める利益はないとしている。

抗告訴訟に関するものではないが、日本国籍の取得原因について確認を求める訴の利益の有無につ

いてこれを肯定した最高裁判所大法廷昭和三二、七、二〇判決（集一一卷七号一、三一四ページ）が注目される。この点については、すでに消極の見解をとる最高裁判所第三小法廷昭和二四、一二、二〇判決（集三卷一二号五〇七ページ）のちにおいても、積極の見解をとる下級審の裁判例があらわれていたが、今回大法廷の判決によつてさきの小法廷の判例を変更したわけである。もつとも、この判決は、その理由として、原告が戸籍の訂正を求めるにつき必要があるという技術的な理由をあげるにとどまつていることに注意すべきである。⁽⁸⁾

行政処分の取消のほか、その取消の結果として行政庁のなすべき原状回復の措置を訴求することができるかという問題に関し、かかる訴の利益なしとした裁判例がある。すなわち、福岡地方裁判所昭和三二、三、一九判決（例集八卷三号⁽⁵⁰⁾）は、試掘権取消処分の取消とあわせて試掘権回復登録の請求をした事案につき、この場合、通商産業局長は、鉱業登録令第四十一条の類推適用により、事実上回復の登録をしなければならないこととなるからという理由で、後者の請求につき訴の利益を否定している。⁽⁹⁾

訴の利益に関する裁判例としては、右のほか、地方公共団体の水道使用料の滞納については、地方自治法第二百二十五条の規定により強制徴収をすることができるから、地方公共団体は、訴によつてこれを請求することはできないとした京都地方裁判所昭和三二、三、七判決（例集八卷三号⁽⁴⁶⁾）があ

る。

(8) 本判決の批評、柔田三郎・法学新報六五卷二号八〇ページ、中田淳一・民商法雑誌三七卷二号七五ページ。

(9) 同種の事案について、札幌地方裁判所昭和三一、一、三〇判決（例集七卷一号四〇）は、かかる回復登録は、試掘権設定許可処分取消処分が確定すれば、関係行政庁がこれに拘束されて当然これをしななければならないのであつて、裁判所が行政庁に對してこれを命ずべき筋合ではないとして、当該請求に関する部分の訴を却下している。

(五) 主張・立証に関する問題

取消訴訟の原告が、違法原因として、自己の利益保護に関係のない法規違反を主張することができ、るかについては、さきに消極の見解をとる下級審の裁判例（東京地方裁判所昭和二八、八、一〇判決、例集四卷八号⁽²⁰¹⁾）があるが、これと同一の見解を示した最高裁判所の判決があらわれている。すなわち、同庁第三小法延昭和三二、一二、二四判決（集一一卷一四号二、三三六ページ）は、不当労働行為に対する労働委員会の救済命令の取消訴訟において、使用者が、右命令が労働組合法第五条第二項の要件を欠く労働組合の申立に基いて発せられたという理由でその違法を主張したのに対し、同裁判所は、右の労働組法の規定は、労働組合が第二条および第五条第二項の要件を具備するようになることを促進するために、労働委員会をしてかかる要件を具備しない組合の申立を拒否すべき義務を國家に対する関係において負わしめておくとどまり、使用者に対する関係においてもかような義務を負わしめる趣旨ではないと解すべきであるから、使用者は、労働委員会の命令が右の規定に違反する

という理由ではその取消を求めることができないと判示している。労働組法第五条の解釈としては異論を免れないとしても、原告の主張しうる違法原因の範囲を当該法規が原告の利益保護の趣旨をもつかどうかによつて定めようとする見解をはつきりと打ち出している点において、注目すべき判決たるを失わない。

立証責任に関するものとして、若干の裁判例が注目される。まず、行政処分の無効原因については、取消原因の場合と異なり、無効を主張する者において、該処分の瑕疵が明白かつ重大なものであることの主張および立証責任を有するとした東京地方裁判所昭和三二、五、二三判決（例集八卷五号⁽⁸⁰⁾）がある。この点については、すでに同趣旨の裁判例（大阪地方裁判所昭和三一、六、二九判決、例集七卷六号⁽¹³⁵⁾）があるが、同裁判例においてはその理由が明確にされていないのに対し、右判決は、その理由として、当該処分について瑕疵の存否が明確でない以上、取消原因としての瑕疵の存在を認めべきであるとしても、少くとも無効原因としての明白な瑕疵の存在を否定せざるをえないと説明している点が興味深い。

なお、取消訴訟における取消原因の立証責任については、近時、違法事由一般についてこれを論ぜず、あたかも通常の民事訴訟におけると同様に、個々の法規の定める要件につき、それが行政庁の処分権の発生要件を定めるものであるか、処分権の発生を阻止する要件を定めるものであるかによりこ

れを決定すべきであるとする見解をとる裁判例が比較的多くあらわれているが、本年度においても、東京高等裁判所昭和三二、一一、一三判決（例集八卷一一号⁽¹⁹¹⁾）、福島地方裁判所昭和三二、一二、一六判決（例集八卷一二号⁽²⁰⁹⁾）がこの見解を示している。⁽¹⁰⁾

⁽¹⁰⁾ この問題については、滝川毅一、「行政訴訟における立証責任」（岩松還歴祝賀「訴訟と裁判」四七一ページ）、雄川一郎、「行政争訟法」二二三ページ以下参照。

(六) 訴願前置

国税徴収法に基く滞納処分として、滞納者以外の第三者の所有財産に対してなされた差押処分に対する右第三者の取消訴訟と訴願前置との関係は、これまでしばしば問題とされている。従来はかかる処分を当然無効と考えて事を処理する傾向が支配的であつたが（本年度における裁判例としては、高松地方裁判所昭和三二、三、一一判決、例集八卷三号⁽³⁸⁾、大阪高等裁判所昭和三二、七、九判決、例集八卷七号⁽¹¹⁵⁾）、本年度においては、国税徴収法第十四条による差戻請求の手續を行政事件訴訟特例法第二条にいう訴願にあたるものと解し、右請求に対する決定を経れば、取消の訴を提起することができる⁽¹¹⁾とした裁判例（東京地方裁判所昭和三二、四、一八判決、例集八卷四号⁽⁶⁵⁾）があらわれている。

訴願裁決を経ないで出訴できるいわゆる正当な事由に該当するかどうかも、実務上しばしば争われるところであり、殊に訴願をしても、その結論がほぼわかつているというような場合が右にいう正当な事由にあたるかどうかは、事実関係の微妙なニュアンスによつて判断のわかれるところである。本年度においても、寺院の庫裡を原則として固定資産税の課税対象とする知事の課税方針に対し原告等から累次にわたる反対陳情がなされたにかかわらず右課税方針の変更がなされていない場合には、同一理由に基いて地方税法による異議手續をとつても、右の課税方針の変更を期待することができないから、これを経ないで直ちに出訴することができるとした東京地方裁判所昭和三二、二、二八判決（例集八卷二号⁽³⁰⁾）に対し、新潟地方裁判所昭和三二、一二、一六判決（例集八卷一二号⁽²²⁴⁾）は、市の助役選任同意に関する市議会の議決について、すでにその有効なことの自治庁の解答があり、行政事務がこれに従つて処理されるために訴願を提起しても直ちに排斥されることが明らかであるという理由だけでは、右助役選任取消の訴の提起につき行政事件訴訟特例法第二条但書にいう正当な事由があるものとはいえないとしている。

⁽¹¹⁾ 本判決の批評、直島一男・一橋論叢三九卷三号九九ページ。なお、本件の控訴審東京高等裁判所昭和三三、二、二七判決（例集九卷二号⁽⁸⁾）も、この見解を支持している。

(七) 執行停止

行政事件訴訟特例法第十条による執行停止の申請については、本案の請求たる処分の適否について

も審理すべきか、単に同条第二項に規定する特別の要件のみを審理すれば足りるかは解釈上問題のあるところであるが、裁判例としては、前者についても審理すべきものとする見解が支配的である。しかるに本年度においては、後者の審理のみで足り、前者については審理すべきものでないとする見解を示した裁判例（大阪高等裁判所昭和三二、四、二三決定、例集八卷四号(75)）があらわれている。

執行停止に関するその他の裁判例としては、町議会議長が町議会解散処分執行停止を求めた事案について、特例法第十条第二項にいう損害とは、純粹に申立人個人のものに限らず、町議會議員または議長としての資格によつて生ずるものをも含むとした東京高等裁判所昭和三二、七、一七決定（例集八卷七号(128)）⁽¹²⁾、行政処分の執行停止の申立についてなされた決定には既判力に類する効力を認めることはできないから、さきに申立が理由がないとして却下されたとしても、再びさきの申立において提出し得た理由および疎明資料を追加して同趣旨の申立をすることを妨げないとした東京地方裁判所昭和三二、三、二九決定（例集八卷三号(53)）⁽¹³⁾がある。

⁽¹²⁾ 反対、東京高等裁判所昭和三一、七、一八決定（例集七卷七号(185)）。

⁽¹³⁾ 反対、大阪高等裁判所昭和三一、一二、七決定（例集七卷二二号(296)）。

三 その他の訴訟法上の問題に関するもの

その他の訴訟法上の問題に関するものとしては、特記すべきものに乏しく、わずかに、税の賦課徴

収処分の無効を理由として既納付の税金の返還を求める訴は、実質的には行政処分の効力を争うものであるからという理由で公法上の権利関係に関する訴訟に属するとした松江地方裁判所昭和三二、五、三〇判決（例集八卷五号(87)）、行政処分無効確認訴訟については、行政事件訴訟特例法第四条は、行政庁である被告の普通裁判籍を定める限度において類推適用すべきものであり、専属管轄の点についてまで類推適用すべきでないとした仙台高等裁判所昭和三二、四、一五決定（例集八卷四号(55)）⁽¹⁴⁾、特別都市計画法による換地予定地指定の取消を求める訴は、本換地のなされるまでいつでも出訴できるのではなく、行政事件訴訟特例法第五条の適用を受けるものであるとした最高裁判所第一小法廷昭和三二、一二、二六判決（集一一卷一四号二、四七〇ページ）が注目をひくにすぎない。なお、訴訟手続に関するものではないが、裁判所法第八二条の不服申立は、単に裁判所の監督権の発動を促すものにすぎず、訴願のように、これに対する判断および応答の義務を裁判所に課すものではないとした大阪地方裁判所昭和二二、一、二二判決（例集八卷一号(18)）も、同規定に関する最初の解釈例として一応注目せられてよいであろう。

⁽¹⁴⁾ 本判決の批評、橋本公巨・法学新報六五卷一号六六ページ。

四 実体法通則に関するもの

行政実体法通則に関する裁判例としては、前述のように、特記すべきものに乏しい。

まず、公法上の権利の性質に関する裁判例として、慣習による公水使用権を公法上の権利と解し、かかる権利の成立要件として、それが特定人の利益として承認され、ある程度継続的な使用を内容とするものでなければならず、かつ、相当長期間にわたり平穩かつ公然として使用され、これが一般的に正当な使用として承認されていることを要とした長野地方裁判所昭和三二、五、二八判決（例集八巻五号⁽⁹⁶⁾）、公務員の俸給を受ける権利の放棄は、国または地方公共団体との間に存する特別権力関係を破壊し、公益を害するに至るおそれがあるから、一般に許されず、右のようなおそれが全く存しない場合にかぎり有効にこれをなしうると解した仙台高等裁判所昭和三二、七、一五判決（例集八巻七号⁽¹³⁴⁾）が一応注目される。

行政行為の瑕疵に関するものとしては、一般理論として注目すべき判示を含むものはなく、個々の場合につき取消原因となる瑕疵が無効原因となる瑕疵かを判示したものとして、農地買収計画に対する異議決定および訴願に理由の記載を欠く瑕疵は、取消原因となるとしても無効原因とはならないとした最高裁判所第一小法廷昭和三二、一、三一判決（集一一巻一号二〇一ページ）⁽⁹⁸⁾があるほか、未墾地買収計画のように、買収すべき土地の選択、決定について裁量の余地の広いものについては、その決定の直接の機関のみならず、これを補助する機関についても特別の利害関係を有するものでないことを必要とし、かかる利害関係を有する補助機関が参加してなされた買収計画は無効であると解し

た千葉地方裁判所昭和三二、五、二八判決（例集八巻五号⁽⁸¹⁾）、配当所得を支払った事実がない者に源泉徴収所得税を徴収納付すべき義務ありとしてなされた徴収告知処分を無効とした東京高等裁判所昭和三二、九、三〇判決（例集八巻九号⁽¹⁶²⁾）が注目されるにとどまる。

なお、行政実体法に関するその他の問題についての裁判例としては、公立学校助教諭または講師の任命行為の性質につき、これを公法上の契約と解した山形地方裁判所昭和三二、一、一六判決（例集八巻一号⁽¹⁵⁾）がある。

⁽⁹⁵⁾ 本判決の批評、平井考・一橋論叢三九巻三号一〇二ページ、高田賢造・法学新報六五巻三号五五ページ。

⁽⁹⁶⁾ 本判決の批評、今村成和・民商法雑誌三六巻一号一二二ページ。

第三 農地関係事件の裁判例概観

農地関係事件の新受件数は、昭和二十三年以後減少の傾向を示し、同三十一年度においてはついに三四九件となつたが、同三十二年度の新受件数は四一〇件で、前年度のそれを六一件上廻っている。このうち、第一審の新受件数は三〇四件であり、昭和三十年度の二七六件、同三十一年度の二一八件よりも多くなつている。これを法令別に分類してみると、自創法関係事件一八七件、農地法関係事件九一件、農地調整法関係事件一〇件、いわゆる譲渡政令関係事件三件、その他が一二件である。この

ように農地関係事件が昭和三十二年度においてかなり増加し、しかも、そのうちすでに廃止された自創法関係事件が依然として大きな比重を有し、かつ、前年度よりもむしろ増加しているという事實は、逆に農地法関係事件が、右にのべた偶発的ともいえる盛岡地方裁判所に集団的に提起された未墾地買収処分取消の訴五六件を加えてもなお九一件にすぎない事実とともに、注目すべき現象といわなければならぬ。

処理状況を見ると、既済件数は三九九件で、昨年度の四五四件に比べ五五件の減少を示し、昭和二十四年度以降毎年減少する傾向を示している。そのうち第一審の既済件数は二七七件で、前年度の三一六件よりも三九件減少している。第一審の既済内容をみるに、裁判によつて終了したものが一〇六件で、前年度のそれよりも五〇件減少し、裁判によらずに終了したものが一七一件で、前年度より一件増加している。

次に、本年度にあらわれた裁判例を概観してみよう。

一 自作農創設特別措置法に関するもの

(一) 農地買収に関するもの

(1) 農地の意義

ある土地が自創法により買収さるべき農地にあたるかどうかは、それが「耕作の目的に供される土

地」であるかどうかを客観的事実状態に基いて判断すべきであるが、現に耕作されている土地であるというだけでは右にいう農地でないというのが従来の判例である（最高裁判所第一小法廷昭和二八、五、二八判決、集七卷五号五六ページ）。本年度においても、この立場に立ちつつ、土地区画整理のため換地を受けた土地は、現に耕作されているからといって、直ちにこれを農地ということはできないとして、原判決を破棄し差し戻した最高裁判所第三小法廷昭和三二、一〇、八判決（集一一卷一〇号一、七二六ページ）がある。⁽¹⁾ なお、自創法の事件ではなく、農地調整法の事件ではあるが、右の判決と同一の立場に立つと見られるものに、最高裁判所第一小法廷昭和三二、六、一三判決（集一一卷六号一、〇四六ページ）がある。同判決は、現にマオラン麻の栽培がなされている土地であつても、その土地が、埋立工事によつて工場敷地に造成し、周囲に塀をめぐらし、その中に工場を建設して工場経営をしている土地の一部休閑地であつて、客観的に工場用地としての要件を具備し、本来工場経営のため使用する目的が明らかな土地である場合には、農地調整法（昭和二十年法律第六十四号による改正前のもの）にいう農地に該当しないと判断している。⁽²⁾

(1) 本判決の批評、手島孝・民商法雑誌三七卷四号六三三ページ。

(2) 本判決の批評、加藤正男・民商法雑誌三六卷六号九四四ページ。

(2) 農地買収手続における対象農地の特定

買収処分をするにあたり、対象たる農地が事実上特定されているのみでなく、買収令書において特定されていないならばならないとする最高裁判所第一小法廷昭和二六、三、八判決（集五卷四号一五一ページ）に対し、下級審の裁判例は、買収令書における特定を理論上必要とする前提をとりながらもその特定の程度についてゆるやかな解釈をとり、買収令書の記載以外の事実によつてその記載を補充することも容認している傾向にあることは昭和二十九年年度年鑑（四二ページ以下）において説明しておいた。最高裁判所第二小法廷昭和二三、一一、一判決（集第一一巻一二号一、八七〇ページ）が、買収令書に買収目的地の表示として一筆の土地の一部を単に地積を表示して掲げているに過ぎない場合においても、買収手続当時の事情の下で、一筆の土地のうち被買収者が小作に付している特定の部分を買収の目的とする趣旨であることが関係当事者に疑を容れない程度に看取されうる場合には、右の表示をもつて、買収目的地が買収令書において特定されていると解するに妨げがないと判示しているのは、右の裁判例の傾向を確認したものと見えよう。なお、この農地買収における買収対象土地の特定の問題に関し、買収手続を組成する各行為につき必ずしもこれを同一に論じたいという見解を示した裁判例がある。札幌地方裁判所昭和二三、一〇、一八判決（例集八巻一〇号⁽¹⁷¹⁾）が、買収計画は、農地所有者に買収すべき農地の地番、面積その他を予告して、不服申立の機会を与え、もつて農地買収の公正を期するためのものであつて、これにより農地買収の効力を生ずるものではないから、買収計画樹立当時買収対象地の範囲が明確でなくても、買収令書の交付の時までにその範囲が特定すれば、買収処分による所有権移転の効果に影響はないとしているのは、買収計画の段階における特定を買収処分の段階における特定よりもゆるやかに解していることに基くものであらう。また仙台高等裁判所昭和二三、七、一七判決（例集八巻七号⁽¹¹²⁾）も、買収計画に対する訴願裁判において買収除外範囲を「〇〇番の一部山林六反七畝二十二歩を買収計画より除外する」旨を表示したにすぎない表現は、必ずしも正確とはいえないが、右買収除外範囲が買収手続上客観的に明確であり、かつ、右の表現自体からおおよその範囲の見当もつく以上、買収土地の権利の変動を伴う確定的処分である買収処分の場合とは異なり、行政機関に処分是正の機会を与えることを主眼とする訴願裁判の場合には、右の程度の記載で目的物の特定の特定があるものと解するのを相当とすると判示している。

(3) 遡及買収に関するもの

自創法は、農地の買収にあつて地主の保有しうる小作地の面積の計算につき、同居の親族の所有小作地はすべて合算すべきものとしているが（第四条）、法定の基準日たる昭和二十年十一月二十三日当日は同居の親族であつたが、その後別居し、あるいは、同一市町村内の他の場所に住所を移した親族の所有小作地についても、保有面積の計算につき右基準日に遡及し、その当時の状態において、これを同居の親族の所有小作地として合算することができるかという問題がある。遡及買収に関する

自創法第六条の二および第六条の五は、遡及買収の要件としての基準日後の事情の変動として、基準日当時の小作地の小作人がその後小作人でなくなつた場合、当該小作地の所有者またはその住所に変更があつた場合、当該小作地がその後農地でなくなつた場合を掲げているにとどまり、前記のような場合についてはなんらの規定もないので、かような遡及が許されるかどうかは相当疑問のあるところであるが、従来下級審の裁判例はあるいは右の別居は所有者の変更の場合と同視すべきであるという理由により（高知地方裁判所昭和二四、一〇、二五判決、月報二三号⁽³⁹⁴⁾、熊本地方裁判所昭和二七、八、二五判決、例集三巻八号⁽¹⁹²⁾）、あるいは同一市町村内における住所の変更もなお前記第六条の二等という所有者の住所の変更にあたるという理由により（高松高等裁判所昭和二七、三、二六判決）これを積極に解していた。本年度においてこれらの下級審の見解を是認する二つの最高裁判所の判決があらわれているが、そのうち同庁第一小法廷昭和三二、一、三一判決（集一一巻一号一一三ページ）⁽³⁾は、前の理由を挙げ、同小法廷が同日に言渡した別件の判決（集一一巻一号一二二ページ）⁽⁴⁾は、あとの理由を挙げている。

次に、自創法第六条の二第二項第一号に該当する農地を在村地主の小作地保有面積の計算上小作地に算入することの可否について判示した最高裁判所の判決がある。すなわち同庁第一小法廷昭和三二、二、七判決（集一一巻二号二一三ページ）⁽⁵⁾は、「自創法六条の二及び五は、当該農地の条件が基準日

以後変動した農地について『基準日現在における事実に基づいて』農地買収計画を定めると規定しながら、その場合の小作地保有面積の計算についてはなんらの規定をしていないのみならず、同条第二項は、かかる変動があつても一定の事由に該当する場合は遡及買収をしない旨を規定しているのであるから、遡及基準日には小作地であつても、その後買収計画樹立までに賃貸借契約等が適法かつ正当に解約され、右第二項第一号に該当する農地は、保有面積計算の場合にも小作地に算入しない趣旨と解するのを相当とする。」と判示して、自創法第六条の二第二項第一号に該当し、買収計画当時すでに自作地となつている農地は、当該農地を小作地として遡及買収することができないことはもちろん、他の農地を遡及買収する場合でも、在村地主の小作地保有面積の計算上小作地に算入することができない旨を明らかにした⁽⁵⁾。かつて、福島地方裁判所昭和二五、一一、一三判決（例集一巻一一号⁽²⁰⁴⁾）は、かかる場合にも小作地に算入して保有面積を計算すべきものとし、右最高裁判所の原審たる高松高等裁判所昭和二八、二、九判決も右同様積極に解していたのであるが、今回の最高裁判所の前記判決は、地主に対して認められた保有面積を侵害する結果を避けるためか、右のようにこれを消極に解したことは注目すべきであろう。

その他、自創法第六条の二第一項の「小作地に就き耕作の業務を営んでいた小作農」について、最高裁判所第一小法廷昭和三二、二、二一判決（集一一巻二号三一八ページ）⁽⁶⁾は、農地賃貸借契約上の

賃借人が老令のため、昭和十九年以來同居の子に、農耕はもちろん主食の供出、世帯の切り廻し等一切を任せ、自分は多忙の折子の手伝をする程度であつて、この事実を地主も了承していた場合は、右の子は右にいう小作農にあたるものとしている。⁽⁶⁾ また、遡及買収の要件として被買収者に不当に買収を免れる意思があることを必要としないとする最高裁判所第一小法廷昭和三二、六、二〇判決（集一一卷六号一、一〇五ページ）がある。⁽⁷⁾

(3) 本判決の批評、田中正雄・民商法雑誌三六卷一号七五ページ。

(4) 本判決の批評、園部逸夫・民商法雑誌三六卷一号八一ページ。

(5) 本判決の批評、加藤正男・民商法雑誌三六卷二号三四ページ。

(6) 本判決の批評、末川博・民商法雑誌三六卷二号七七ページ。

(7) 本判決の批評、矢野勝久・民商法雑誌三六卷六号一四四ページ。

- (二) 宅地建物等の買収（いわゆる付帯買収）に関するもの
 (1) 買収申請に関するもの

買収申請の無資格者を共同申請人とする付帯買収申請の適否に関して、大阪高等裁判所昭和三二、六、一四判決（例集八卷六号97）は、自創法第十五条において、いわゆる解放農地の自作農となつた者の申請に基いて政府が当該農地の利用上必要な農業用施設を買収する旨定めているのは、右施設を買収の上申請人に売り渡すことを終局の目的としているのであるから、買収申請資格のないものを共

同申請人としてした買収申請は不合法であるとしている。

また大阪高等裁判所昭和三二、七、五判決（例集八卷七号110）は、地区農地委員会が数名の共同付帯買収申請を部落を代表してなされたものと誤認して、個々の申請人の適格を顧慮することなく買収計画を樹立したところ、県農地委員会の訴願裁決により右買収計画が取り消された事案について、右の訴願裁決は、右買収申請までも無効とする効力を有するものではないから、地区農地委員会は、新たな買収申請によることなく、さきの見解をあらため、該申請を個々の申請人が共同してなしたものとし、申請人中適格を有するものについてのみ再度買収計画を樹立しても違法ということはできない旨判示している。

- (2) その他

真実の所有者でない登記簿上の所有名義人に対する買収処分については今まで多数の裁判例があるが、これとは逆に、登記簿上も所有名義をもっている真実の所有者を無視して、他の者を相手方としてなされた宅地買収処分の効力を判断した裁判例があらわれている。東京高等裁判所昭和三二、一、一三判決（例集八卷一十一号191）は、自創法による宅地買収処分が、真の所有者であり、登記簿上も所有名義人となつている者を無視して、他の者を相手方としてなされた場合には、その瑕疵が重大であるから、当然無効といふべきであるが、買収処分の相手方（夫）と真の所有者（妻）とが同居の

夫婦であり、妻が買収手続を知りながら別段自己の所有権を主張せず、夫は他の理由により買収計画に対する異議を述べながら、所有権が妻にあることについてなんらの主張もせず、かえつて自ら買収対象宅地の範囲について行政庁との調停に応じた結果、買収土地の範囲を縮小させることに成功したような事情があり、また妻においてはかかる事情を知りながら不服申立の手段にでなかつたような事実があるときは、右処分は客観的に明白であるといふことはできないから、これを当然無効の処分といふことはできないとしている。その他、農業用施設かどうかについて、池沼が、その形成の由来、地理的外形的諸条件、池水利用の状況等から自創法第十五条所定の農業用施設に当たらないとした大阪高等裁判所昭和三二、六、一四判決（例集八卷六号97）等がある。

(三) 農地売渡に関するもの

農地の売渡に関しては、別にめぼしい裁判例は見当たらない。ただ、福岡高等裁判所昭和三二、六、一四判決（例集八卷六号98）が、農地売渡の相手方の選定について都道府県農地委員会の承認をうけなかつた売渡計画、売渡処分も当然無効ではないとし、農地売渡の時期を政府が当該農地の所有権を取得した買収時期に遡及して定めても、第三者の利益を現実に害しないかぎりさしつかえないものと判示しているのが見受けられるにすぎない。

(四) 未墾地、牧野買収等に関するもの

(1) 未墾地買収等に関するもの

農地買収計画の樹立にあたり利害関係のある農地委員が関与した場合について、かつて松山地方裁判所昭和二四、一一、一七判決（月報二三号405）は、かかる買収計画を無効と判示しているが、本年度においては、未墾地買収計画の樹立にあたり利害関係のある補助者が関与した場合に関して、千葉地方裁判所昭和三二、五、二八判決（例集八卷五号81）が、未墾地買収計画のように、買収すべき土地の選択、決定について裁量の範囲の広いものについては、その決定の直接の機関のみならず、これを補助する機関についても、当該決定について特別の利害関係を有するものでないことを要するものと解すべく、かかる利害関係を有する補助機関が参加してなされた買収計画は無効であるとしているのは異色ある裁判例であろう。また、国が自創法に基いて買収した未墾地を耕作以外の目的のために売り払う場合に関して、盛岡地方裁判所昭和三二、三、一九判決（例集八卷三号45）は、右の未墾地を耕作以外の目的のために無制限に売り払うことは、自創法本来の目的を逸脱し、ひいては憲法が保障する私有権の保障にも接触するおそれのあるものであるから、少くとも旧所有者の承諾なくして右売払をすることは許されないものと解するのを相当とする旨判示している。

(2) 牧野買収に関するもの

山形地方裁判所昭和三二、一〇、二八判決（例集八卷一〇号174）は、牧野が公園の一部として事実

上公共の使用に供され、牧野所有者がこれを認容するにすぎないような場合は、公共用物ではないから、これを買収することは妨げないと判示している。

二 農地法に関するもの

(1) 農地法第四条に基く転用許可が、右許可の申請後、宅地とされた土地についてなされた場合に付き、佐賀地方裁判所昭和三二、七、二三判決（例集八巻七号⁽¹¹³⁾）は、右の転用許可は、農地を農地以外のものにするためになされる行政処分であるから、右許可申請後宅地となり、許可当時においては外観上農地でないことが明白な土地をなお農地としてなした許可処分は、目的物に関する不能として無効と解すべきであるとしている。

(2) 農地法第八条所定の公示縦覧通知の効果を消滅させることを目的とする「某の所有農地を買収しない」旨の農業委員会の決議が行政処分となるかどうかについて、千葉地方裁判所昭和三二、一、一二判決（例集八巻一一号⁽¹⁹³⁾）は、右公示縦覧通知等の一連の行為は、国民の権利義務に影響をあたえるものであるから行政処分であり、したがって、かかる行政処分の効果を消滅せしめることを目的とする「某の所有農地を買収しない」旨の農業委員会の決議もまた行政処分と解するを相当とするとしている。

(3) その他、農地法所定の利用権設定につき、共同親権者の一人を全然無視し、同法第二十六条第三項、第四項、第二十八条第一項の手續はもちろん、同法第三十条第一項の裁定の通知もせず、また裁定申請者もこれに対して協議を求めたこともない場合には、他の共同親権者に対して右のような手續がなされていても、当該利用権の設定裁定は違法として取消を免れないとした盛岡地方裁判所昭和三二、七、一五判決（例集八巻七号⁽¹¹¹⁾）がある。

第四 選挙その他投票に関する事件の裁判例概観

昭和三十二年度における選挙関係事件の第一審新受件数は、一八件（高等裁判所一七件、地方裁判所一件）にとどまり、前年度の四九件、前々年度の一〇七件に比べると著しい減少を示し、年間の既済件数も八七件で、前年に及ばない。ただ上告事件の既済件数は三八件を数え、この点は前年度の二一件をはるかに上廻わっており、それだけに注目すべき判旨も少くない。

地方自治法による直接請求は、年間の新受件数三五件、既済二三件に及んでいるが、判決をもつて終了したものは極めて少なく、その他同法第一百八条による地方議会の選挙に関する事件、最高裁判所裁判官国民審査に関する事件などが既済事件のうちに見受けられる。

一 公職選挙法関係

(一) 選挙または当選の効力に関する争訟原因

(1) 選挙無効原因と当選無効原因の区分

無権利者の投票等によつていわゆる潜在的無効投票の混入を生じた場合をもつて、選挙無効の理由となるものではなく、当選争訟によつて処理せらるべきものとするのが最高裁判所の裁判例の態度であるが、いわゆる潜在的有効投票を生じさせる違法についてはどうであろうか。最高裁判所第二小法廷昭和三二、五、三一判決（集一一卷五号八九四ページ）は、投票所に送致された不在者投票二十七票を、投票管理者において受理、不受理を決定せず、投票箱にも入れず、また封筒に封入する等の処置もとらずに開票所に送付したため、結局開票手続において右二十七票が投票計算から除外されるに至つた事案につき、原判決（昭和三十一年度年鑑五五ページ参照）と同様、これを当選無効原因と認め、かような投票管理者の手落によつて投票が不法に効力を失わしめられた場合においては、その投票数を当選者と最高位落選者との得票差と比較して当該当選者の当選の効力を決すべきものと判示した。選挙管理規定の違反を理由とする当選争訟を認めた点において、また潜在的有効投票の当選に及ぼす影響の判定につき一つの基準を示したものととして注目されよう。⁽¹⁾

その他選挙無効原因、当選無効原因のいずれにあたるかが問題となる事例には、選挙管理委員会の手落のため無効と認められる補充選挙人名簿によつた投票が二百六十六票あることという理由に對し、これは潜在的無効投票を発生させるにとどまり、選挙無効原因にあたらないと解した原判決（昭和三十一年度年鑑五〇ページ参照）を破棄し、この場合最高位当選者と最高位落選者との得票差でも二百三十七票に過ぎないから、もし補充名簿が適法に調製されていたとすれば選挙は違つた結果を生じたかも知れず、右最高位当選者といえども必ずしも当選したとは断定できないとして選挙無効を認め、最高裁判所第一小法廷昭和三二、七、一八判決（集一一卷七号一、二八二ページ）⁽²⁾、反対に、投票管理者が自ら代理投票の補助者となり、十一票の投票を補助した事案につき、これを選挙無効原因にあたらず、ただ投票の効力の問題として当選無効の原因にとどまると解した東京高等裁判所昭和三二、一〇、三〇判決（例集八卷一〇号⁽¹⁷⁸⁾）、瑕疵ある証明書により、または法定の証明書や正当事由の疎明もなくして許された不在者投票二十八票および投票立会人が代理投票補助者を兼ねて行つた代理投票百四十七票を、いずれも違法であり、いわゆる潜在的無効投票を生ずるものとして、当選争訟によつて公職選挙法第二百九条の二の規定を適用して処理すべきものとした仙台高等裁判所昭和三二、四、三〇判決（例集八卷四号⁽¹⁶⁰⁾）などが見受けられる。

(1) 本判決の批評、山田幸男・民商法雑誌三六卷五号一〇三ページ。

最高裁判所の判例は、無権利者の投票の混入を当選無効原因と解する理由として、それが選挙人の違法行為によるのであつて、いわゆる「選挙の規定」すなわち選挙の管理規定違反にあたらなためと説明しているが（第二小法廷昭和二九、九、一七判決、集八卷九号一、六四四ページ）、それならば選挙管理規定違反による潜在的有効投票の発生を、同様当選無効原因とみるのは問題があるわけである。しかし右裁判例と同様の理由で潜在的無効投票の混入を当選争訟として処理すべきものと解する美濃

部博士も、潜在的有効投票の発生については、それが選挙の規定違反であっても、結局単個の投票の効力に関する問題であるから当选無効原因と解すべきものと説かれている。同氏・「選挙争訟及当選争訟の研究」七〇ページ・八五ページ参照。なお、潜在的有効投票の当选に及ぼす影響の判定については、行政裁判資料一五号六一ページ以下参照。

(2) 本判決の批評、山本正太郎・民商法雑誌三七卷一号一〇一ページ。

いわゆる選挙の人的一部無効を認める立場をとらないかぎり、選挙無効の判定のためには最下位当選者と最高位落選者との得票差をこえる違法管理票があれば足りると解するのが通説であるから、この場合、上掲判決が最高位当選者の得票数を基準にとつたのは、異色あるものといえよう。この判旨も、特に最高位当選者の当选に影響する程度に至らなければ選挙無効を生じないとする趣旨ではあるまい。

(2) 投票手続の管理に関するもの

候補者の投票場内における長時間の滞留をもつて選挙を無効とした事例がある（名古屋高等裁判所昭和三二、一〇、二二判決、例集八卷一〇号⁽¹⁷⁾）。これは、候補者が自己の投票時間をはるかにこえ、約一時間半にわたり投票場内に滞留し、選挙人の目に触れていたのを投票管理者が看過して執行した選挙は、選挙の規定に違反するものであり、その滞留中における投票数が約百二十票と推定され、右候補者は百八十六票を得て当选、これと地盤を同じくする他の候補者は百五十二票を得て落選した結果に徴すれば、右の違法は選挙の結果に異動を及ぼすおそれあるものと解したのである。⁽³⁾

代理投票の補助者に投票管理者または投票立会人があつた事例については、上掲(1)において述べたが、投票立会人が代理投票の補助者となり投票の補助をしている間立会人が法定数（公職選挙法第

三十八条参照）を欠くことになつた場合は選挙にいかなる影響を及ぼすであろうか。これによつて選挙を無効と認めた先例（昭和二十九年年度年鑑五一ページ、昭和三十年年度年鑑四三ページ）があるが、最高裁判所第一小法廷昭和三二、一一、七判決（集一一卷一二号一、八八七ページ）は、かような違法でも、一般の投票立会人としての監視にさしかえを生じなかつたと認められる場合には、選挙の効力に無影響としている。実際に立会人本来の職務の遂行に支障の生じなかつたことを条件とした判断であるから、その趣旨必ずしも上記先例に反するものといえないかもしれない。

不在者投票手続に関しては、臨時に町選挙管理委員会の依嘱をうけて選挙事務に従事する町職員不在者投票事由証明書を作成すべき者は、公職選挙法施行令第五十二条第一項第一号の解釈として、町選挙管理委員会の委員長か町長（あるいはその事務代行者）かが問題とされた事例がある。最高裁判所第三小法廷昭和二四、五、一〇判決（集三卷六号一七五ページ）のつた見解からすれば前者であり、したがつて仙台高等裁判所昭和三二、四、三〇判決（例集八卷四号⁽⁵⁹⁾）も、後者の作成した証明書によつて不在者投票を許したことをもつて違法（ただし、その許された人数が少く、証明書の違法性が希薄であることに徴し選挙を無効とするに値しないとす。）としたが、その上告審である前掲最高裁判所昭和三二、一一、七判決は、選挙事務の依嘱が町長（あるいはその事務代行者）の承認を得てなされていような事情の下では、町長の証明書によつても違法といえないものと解している。その他不在者

投票用封筒および投票用紙請求書の疎明事由の記載欄に「私用」「私事」「旅行」「花見招待」「私用遊覧」「高野山参拝」等と記載しただけでは、公職選挙法第四十九条第二号に掲げる不在者投票事由としての「やむを得ない用務又は事故」の疎明があつたものといえないとする最高裁判所第三小法廷昭和三三二、一一一、一七判決（集一一卷一三二、二〇〇ページ）、都道府県選挙管理委員会が公職選挙法施行令第五十五条第二項第二号によつて不在者投票に関し病院を指定するにあたり、病院の全部について指定するかその一部を限つて指定するかはすべて同委員会の裁量にゆだねられたものと解する福岡高等裁判所昭和三二、六、二八判決（例集八卷六号⁽¹⁰¹⁾）⁽⁴⁾などが目新しいものといえよう。

(3) 本判決の批評、大谷正義・法律論叢三一巻六号九一ページ。

この判決は、最高裁判所においても支持された（最高裁判所第三小法廷昭和三三、三、二五判決、集一二卷四号五九九ページ）。候補者の投票場滞留をもつて選挙人の投票意思決定に対する不当の干渉とみる同様の事例としては、東京高等裁判所昭和三〇、一、二四判決（例集六卷一、二号⁽³⁰⁵⁾）がある。反対の見解をとるものとして、行政裁判所昭和一六、三、三判決（行録五二輯四五ページ）、右判例批評、美濃部達吉・公法判例評釈昭和一六年四七ページ、森順次・公法雑誌八卷三三〇一ページ。

(4) この判決も最高裁判所第一小法廷昭和三三、二、六判決（集一二卷二号一六七ページ）によつて支持されている。

(3) 開票手続に関するもの

一投票所の投票だけを他の投票所の投票と混同しないで開票した事案に関し、それが公職選挙法第六十六条第二項に違反することは明らかであるが、単純な係員の手落りに原因したもので、投票に対す

る不正工作の形跡もないので、主として投票の秘密侵害の面から選挙の効力が争われたに対し、広島高等裁判所岡山支部昭和三二、四、五判決（例集八卷四号⁽⁵⁷⁾）およびその上告審である最高裁判所第一小法廷昭和三二、九、二六判決（集一一卷九号一、六六〇ページ）⁽⁵⁾は、いずれもそれだけでは選挙を無効とするに足りないとして解している。

これに対し、開票事務と選挙事務とをあわせて行つた場合において、選挙長および選挙立会人が投票の大部分について点検をせず、かつ、選挙長が投票の大部分について立会人の意見をきかないでその効力を決定した違法のあるときは、その決定は公正に行われたものと保証しがたく、選挙の結果に異同を及ぼすおそれがあるものとして、選挙を無効と解したものがあつた（福岡高等裁判所昭和三二、七、三一判決、例集八卷七号⁽¹¹⁴⁾）。

(5) 本判決の批評、森順次・民商法雑誌三七卷三号一四五ページ。

(4) 投票の効力に関するもの

投票の効力を判定した裁判例は数多いので、最高裁判所の判旨若干を紹介するにとどめよう。まず、いわゆる混記投票に関するものとして、候補者中に石井若三郎と石川重郎なる者がある場合において、「石川若三郎」と記載された投票を無効とした原審（東京高等裁判所昭和三一、九、一一判決、例集七卷九号⁽²⁰⁷⁾）の見解を排斥して、「投票を二人の候補者氏名を混記したものととして無効とすべき場合は、

いずれの候補者氏名を記載したか全く判断しがたい場合に限り、そうでない場合は、公職選挙法第六十八条第五号、第七号に該当する無効のものでないかぎり、いずれか一方の氏名にもつとも近い記載のものはこれをその候補者に対する投票と認め、合致しない記載は、これを誤った記憶によるものか、または単なる誤記になるものと解するのを相当とすべきである」と論じ、これを石井候補の有効得票と認めたものがある（第二小法廷昭和三二、九、二〇判決、集一一卷九号一、六二一ページ）⁽⁶⁾。同様に、候補者中に池田和夫と西沢一男とある場合に「池田一男」と記載された投票は、前者の有効得票（第一小法廷昭和三二、三、二八判決、集一一卷三号五七八ページ）⁽⁷⁾、候補者に下條康磨と上條愛一とある場合に「下條愛一」または「下條愛一」と記載された投票は、後者の有効投票（第三小法廷昭和三二、二、二四判決、集一一卷一四号二、三七八ページ）と解すべきものとしている。

その他、同一選挙区内に田口四郎なる人物が実在し、相当名が知られている場合に、「田口四郎」と記載された投票は、候補者田口芳郎の有効得票と認めがたく、また田口芳郎の家の当主は代々「鉄蔵」と名のり、現に芳郎の実父も鉄蔵と称し相当名が知られている人物であるときに、「田鉄」と記載された投票は、「田鉄」が田口家の家号と認められても、これを芳郎の父に対する投票で芳郎の得票と解すべきではないとしたもの（第三小法廷昭和三二、三、五判決、集一一卷三号四二九ページ）⁽⁸⁾。県議会議員選挙で「小畑」「オバタ」「おばた」と記載された投票は、同時に行われた知事選挙の候

補者中に小畑勇二郎なる者がある場合には、議員候補者小幡谷政吉の有効得票と認めることはできないとしたもの（第二小法廷昭和三二、五、二四判決、集一一卷五号七四五ページ）⁽⁹⁾、「橋本政之」と記載された投票は、候補者今泉政之の氏名の誤記とは認めがたいとしたもの（第三小法廷昭和三二、五、七判決、集一一卷五号六八三ページ）⁽¹⁰⁾等がある。

なお、同一氏名等の候補者に対する投票按分を定める公職選挙法第六十八条の二の規定は、投票の記載が厳格に二人以上の候補者の氏名、氏または名に一致しなければ適用ないものかどうかは議論の存するところであるが、東京高等裁判所昭和三二、四、三〇判決（例集八卷四号⁽⁵⁸⁾）は、「條上」と記載された投票を「上條」または「上条」の誤記とみて、これを候補者上條愛一および上條愿の間で按分しうべきものとしている。

- (6) 本判決の批評、室井力・民商法雑誌三七卷三号一三八ページ。
- (7) 本判決の批評、磯崎辰五郎・民商法雑誌三六卷三号七五五ページ。
- (8) 本判決の批評、田村浩一・民商法雑誌三六卷三号四八八ページ。
- (9) 本判決の批評、矢野勝久・民商法雑誌三六卷五号七八八ページ。
- (10) 本判決の批評、中谷敬寿・民商法雑誌三六卷五号五七七ページ。
- (11) 行政裁判資料一五号四二ページ以下参照。

(5) 選挙の公営に関するもの

公職選挙法第八十六条と第六十八号第一項とを比照すると、参議院議員選挙の候補者届出期限と

その選挙公報掲載申請期限とが別異に定められているため、選挙公報を利用できない候補者を生ずる可能性もあるわけであるが、この点について東京高等裁判所昭和三二、一一、二五判決（例集八卷一二号⁽²¹¹⁾）は、公報作成配布の技術面からの必要上定められた公報掲載文申請期限に候補者届出期限を一致させて立候補届出を制限することは、必ずしも適当でないから、他に公の機関が候補者氏名等を示する方法を規定している現行選挙法（公職選挙法第七十三条―第七十五条、第七十五条の二等参照）の下において、これを憲法あるいは公職選挙法第一条の趣旨にそむくものということはできないと判示している（同趣旨、同裁判所昭和三二、一一、二六判決、例集八卷一二号⁽²¹²⁾）。

次に政治団体のいわゆる政治活動用ポスターが問題となつた事例がある。これは、市長選挙において政党支部が、「市長に何某を、何党支部」と記載したポスター約百四十枚を、市選挙管理委員会の検印を受けて、投票日の前日約一時間半ないし二時間半位（ただし、二時間半を超えたものが一枚ある。）選挙区域内二十箇所以上に掲示した場合に関するものであるが、東京高等裁判所昭和三二、三、二九判決（例集八卷三号⁽³⁷⁾）およびその上告審たる最高裁判所第二小法廷昭和三二、一〇、四判決（集一一卷一〇号、一、七〇四ページ）は、いずれも、右ポスターは政治活動用（公職選挙法第二百一条の八、第二百一条の五参照）の域を超えて公職選挙法第四十六条、第四十二条の禁止を免れるために作成されたこと明らかであるから、これを検印した市選挙管理委員会の行為は選挙の規定に

違反するとしただけども、当時候補者氏名はすでに市民によく知れており、ポスター掲示時間は前述の程度にすぎず、候補者二名の得票数は、それぞれ一万三百八票、九千二百票であつた場合には、右の違法は選挙の結果に異動を及ぼすおそれあるものとは認めがたいとしている。

なお、公職選挙法第七十五条の二所定の投票所内の候補者氏名等の掲示の瑕疵をもつて選挙を無効とした裁判例がある。仙台高等裁判所昭和三二、九、三〇判決（例集八卷九号⁽¹⁵⁶⁾）は、投票所の設けられた建物内ではあるが、投票所内部から現認できない箇所になされた右掲示をもつて違法とし、右選挙が最下位当選者と最高位落選者との得票差五票にすぎず、しかも投票者に教育程度の低い者が多かつたことを理由として、右違法により選挙の結果に異動を生ずるおそれあるものとした⁽¹²⁾。この判決はさらに、仮に右掲示の箇所が適法であるとしても、掲示中一候補者だけその氏名にふりがなの脱落があつたことを違法（公職選挙法第七十五条の二第三項に基き県選挙管理委員会の定めた施行細則違反）とし、かような違法も上記のような事情の下では、選挙を無効ならしめるものと解している。

(12) この判旨は、上告審においても支持された（最高裁判所第二小法廷昭和三三、五、九判決、集一二卷七号一、〇一二ページ）。

(6) その他

選挙運動の総括主宰者または出納責任者が選挙犯罪により有罪の確定判決をうけた場合には、当選

人は公職選挙法第二百五十一条の二により当選無効とされるわけであり、その手続は同法第二百一一条の訴訟によるものとされている。ところでこの場合、右有罪判決を受けた者に大赦があつたときはどうか。この点につき、仙台高等裁判所昭和三二、三、二六判決（例集八卷三号⁽³⁶⁾）は、第二百五十一条の二が当選を無効とする理由は、選挙に関し右のような犯罪のあつた以上、その選挙が公正に行われたと認められないとするにあるのであるから、大赦もこれに影響するものでないと判示している。⁽⁴³⁾

⁽³³⁾ 先例として、大審院昭和五、一、一一判決（大審院民事判例集九卷一号一ページ）参照。

(二) 争訟の性質および手続に関するもの

(1) 争訟の性質に関するもの

公職選挙法第二百二条以下の規定によらないで選挙または当選の無効確認を求める訴は不適法である。したがって、行為の当然無効を主張して争訟提起期間の制限を免れることはできない（最高裁判所第一小法廷昭和三二、八、八判決、集一一卷八号一、四四六ページ）⁽⁴⁴⁾。村長選挙の期日の告示そのものに対する取消訴訟は許されない（最高裁判所第三小法廷昭和三二、三、一九判決、集一一卷三号五二七ページ）⁽⁴⁵⁾。いずれも今日すでに通説として認められているところといえよう。

⁽⁴⁴⁾ 本判決の批評、磯崎辰五郎・民商法雑誌三七卷二号一一五ページ。

⁽⁴⁵⁾ 本判決の批評、國部敏・民商法雑誌三六卷三号六一ページ。

(2) 異議申立、訴願の提起に関するもの

札幌高等裁判所函館支部昭和三二、一、二八判決（例集八卷一号⁽⁵⁾）は、選挙または当選の効力に関する訴願の提起につき、公職選挙法第二百六条の解釈上、訴願法第八条第三項、第十条第二項の適用はなく、到達主義によるべきものとし、この点は、選挙または当選の効力に関する異議申立についても別異に解すべき理由はないと判示している。また選挙の効力に関する異議と当選の効力に関する異議とを一つの申立手続で行った場合に関し、最高裁判所第三小法廷昭和三二、一二、一七判決（集一一卷一三号二、二〇〇ページ）は、これを適法とし、この場合まず選挙の無効を主張し、予備的に当選の無効を申し立てた趣旨と解すべきものとしている。

(3) 争訟の審理に関するもの

選挙事件の審理は、投票秘密の原則によつて制限を受けざるをえない。したがって、違法事由の主張、立証にも、かような意味で制約が存する。東京高等裁判所昭和三二、一〇、三〇判決（例集八卷一〇号⁽¹⁷⁸⁾）は、代理投票の補助者が本人の意思に反した記載をして投票したという主張について、その主張をする原告側とすれば、あるいは選挙人等から提供される自発的な証拠によつてその事実を立証することの可能な場合もあろうが、その主張を受ける被告側とすれば、その反証中最も重要な代理投

票補助者等からの資料は、公職選挙法第二百二十七条の規定の関係からしても、これをうることが不可能といわねばならぬから、当事者対等を原則とする民事訴訟としてかような主張は許されないものと説明している。⁽¹⁶⁾

⁽¹⁶⁾ 本判決は、選挙人等の自発的に提供する証拠によつて投票内容を証明しようように説明するが、この点従来の裁判例はかような証拠も採用しえないとしているようである。大審院明治四二、一二、一〇判決（大審院民事判決録一五輯九四二ページ）、行政裁判所大正一三、七、四判決（行録三五輯五四四ページ）、同昭和五、二、三判決（行録四一輯一九九ページ）等。なお、名古屋高等裁判所昭和二六、一一、二〇判決（例集二卷二一〇号⁽²⁵³⁾）参照。

二 直接請求に関するもの

地方公共団体の長の解職請求賛否投票の効力に関する訴訟の係属中、当該公共団体が合併によつて廃止されたときは、訴はいかなる影響をこうむるか。この種の問題については、前年度の年鑑（二二ページ以下）に記述したところであるが、本年度においても、大阪高等裁判所昭和三二、一一、七判決（例集八卷一一号⁽¹⁹⁸⁾）は、これによつて訴はその利益を欠く不適法なものとなると解し、もし賛否投票が無効となるならば、原告はなお村長としての給与を請求する権利を有するのみならず、解職の名誉を回復する利益、合併後の公共団体の参与の職に就任する利益が存在するという主張を排斥し、この訴は、本来裁判によつて賛否投票の無効を対世的に宣言し、被解職者の地位の回復を目的とするものであるから、被解職者個人の財産上の請求や名誉回復のためだけで、その前提となるべき賛否投票の効力の有無につきかような独立の訴によつて争わせる利益はないと判示している。

三 地方議会における選挙に関するもの

地方議会における選挙に関する「投票の効力に関する異議」を定めた地方自治法第百十八条はさるる疑義の多い規定であるが、長崎地方裁判所昭和三二、七、二六判決（例集八卷七号⁽¹³⁰⁾）は、村議会の議長選挙につき、当選争訟にあたるものを同条によつて認めている。そして右選挙において二名の候補者の得票が同数であつた場合に、公職選挙法第九十二条第二項の準用により、くじで当選者を定めるにあたり、くじが議場内で行われなかつた瑕疵があつたとしても、村長室において村長および仮議長兩名によりきわめて公正に行われたときは、これによる当選者の決定は無効とすべきでないとしている。

四 最高裁判所裁判官国民審査に関するもの

最高裁判所裁判官国民審査の効力に関する訴訟は、従来二回ほど現われたが（第一回の判決については昭和二十四年度年鑑三六三ページ、その上告審の判決については昭和二十七年年度年鑑七四ページ、第二回の判決については昭和二十九年度年鑑六八ページ参照）、さらに第三回のものに対する判決が本年度においてなされている（東京高等裁判所昭和三二、一一、七判決、例集八卷一一号⁽²⁰¹⁾）。こ

の判決も結局請求を棄却しているが、特に注目すべきは、審査投票の実施にあたり、衆議院議員選挙と同一の投票所において、特に国民審査の投票だけの記入台を別に設け、審査用紙に×印を記載しようとする者は記入台を用いるが、×印を記入しないで投票箱に入れようとする者は記入台に立ち寄り、直ちに投かんできるような状態を現出したときは、記入台に立ち寄った審査人は×印を記入した者、立ち寄らない者は×印を記入しない者と推測できるから、かような投票所の設備は、秘密保持に欠け、投票者は投票の秘密を侵されているものと認めるのを相当とすると判断した点であろう。⁽¹⁷⁾

(17) この点は、投票所の設備は、投票者が秘密保持に特に意を用いて工夫することなく、ただその設備に従つてすなおに行動しても、他から投票の記載内容についてなんらかの推測もうける余地のないようにとのえられなければ十分でないとする考え方に基くものであり、従来の裁判例(大審院大正六、一二、二六判決、大審院民事判決録二三輯二、二五一ページ、同大正一〇、二、二二判決、大審院民事判決録二七輯三五〇ページ、同昭和三、一一、二九判決、民集七卷二二号一、〇一八ページ等)が、投票所の設備が不完全でも、それが投票者の簡単な注意と相まつて他人ののぞき見や不正手段を防ぎうる程度のものであれば選挙の結果に影響があると認めなかつた態度とはかなり趣を異にするものといえよう。もつとも、この国民審査事件の判決は、結局かような違法でも、それが一投票所について証明されただけではとうてい国民審査の結果に異動を及ぼすおそれは認められないとしている。

第五 地方自治に関する事件の裁判例概観

昭和三十二年度における地方自治に関する事件は、第一審新受件数八五件(うち直接請求三五件)

で、前年度の新受件数七五件(うち直接請求一〇件)に比べると、総件数では一四件増加しているが、直接請求事件を除けば、むしろ一六件の減少を示している。事件の内容をみると、前記直接請求の激増を除けば、昭和二十九年度からにわかに増加し、昨年度に激減した(六件)市町村合併に関するものが一三件と再び増加していることが注目され、その他比較的多いものをあげると、議員の懲罰に関するもの九件、地方自治法第二百四十三条の二に関するもの八件となつている。

一 地方公共団体の議会に関するもの

地方公共団体の議会の招集手続に関する地方自治法第一条第二項但書の規定の解釈を示した甲府地方裁判所昭和三一、九、四判決(例集七卷九号⁽²²²⁾)のあることは、前年度年鑑(六九ページ)において紹介したが、右事件の控訴審たる東京高等裁判所昭和三二、七、二四判決(例集八卷七号⁽¹²⁹⁾)は、原審と異なる判断を示している。すなわち、この判決は、同項但書にいう急施を要するか否かの認定について、原審が招集権者の法規裁量行為に属するものに対し、それが議会の運営に著しく妥当を欠くと認められないかぎり、招集権者の裁量にまかされているものと解すべきであると判示し、また、招集手続に関し、原審が、招集の方法も必ずしも告示を必要とせず、告知により周知の方法を講ずれば足り、付議事件についても必ずしもあらかじめ告示することを要しないとしたのに対し、議員および一般住民が告示を知つて招集に応じ、または会議を傍聴することができると通常考え

られるだけの時間の余裕をおいて、その招集および付議すべき事件を告示することを要するものと解すべきである旨を判示している。⁽³⁾ なお、同判決は、原審が町議会議長が地方自治法第二百二十九条第二項に基いてした閉議の宣言を議長の議会開閉権の濫用として無効と判断したのに対し、あらためて事実を認定し、右認定事実の下においては職権の濫用とは認められないと判断している。⁽⁴⁾ 右のほか、珍しい事案として、村議会議長の選挙において得票同点の者の中からくじで当選者を定めた場合の方法の適否を判断した長崎地方裁判所昭和三二、七、二六判決（例集八卷七号⁽¹³⁰⁾）があることは、前述した（五一ページ）とおりである。

- (1) 本判決の批評、清水睦・法学新報六五卷四号五八ページ。
- (2) 法規裁量説をとるものとして、行政裁判所昭和三、一二、二七判決（行録四〇輯二八ページ）、同昭和四、四、一三判決（行録四〇輯三九〇ページ）、金丸三郎・「地方自治法精義上巻」四五六ページ、入江俊郎ほか・「逐条地方自治法提義4」一、一二九ページ、自由裁量説をとるものとして、行政裁判所大正四、三、二〇判決（行録二六輯三六〇ページ）がある。
- (3) 告知があれば告示を不要とする説として、入江ほか・前掲書一一二九ページ、告示を要する説として、長野士郎・「逐条地方自治法（四訂版）」二八二ページがある。
- (4) この判決は、最高裁判所第三小法廷昭和三三、二、四判決（集一二卷二号一一九ページ）で支持された。

二 地方公共団体の長に関するもの

(1) 昨年度年鑑（七一ページ）において、自転車競走事業の実施の委任を公企業の委託として地方自治法第四十二条にいう請負に当たらないとした福岡高等裁判所昭和三一、一一、二〇判決（例集七卷一、二号⁽²⁹³⁾）を紹介したが、今年度においても、モーターボート競走事業の実施の委任につき同裁判所昭和三二、一、二九判決（例集八卷一号⁽⁷⁾）は、前記判決と同旨の理由で、これを行政事務の委任と解し、同条の請負に当たらない旨を判示している。ところが、後者の判決の上告審たる最高裁判所第三小法廷昭和三二、一二、三判決（集一一卷一三号二、〇三一ページ）は、市と県モーターボート競走会との関係は、同条に定める場合に当り、市長は右社団法人の長たる会長理事の地位に就くことは許されないとし、原判決を破棄差戻している。⁽⁵⁾⁽⁶⁾

(2) 地方自治法第七十六条の法意について判示した裁判例があらわれている。盛岡地方裁判所昭和三二、三、一九判決（例集八卷三号⁽⁴⁵⁾）は、同条の規定は、いやくも普通地方公共団体は法令に違反してその事務を処理することのなからんことを期する同法の根本精神に基き、普通地方公共団体の長に単なる執行機関たる地位以上の権限を与え、責任を帰せしめたものと解すべきであり、したがって、長が同条に定める再議などの措置を講ずることなく、議会の議決に基いて支出命令を発した場合には、長の行為として違法とすべきであるとしている。⁽⁷⁾ 右判決が、同条をもつて単に地方議会と

長との間の意見対立の調整を定めたとどまらず、長に執行機関たる地位以上の権限を与えたものとする点において問題の存するところである。⁽⁸⁾

(5) 美濃部達吉・「公法判例大系上巻」三五四ページは、「国又は公共団体から公の行政を委任せられて居る者であれば、……、法律に所謂請負を為す者に該当する者ではない。」とする。なお、戦前の判例、学説については、事務総局編・「選挙関係行政事件裁判例要旨集」四七九ページ以下、久世公堯・「地方自治法における請負禁止」(地方自治一〇七・一一〇・一一五号)参照。

(6) 前者の判決の上告審たる最高裁判所第二小法廷昭和三三、二、二二判決は、事案が監査委員たることの確認を求めるものであつたので、任期満了を理由として主張自体理由なしと判示しており、この点に関する判断を示していない。

(7) 同旨、盛岡地方裁判所昭和三一、一〇、一五判決(例集七卷一〇号⁽²³⁹⁾)。

(8) 行政裁判資料二三号一〇九ページ以下参照。

三 地方自治法第二百四十三条の二の訴訟

本条の訴は、前年度まで増加の傾向にあつたが、本年度においては昨年度の一八件に比べ一〇件の大巾減を示しているのが注目される。しかし、判決による既済が四件を数え、本条の解釈に関する裁判例が豊富になりつつある。ただ、右四件の結果は、いずれも請求棄却であり、原告の請求を認容した裁判例は、本年度においてもまだあらわれるに至つていない。⁽⁹⁾ 以下、主要な判示を含むものをあげる。

(1) 本条の訴の対象となりうる事項は、監査委員の監査しうる事項に限られ、地方公共団体の条例

や議決の効力ないし適否そのものように監査の対象となり得ない事項については本条の訴を提起できないとするのが従来の裁判例の一致した見解であることは、昭和三十年代年鑑(六三ページ以下)および昨年度年鑑(七三ページ以下)において紹介したとおりであり、本年度においても、津地方裁判所昭和三二、五、六判決(例集八卷五号⁽⁹¹⁾)は、右と同旨の見解をとつている。これに反し、盛岡地方裁判所昭和三二、三、一九判決(例集八卷三号⁽⁴⁵⁾)は、同条によれば公金の違法もしくは不当な支出があると認められるときは、監査の請求ができるのであるから、村長がした支出が単に村議会の議決に基づくものであり、かつ、議会の決算承認がなされているからといつて、ただちに同条にいう違法の支出でないと解することはできないとし、また、甲府地方裁判所昭和三二、一、二八判決(例集八卷一号⁽¹³⁾)は、地方公共団体の職員の公金の支出が、法令もしくは条例の規定または当該団体の議会の議決に基づく場合でも、その法令もしくは条例または議決が明らかに無効であるときは、同条にいう「公金の違法な支出」に該当するものと解すべきであるとして、従来の裁判例と反対の結論を示しているのが注目される。⁽¹⁰⁾ なお、本条に基づく取消の訴において、取消の対象である行為が実体法上違法かたんに不当であるにすぎないかは、訴の適法要件ではなく、請求の当否に関する問題にすぎないから、原告が当該行為を違法と主張してその取消を求めている以上、訴訟要件を欠く不適法のものとすることはできないとする和歌山地方裁判所昭和三二、一一、二五判決(例集八卷一一号⁽¹⁹⁹⁾)がある。

(2) 本条の訴を提起するためには当該地方公共団体に対する損害を与えていることを要するか否かについては、説の分れるところであるが、甲府地方裁判所昭和三二、一、二八判決(例集八巻一
号⁽¹³⁾)は、これを積極的に解し、同条にいう公金の違法な支出に対して同条により制限、禁止または取
消を求めることができるためには、右違法行為が納税者としての住民の権利を侵害し、公金または公
共財産等に対し損害をもたらすような場合に限られると解すべきである旨を判示している。

(3) 本条の訴においてだれを被告とすべきかの問題は、実務上常につきまとうむずかしい問題であ
り、従来の裁判例についてみても確たる傾向といふべきものはみられないように思われる。本年度に
おいてこの点について判示した裁判例をあげると、地方公共団体の長の行為の取消または無効確認を
求める訴につき、津地方裁判所昭和三二、五、六判決(例集八巻五号⁽⁹¹⁾)は、取消または無効確認の
結果につき直接具体的な利害関係を有する者、すなわち当該行為の相手方および公共団体を共同被告
とすべきものと解すべきであるとし、また、損害の補てんに関する裁判を求める訴につき、東京地方
裁判所昭和三二、七、九判決(例集八巻七号⁽¹²⁶⁾)は、右の訴は、当該団体の職員が、団体に対し損害
を与えたのに対し、その住民が団体に代位して提起するものと考えることができ、その裁判は、当該
団体の損害の回復自体を目的とするものであり、もつぱら損害を生ぜしめた個人の責任を追求するこ
ろにその目的があると解することができるから、被告は、公共団体の機関たる当該職員ではなく、

個人としての当該職員であるとし、訴状に、「東京都庁内被告東京都知事安井誠一郎」と表示したの
は、個人としての安井誠一郎を被告とするものであると認めている。

(4) 昨年度において、本条の訴を本案訴訟とする市立隔離病舎設置禁止の仮処分申請を認容した裁
判例(甲府地方裁判所昭和三一、七、二四判決、例集七巻七号⁽¹⁸¹⁾)があらわれたことは、昨年度年鑑
(七五ページ)で紹介したが、本年度においても、市有地払下処分執行停止の仮処分申請を認容し
た和歌山地方裁判所昭和三二、七、二決定(例集八巻七号⁽¹²⁵⁾)があらわれている。

(9) 昭和三十三年度に至つて初めて原告の請求を認容した裁判例(和歌山地方裁判所昭和三三、三、三一判決、例集九巻三
号⁽⁵⁵⁾)があらわれている。

(10) もつとも、これらの判決は、端的に、監査委員が地方議会の議決の可否を審査することができる(成田頼明・「監査請求
及び納税者訴訟について」自治研究三三巻六号六六ページ)とするものではなく、盛岡地方裁判所の判決は、地方自治法第百七
十六条につき前述(五七ページ)のような解釈をとつたうえ、長が同条に定める再議などの措置を講ずることなく、議会の議決
に基いて支出命令を発した場合には、長の行為として違法であるとし、監査の対象は長の行為であるとするものであり、また、
甲府地方裁判所の判決は、条例または議決が明らかに無効であるときに限定する考えのようにはみうけられる。

(11) 久世公堯・「違法不当行為等の監査請求及び納税者訴訟」地方財務二八号五八ページ参照。

第六 税法関係事件の裁判例概観

六〇

昭和三十三年度における税法関係事件の新受件数は二五〇件で、前年度よりも一三件減少し、また第一審の新受件数は一八八件で、二二件の減少となり、昭和二十九年以降減少の一途をたどっている。第一審新受件数を内容別に見ると、所得税に関するもの八五件、法人税に関するもの三六件、その他諸税に関するもの二二件、滞納処分に関するもの四一件、その他四件となっており、訴訟は大体において所得税、法人税に集中しているようである。さらにこれを国税と地方税にわけると、国税に關するものが一五三件、地方税に關するものが三一一件で、前者が後者の約五倍の数を示していることは注目に値する。

次に第一審の既済状況をみると、二七三件で、昨年度の二一四件に比べ五九件の増加を示している。既済件数中裁判によるもの七二件、放棄によるもの三件、取下によるもの一九八件で、特に取下件数が多いことが注目される。

裁判例としては、国税徴収法の解釈に關して興味ある判示を示したものがみうけられるほかは、概して特記に値するものに乏しく、税法の基礎理論に關する判例法の発展についてみるべきものはあまりない。

一 課税物件に関するもの

寺院の庫裡が固定資産税の賦課の対象となるかどうかについて争われた事件がある。地方税法（昭和二十八年法律第二百二号による改正前のもの）第三百四十八条第二項第二号には、宗教法人が宗教法人法第三条に規定する境内建物および境内地を「もつばらその本来の用に供する」場合には固定資産税を賦課することができない旨定められている。本殿、拜殿、本堂、会堂等が、右にいう「もつばらその本来の用に供する」建物であることは明らかであるが、庫裡のような住職やその家族が寺院の管理とあわせて日常生活を営んでいるようなものについては、従来行政解釈が対立していた。⁽¹⁾この点につき東京地方裁判所昭和三二、二、二八判決（例集八卷二号⁽³⁰⁾）が、地方税法（昭和二十八年法律第二百二号による改正前のもの）第三百四十八条第二項第二号にいう「もつばらその本来の用に供する」場合は、宗教法人の役員が他の目的に使用するときはもちろん、同法第六条所定の公益事業その他の事業の用に供する場合をも含まないが、住職ならびにその家族が寺院の堂宇および境内地の管理に当るために庫裡に起居する場合は、これに含まれるとする見解を示したことは、いちおう注目されてよい。⁽²⁾次に、地方税法（昭和二十五年法律第二号による改正前のもの、現行の第七十三条の二第一項）第八十八条にいう不動産の意義に關し、石油タンクが右の不動産にあたるかどうかについて、福岡高等裁判所昭和三二、一〇、二一判決（例集八卷一〇号⁽¹⁸²⁾）は、地方税法にいう不動産とは、民法

第八十六条にいう不動産の意味であるから、土地から独立した不動産でなくとも、土地と一体をなして不動産と見られる定着物も、これを地方税法上不動産と解すべきであるとし、土地の定着物たる石油タンクに対する不動産取得税の賦課を適法と判示している。⁽³⁾以上のほか、物品税の課税の対象たる「茶箆筒」と「飾棚」との区別の標準について判示した鳥取地方裁判所昭和三二、三、二八判決（例集八卷三号⁽⁴¹⁾）がある。

(1) 昭和二七年六月二八日付東京都主税局課税課長通牒「宗教法人に係る固定資産税の非課税取扱について」および昭和二九年五月一三日付自治庁通達「地方税法および同法施行に関する取扱についての依命通達（市町村税関係）」第三章第一節第二参照。

(2) 本判決の批評、新井隆一・税法学八一号八ページ。

(3) 原審たる福岡地方裁判所昭和二七、五、一五判決（例集三卷四号⁽¹¹⁾）は、石油タンクは土地の定着物ではあるが、現行法上独立の不動産とは認めがたいから、不動産取得税の対象となる不動産には該当しないとされている。

二 所得の帰属に関するもの

ある所得につきその経済的帰属と法律形式上の帰属とが異なる場合に、税法上そのいずれを所得の帰属者とすべきかは、きわめて困難な問題である。殊に、わが国の農業経営が、主として世帯単位で行われているところから、生計を主宰している者が他の職業に従事し、他の親族が主として農耕に従事している場合に、当該農耕から生ずる所得の帰属について問題を生ずることが少なくない。この点に

関し、国税庁は、昭和二六年一月一日直所一—国税庁長官通達「所得税に関する基本通達」一五九の(二)において、「生計を主宰していると認められる者が、会社、官庁等に勤務し、又はもつばら漁業等に従事し、他の親族が主として農耕に従事し、農耕用の田畑の所有権若しくは賃借権者であり、且つ、当該農耕事業の名義者である場合における当該農耕から生ずる所得」については、当該他の親族を所得者とする方針を示している。これに対し、岐阜地方裁判所昭和三二、一、三〇判決（例集八卷一号⁽¹⁰⁾）は、一般に、社会的にみて、家族を扶養すべき地位にある生計の主宰者がある場合において、その家族構成員の生計をささえる重要な事業（農業経営）は、いかに家族構成員の協力があつたとしても、他に特段の事情のないかぎり、右生計の主宰者とその家族を扶養すべき地位との関連においてこれを主宰しているものと解されるから、当該事業（農業経営）の収益は右生計の主宰者に帰属するものと解すべきであるとし、生計の主宰者たる農地の所有者が、郵便局の外務員として勤務しているも、なお農業経営の主体であるとして、同人を農業所得の帰属者と判示している。しかるに鳥取地方裁判所昭和三二、七、二五判決（例集八卷七⁽¹¹⁸⁾）は、農地所有者たる夫は郵便局長として勤務し、妻が夫の認容のもとに夫所有の農地を現実に耕作し、（夫と妻との間には賃貸借または使用貸借のいずれの関係も存しない。）村農業委員会、農業協同組合との対外関係において、妻が農業に関する権利義務の主体となつていなければならず、農業に要する資金の調達その他営農の方針の決定につ

いても支配的影響力を有しているような場合には、当該農業所得は妻に帰属するものと判示している。ただし、この裁判例は、妻が法律上、賃貸借、使用貸借等の形式をそなえることなく、夫の認容のもとに耕作をしていても、農業所得の帰属者たりうるとした点において、前掲通達より積極的な解釈を示しており、また農業所得の民法的帰属関係にふれることなく、直ちに妻の所得としていることから、税法上の所得という概念を経済的な利得の帰属と解する立場をとつたものとも推測される。⁽⁴⁾

なお、不動産所得に関し、大津地方裁判所昭和三二、九、二四判決（例集八卷九号⁽¹⁶⁰⁾）は、納税義務者の母、長男の登記名義になつている各家屋から生ずる賃貸料について、これらは一応右母、長男の所得と推認できるが、納税義務者は、右母、長男と同居してこれらの者を扶養して生計を主宰しており、しかも右母は六十才の老令、右長男は十四、五才の年少である等の事情があるのみならず、右納税義務者自身右不動産からの所得を自己の所得として申告しているときは右母、子はたんなる名義人にすぎず、右各不動産から生ずる賃貸料は実質的に納税義務者に帰属するものと認むべきであるとしている。

右のほか、市町村民税の非課税の範囲に関する地方税法第二百九十五条第一項第一号にいう「所得を有しなかつた者」について、夫が田畑二反余を所有し主として日傭人夫を指図して農耕にあたらしめる方法により農業を営み、妻は単に夫と同居して右傭人の茶くみ、食事の世話程度の仕事に従事し

ているに過ぎない場合には、農業経営による収入は、もつばら夫の所得であつて、妻は、同法第二百九十五条第一項第一号にいう「所得を有しなかつた者」にあたるものと判示して原審判決を支持した最高裁判所第三小法廷昭和三二、四、三〇判決（集一一卷四号六六六ページ）がある。⁽⁵⁾

(4) この点につき、行政裁判資料二三号五五ページ以下参照。

(5) 本判決の批評、須貝脩一・民商法雑誌三六卷四号八四ページ。

三 課税標準に関するもの

(一) 所得の種類

製造業者が製造行為を廃止して原料等の残品を処分して得た所得の性質について、広島高等裁判所岡山支部昭和三〇、一二、一九判決（例集六卷一二号⁽³¹²⁾）が、所得税法（昭和二十五年法律第七十一号による改正前）第九条第一項第九号にいう事業等所得であつて、同項第七号の譲渡所得ではないとしたことは、昭和三十年度年鑑（七一ページ以下）においてのべた。「所得税に関する基本通達」（昭和二六年一月一日直一一一国税庁長官通達）（これは昭和二十五年法律第七十一号による改正後のものであるが）その一三五で、（資産の範囲）として、「法第九条第一項第八号の資産とは、山林所得の基因となる立木及び事業の用に供する物的流動資産並びに金銭債権（手形および小切手を含む。）以外は一切の資産をいう」としているところから、製造業者が製造行為を廃止したのちには、その原料は、右にいう「事業の用に供する物的流動資産」にあたらず、単なる資産にすぎないとし、譲渡所得

と解する説もあつたが、最高裁判所第三小法廷昭和三二、一〇、二二判決（集一一卷一〇号一、七六一ページ）は、所得税法第九条第一項第九号にいう「事業等所得」には、本件のように花菰の製造業者が製造行為を廃止したのちその原料たる藺草等の残品売却処分によつて生じた所得をも包含するものと解すべきであり、これを同項第七号の「譲渡所得」というのはあたらない、として前記原審判決を支持している。⁽⁶⁾ なお、福岡地方裁判所昭和三二、四、一判決（例集八卷四号⁽⁶¹⁾）は、旅客運送の個人営業を廃止して同族会社にこれを引き継ぐ際の車両（タクシー）の移転が、譲渡であつて負担付贈与ではないとし、譲渡所得と認定している。

(6) 本判決の批評、高田敏・民商法雑誌三七卷四号七一ページ。

(二) 所得の計算

所得税法に関するものとして、所得税法（昭和三十二年三月三十一日法律第二十七号による改正前）第十一条の三（現行第十一条の四）にいう損失の意義につき、長崎地方裁判所昭和三二、一二、一八判決（例集八卷一二号⁽²¹⁵⁾）は、これを、その損失を生じた者の意思に基かない災害による損失のみを意味するものとし、身元保証契約に基く支出のごとき、その支出をした者の意思が根源となつてゐる場合の支出は含まない旨判示している。その他、菓子、茶類の包装用紙の代価をもつて、購入した年度の必要経費に属し、年初たな卸資産に算入すべきものではないとした大阪地方裁判所昭和三

二、五、一六判決（例集八卷五号⁽⁸⁴⁾）、家事関連費たる家賃、水道、光熱費のうち、営業用に支出された割合を推定して必要経費を認定した東京地方裁判所昭和三二、一〇、三判決（例集八卷一〇号⁽¹⁷⁹⁾）等がある。

法人税法に関するものとしては、工事請負契約に基く益金計上の時期について、いわゆる権利発生主義（権利確定主義⁽⁷⁾）によつたものとみられる金沢地方裁判所昭和三二、二、二七判決（例集八卷二号⁽²⁹⁾）がある。同判決は、工事請負契約に基く益金については、原則として目的たる契約事項全部の完成のとき（引渡を要するものについては引渡のあつたとき）の事業年度に帰属するものであるが、事業年度内に契約の一部が未完成であつた場合でも、すでに完成された部分についての引渡が終了しており、かつ、その完成部分の代金が債権として確定できる場合には、その限度において右確定した代金が同事業年度の益金に帰属するものと判示している。

次に法人税法施行規則第十四条、第十四条の三、第十五条の九により、貸倒準備金勘定、退職給与引当金勘定として負債項目に計上される限度額を超過する金額の記載が錯誤に基いてなされた場合の取扱について、大阪地方裁判所昭和三二、一二、二三判決（例集八卷追録⁽²³⁶⁾）は、右負債項目に掲げられることを容認される限度額とは、一定の事実を基礎として算出される金額であり、何人の主観によつても左右されることのない客観的金額であるから、納税者が右勘定科目金額算出に当つて、たとえ法

の解釈や記載の点に錯誤をきたしたとしても、右限度額の確定になんらの影響を及ぼすものではなく、誤つて右の限度を超過した額は益金として処理されるべきであるとしている。その他、会社の入金が、契約保証金として預かつたものでなく、同会社の所得であるとした神戸地方裁判所昭和三二、二、六判決（例集八巻二号⁽²⁶⁾）、法人税法第九条第三項および同法施行規則第七条第一項により、寄付金額の一部を損金に算入することを否認した京都地方裁判所昭和三二、九、二八判決（例集八巻九号⁽¹⁶¹⁾）がみうけられる。

(7) 昭和二十七年度年鑑八三ページ参照。

(三) 推計課税に関するもの

青色申告をした納税者の所得額について推計課税が許される場合については、いままで多くの裁判例があらわれている。それらは事件の特殊性から多少の差異は見受けられるけれども、大体において、営業に関する帳簿が不備、不正確であり、収税官吏の調査にあつて納税者が十分な理由を示さない場合（仙台地方裁判所昭和三二、六、一〇判決、例集八巻六号⁽¹⁰²⁾）とか、収入および支出を明らかにすべき営業上の帳簿書類がなく、実額算定のできない場合（福岡高等裁判所昭和三二、一〇、九判決、例集八巻一〇号⁽¹⁸⁰⁾）とするのが裁判例の大勢である。ところが、白色申告法人に対する推計課税についても、福岡高等裁判所昭和三二、九、二〇判決（例集八巻九号⁽¹⁵⁹⁾）は、白色申告においても法人の

所得額を認定するには、まずその法人の正規の帳簿書類等によるべく、みだりにこれを無視して直ちに推計課税の方法によるべきではないと判示している。これは、推計課税というようなやむをえず採用せざるをえない技術的な手段については、実額課税の原則は、青、白両申告に共通するものであつて、むやみに差別すべきものではないという見解に立つものである。

四 申告納税と更正

(1) 申告納税

戦後わが国では直接税の大部分について、従来の賦課徴収制度に代えて申告納税制度を採用したが、租税法中に規定してある条文はわずかで申告行為をめぐつていろいろ困難な問題が起つていゝ。まず申告の性質については、一般に申告とは、納税義務者が自分の納税義務の具体的な内容を決定して税務行政庁に通知する私人の公法行為であつて、税務行政庁の更正を解除条件とする一種の確認行為的なものとされているが、申告にかかる所得金額ないし所得税額に誤りがある場合において、更正手続によらないで申告により確定されたこれらの金額の是正をすることが可能であるかは、一の問題である。この点につき、さきに名古屋地方裁判所昭和二九、一〇、一二判決（例集五巻一〇号⁽²³¹⁾）は、修正確定申告が更正せられないで是認せられたのちにおいて、その申告に誤りがあり、しかもそれが申告者の錯誤に基くものであるとしてその無効確認を求めた事案において、修正確定申告は所得

税額を確定する効果を生ずる公法上の行為であるとしつつ、この場合における民法第九十五条の要素の錯誤に関する規定の類推適用を認めたと、右事件の控訴審名古屋高等裁判所昭和三〇、一二、二八判決（例集六卷一二号⁽³¹⁹⁾）は、逆に民法第九十五条の適用を否定した。本年度において、広島地方裁判所昭和三二、八、八判決（例集八卷八号⁽¹⁴³⁾）は、確定申告につき更正がなされ、その更正が審査決定によつて当初の申告どおりに変更されたのちに、右申告に誤りがあるとして該審査決定の取消を求めた事案において、右確定申告は課税標準を確認する行為であり、これによつて租税債務の具体的内容たる税額が確定される効果を生ずるものとしたうえ、かかる申告によつて確定された税額をより少額に変更するためには、所得税法第二十七条のような特別の規定によらない限り、申告者においてその申告にかかる所得金額が誤りであり、その申告行為が無効または取り消しうべき事由があることが立証されなければならず、このことは禁反言の原則からも是認されるべきところであり、この理は、本件のように、審査決定の取消を求める理由として申告にかかる所得金額に誤りがあると主張する場合にも妥当すると判示している。本判決は、いかなる場合に申告行為が無効ないし取り消しうべきものとなるかについては、説明を欠いているが、意思表示の瑕疵に関する民法総則の規定の類推適用を認める立場に立つものではないかと憶測される。

(2) 更正処分の性質

申告とこれに対する更正処分の関係については、後者が単に申告額の存在を前提とする追加的処分にすぎないものか、あるいは前者が更正処分に吸収される関係にあるかという問題がある。同様のことは更正処分と再更正処分との間でも起りうるが、この後者の場合に関し、さきに、財産税法の規定による再更正は、当初の更正をそのままとして、脱漏の部分を追加するというものではなくて、再調査の結果判明した事実に基づいて改めて課税価額を決定するのであるからこれによつて当初の更正は当然消滅するものと解した大阪高等裁判所昭和二七、九、二六判決（例集三卷九号⁽²¹²⁾）があるが、本年度においては、この見解を是認した最高裁判所の判決があらわれている（同庁第一小法廷昭和三二、九、一九判決（集一一卷九号一、六〇八ページ））。

(3) 更正の理由付記

青色申告について更正をした場合には、所得税法第四十五条第二項、法人税法第三十二条により更正の理由を付記しなければならないことになっているが、その趣旨とするところについては説がわかれている。第一説は、青色申告は帳簿制度の普及をはかる必要から設けられた制度であつて、所得の計算が公認の帳簿組織によつた記載に基くかぎり、その帳簿書類を無視して更正をすることは許されず、それを調査したところによつて更正すべきであり、かつ、それには右の帳簿書類によつたのよりも、もつと正しい根拠で更正したのだという説明、すなわち「理由」を付けられる利益を保障したも

のと解すべきであるから、理由付記を欠けば違法となり、納税義務者の権利を侵害するものとするものである。⁽⁸⁾

これに対し第二説は、ここにいう理由付記とは、判決または訴願裁決におけるそれとは異なり、更正処分の理由、すなわち更正所得金額認定そのものの理由ではなくして、青色申告を是認しないで更正をするに至つた理由を意味し、したがつて、理由付記の欠缺は、納税義務者の権利を侵害するものとは考えられないから、この違法のみを主張して更正処分の取消を訴求することはできないと解すべきであるとする。⁽⁹⁾ この問題については、さきに理由を全然付記しないうでなされた更正処分は違法として取り消さるべきであるとした横浜地方裁判所昭和三〇、一二、二八判決（例集六卷一二号⁽³¹⁸⁾）があるが、本年度において、大阪地方裁判所昭和三二、五、三〇判決（例集八卷五号⁽⁸⁶⁾）が、納税義務者に対する更正通知書に更正の理由の付記を欠いても、かかる瑕疵は重大かつ明白なものということができるから、更正処分取消事由とはなつても、更正処分の無効をきたすものではないとしているのは、右の第一説の見解をとるものと思われる。

その他、税務署長が自らのした更正処分に誤りがあることを発見してこれを訂正する処分についての理由付記につき、大阪地方裁判所昭和三二、二、一九判決（例集八卷二号⁽²⁸⁾）は、これは処分行政庁の自発的処分であつて、救済手続たる再調査決定とは性質を異にするから、所得税法第四十八

条第五項の準用はなく、更正処分につき同法第四十五条第二項が適用される場合を除いては、処分に理由を付記する必要はないと判示し、また白色申告に関しては、福岡高等裁判所昭和三二、九、二〇判決（例集八卷九号⁽¹⁵⁹⁾）は、白色申告においても、徴税庁が更正をするについては、その更正の根拠ないし理由が具備されていなければならないのはもちろんであるが、納税義務者たる法人に送達される更正決定通知書に必ずその理由を記載しなければならないものではないとしている。

(8) 行政裁判資料二三号七六ページ以下。

(9) 杉本良吉・「租税法の解釈の動向—学説・判例からみた」法律時報二九卷九号一五ページ。

五 国税徴収法に関するもの

(一) 徴税順位に関するもの

国税徴収法第二条第一項は、国税および滞納処分費は総ての他の公課および債権に先だちてこれを徴収するものとし、第三条は、納税人の財産上に質権または抵当権を有する者は、その質権または抵当権の設定が国税の納期限より一箇年前にあることを公正証書をもつて証明したときは、該物件の価額を限度とし、その債権に対して国税を先取しないと規定して、納期限より一年前に設定された抵当権は国税に優先するものとしているが、この二つの規定の相互関係をどう理解するかについては、かねて議論の存するところである。右第三条の規定が、主として抵当権を設定した不動産所有者自身に

ついで滞納を生じ、これに対して滞納処分が行われる場合に着眼した規定であり、この場合には、右
 抵当権設定者が被担保債権の債務者であると第三者すなわち物上保証人であるとを問わず、同条の規
 定が適用せられることについては、あまり問題はない。しかし、右抵当不動産がその後他に譲渡され、
 その譲受人について滞納が生じ、滞納処分がなされる場合については、右第三条の規定がこの場合に
 もそのまま適用されるのか、適用されないとすれば、この場合における抵当権と国税債権との優劣関
 係はどうなるかというきわめて困難な問題が起つてくる。この点につき、古く大審院第一民事部明治
 三六、六、六判決（大審院民事判決録九輯六八七ページ）は、「国税滞納処分の場合においては、債
 権は特別の担保を有すると否とに拘らず、国税の徴収に先だつて弁済を受くるを得ざるをもつて原則
 とし、ただ第三条において右の原則を若干緩和して、国税の納期限より一年前に設定された質権また
 は抵当権についてのみ国税に優先する例外を認められたものであり、この場合同条は、それらの権利の設
 定者が納税人であると否とを区別していないと論じ、前述のような場合についても第三条の規定がそ
 のまま適用せられるものとした。そしてその後行政実務は、この判例に従つて行われており、最近に
 おいても、山口地方裁判所昭和二八、一、二三判決（例集四卷一二号⁽³³⁵⁾）は、国税徴収法第三条は、
 国家財政の必要上、国税の徴収の確保をはかるために、抵当権の設定が国税納期限一年前でないかぎ
 り国税が優先するものと定めたものであり、同条の適用については、納税義務者が抵当権設定者であ

るかどうかによつて別異の解釈をとるべき理由はないとして、前掲大審院の判例をとうしうした。と
 ころが本年度において、本件の上告審である最高裁判所大法廷昭和三二、一、一六判決（集一一卷一
 号一ページ）は、「（国税徴収法第三条）に一箇年前というのは、抵当権設定当時における抵当権者と
 設定者（債務者であると第三者であるとを問わない）との関係を基本とし、設定者の納税義務を基準
 として考ふる趣旨の下に設けられた規定であると解するのを相当」とし、「抵当権者が設定者との関係
 において本条の保護を受け得べき適格は設定者が一箇年以内に抵当不動産を第三者に譲渡した場合、
 その第三者に国税の滞納があることによつて、直ちにこれを失うものと解することはできない。され
 ば本件において、上告人は、特段の事由のないかぎり、訴外某が本件不動産譲受当時までにすで
 に納した国税のあるために、本条の保護を受ける適格を失い、その公売処分により抵当権が消滅するに
 至る結果を甘受しなければならぬといわれはしない。」として、前記大審院の判例を変更し、原判決を破
 棄して事件を山口地方裁判所に差し戻した。この判決は、実務に影響するところが極めて大きいばか
 りでなく、反対意見二のほかにも補足意見が六あり、しかもそれぞれその論ずるところを異にし、判決
 理由がきわめて簡単であることと相まつて、判決自体の解釈につき多くの議論をひき起している。⁽¹¹⁾

(10) 本判決の批評、加藤一郎・ジュリスト一二五号五六ページ、田中二郎ほか・ジュリスト一三四号六四ページ、平峯・民商
 法雑誌三六卷一号三九ページ、玉内弘毅・法律論叢三一巻四号一三一ページ、末川博ほか・民商法雑誌三七卷三二〇ページ。

(二) 滞納処分に関するもの

高松高等裁判所昭和三二、六、二六判決（例集八卷六号⁽¹⁰⁴⁾）は、国税徴収法第十七条第二号所定の「営業に必要な器具及材料」とは、同法第十六条第一項第四号等に掲げる業務上欠くべからざる程度に必要な度の高い物件であることを必要とせず、これがなくなれば職業の遂行上支障の生ずる程度のもので足りるとし、集荷配達用の自転車、柱時計が同号所定の差押制限物件にあたるとしている。また本条所定の差押代替物件の「提供」の意義に関しては、当該物件を差し押えうべき状態におくことを意味するものとし、その提供の時期について、同法による動産に対する差押の効力は、該物件の占有が滞納者から収税官吏に移転し、または収税官吏が該物件にこれを差し押える旨の表示を施したときに発生するが、差押代替物の提供は、差押制限物件に対する差押の効力の発生後においても、いまだ当該収税官吏が現場にとどまり、差押物件の引揚げまたはその保管委託等を完了しない間は、右差押をやり直すに多大の労力、費用を要するとか、またはあらかじめ代替物件を提供するときは差押をしない旨告げていたにかかわらず、滞納者がこれを提供しなかつた場合など、特段の事情の存しない限り、これを有効になしうるものと解するのを相当とすると判示している。⁽¹¹⁾

その他、公売公告において国税徴収法施行規則第十九条第一号所定の「重要な事項」を遺脱ないし誤記した瑕疵ある公売処分を違法とした青森地方裁判所昭和三二、四、二六判決（例集八卷四

号⁽⁶⁹⁾）、国税徴収法施行規則第二十二号所定の十日の期間について、この期間は、滞納者または利害関係者を有する第三者に、滞納処分費および税金を完納して、当該財産解除の機会を与えるものであるから、右期間を経過せずしてなされた公売処分は、利害関係人に不利益をおよぼし、違法といわなければならないと判示した甲府地方裁判所昭和三二、五、二〇判決（例集八卷五号⁽⁸⁵⁾）がある。

⁽¹¹⁾ 本判決は、本件の上告審最高裁判所第二小法廷昭和三三、三、二八判決（集一二卷四号六六七ページ）によつて支持されている。

六 争訟手続に関するもの

(一) 審査手続に関するもの

所得税および法人税等に関する税務官庁の処分に対する行政救済手続については、昭和二十五年三月三十一日の改正により（所得税は法律第七十一号、法人税は法律第七十二号）、審査制度を再調査と審査の二段階にわけ、いずれも原処分に対する事後審とする趣旨を明確にし、右の再調査および審査の決定においては、原処分より不利益な処分をすることができないものとしている。ところがこの点につき明確な規定を設けない戦時補償法特別措置法（昭和二十一年法律第三十八号）による審査手続について、東京高等裁判所昭和三二、一二、二四判決（例集八卷一二号⁽²¹⁷⁾）は、この審査手続はもつばら納税義務者を不当な課税から救済する趣旨に基くものであるという理由により、現行所得税

法、法人税法の場合と同様、審査決定において原決定の課税額を増額することは許されないものと判示していることが注目される。

その他の裁判例としては、再調査請求に証拠書類を添付しなかつたため請求が却下されたが、審査請求の段階においてこれを提出したときは、国税庁長官または国税局長は、当該再調査請求の目的となつた処分自体の当否につき審理および裁決をしなければならないとした名古屋地方裁判所昭和三二、四、三〇判決（例集八巻四号70）、法定期間経過後に申し立てられた再調査審査請求を行政庁の裁量により受理することはできないとした名古屋地方裁判所昭和三二、四、一一判決（例集八巻四号64）がある。なお、審査手続に関するものではないが、他人に対する滞納処分のため財産の差押を受けた者が自己の所有権を主張して当該差押の排除を求める訴と訴願前置との関係について、国税徴収法第十四条の取戻請求の手続が行政事件訴訟特例法にいう訴願にあたるとした東京地方裁判所昭和三二、四、一八判決（例集八巻四号65）があることについてはすでに述べた（本書二〇ページ）が、かかる訴については法定の前審手続を経由する必要がないとした裁判例としては、高松地方裁判所昭和三二、三、一一判決（例集八巻三号38）、大阪高等裁判所昭和三二、七、九判決（例集八巻七号115）がある。

(二) 訴訟手続に関するもの

訴訟手続に関する裁判例としては特記するものに乏しく、すでに第二において紹介したものを除いては、税務署長を被告とすべきものとした大阪高等裁判所昭和三二、四、一九判決（例集八巻四号66）、相続税賦課決定に過誤を発見し、該決定を取り消した上改めて賦課決定をした場合、前の賦課決定取消訴訟をあとの賦課決定取消訴訟に変更することを認めた福岡地方裁判所昭和三二、一、三一判決（例集八巻八号¹⁴²）、相続財産の評価が時価よりも低額であるため、物納に際して収納価額を低く評価される不利益があるとして、税務署長のした相続税額の更正を争う訴の利益はないとした大阪地方裁判所昭和三二、三、八判決（例集八巻三号40）等が散見されるにとどまる。

第七 その他の行政事件の裁判例概観

以上に概観した以外の各種行政部門における昭和三十二年度における動きをみると、工業所有権関係事件の第一審新受件数が六八件で、昨年度の五八件をさらに一〇件上回っているほか、主なものとしては、都市計画関係四七件（昨年度比較一四件増）、公務員関係三九件（一六件増）、職業・事業の許否関係二六件（一〇件減）、土地収用・改良関係一三件（一件減）を数えている。また国籍関係の事件は、わずか三件で、昨年度より一二件も減少しているのがめだつている。工業所有権関係事件を除く合計件数は、二二七件であり昨年度より四件の増加となつている。裁判例のうち、一般的問題に

関して注目すべき判示を示したものについてはすでに第二において紹介したので、以下においては、主として個々の特別法の解釈に関する裁判例で、比較的重要な判示を含むと思われるものまたは将来同種の問題を判断するのに参考と思われるものを紹介することとする。

一 国籍に関するもの

日本国籍を有することについて争のない場合でも、その取得原因について確認を求める法律上の利益を有する旨の最高裁判所大法廷昭和三二、七、二〇判決（集一一卷七号一、三二四ページ）があることは、すでに述べた（一六ページ）とおりであるが、右判決は、日本国籍離脱が無効な場合には、その後なされた国籍回復許可も無効である旨を判示している。右判決につき、少数意見は、少くとも国籍回復申請当時においては、みづからその意思を表明して右申請をし、権限ある国家機関の許可を得て戸籍の届出をしたのにかかわらず、本件訴訟において、自己がかつてした右の表示と全く矛盾した主張をし、国籍回復許可処分が無効であるとして否定するがときは、禁反言の原則からして許されないことは明らかであるとしている。

二 公務員に関するもの

公務員の任命行為の性質については、旧官公吏制度以来説の分れているところであるが、公立学校の助教諭または講師の任命行為につき、これを公法上の契約であるとした山形地方裁判所昭和三二、

二、一六判決（例集八卷一号⁽¹⁵⁾）があることはすでに述べた（二五ページ）。次に、国家公務員法第六十条、地方公務員法第二十二條第二項の臨時的任用の場合を除き、公務員の任用について任期を限つて採用することの適否についても、問題のあるところであるが、公立学校の助教諭または講師につき右の山形地方裁判所判決は、これを積極に解し、右の者らの任用期間を一箇年と定めて採用することは、地方公務員法第五十八條、労働基準法第十四條の規定に照らして、妨げないものと解すべきであると⁽¹⁶⁾している。なお、右判決のほかに任用に関する裁判例として、町村合併により発足した町村が旧町村職員をひきつづき任用する場合、地方公務員法第二十二條第一項の適用の有無につき判示したものが⁽¹⁷⁾ある。すなわち、松山地方裁判所昭和三二、一、三〇判決（例集八卷一号⁽¹⁹⁾）は、同条同項は、競争試験または選考等によつて新たに採用した職員についての試用期間を定めた規定と解すべきであり、また、町村合併促進法第二十八條の規定の趣旨に徴しても、この場合右規定の適用があるものと解することは相当でないとしている⁽¹⁸⁾。

公務員の俸給請求権の譲渡ないし放棄は許されないとするのが、判例・学説の傾向であるが、仙台高等裁判所昭和三二、七、一五判決（例集八卷七号⁽¹³⁴⁾）は、公務員の俸給を受ける権利を放棄することは、公務員と国または地方公共団体との間に存する特別権力関係を破壊し、公益を害するにいたるおそれがあるから、一般に許されないものと解すべきであるが、右のようなおそれが全く存しない

場合には、有効にこれをなしうるものと解すべきであるとし、市警察職員に対する懲戒免職処分を取り消し、依願免職処分とすることを条件として、右懲戒処分がなされた日から依願免職処分となつた日までの俸給の請求権を放棄したことを有効としている。

公務員の休職について判示した裁判例が若干ある。まず、東京地方裁判所昭和三二、一〇、四判決（例集八巻一〇号⁽¹⁸⁵⁾）は、地方公務員法第二十八条第二号の規定が憲法第十四条に違反するものでないとした上、右休職処分は、任命権者の自由裁量にまかせられているものと解すべきであると判示している。次に、依願休職というような法律上の規定を欠く不利益処分の適否につき、長崎地方裁判所昭和三二、七、二二判決（例集八巻七号⁽¹³⁸⁾）は、一般に、特別権力関係に立つ権力者は、法律上の明示的な根拠のないかぎり、たとえ服従者の同意を得たとしても、みだりにこれに対して不利益処分をすることができないが、右関係の目的に照らして不利益処分をするさし迫つた必要があるばかりでなく、服従者自身も該処分によつて生ずべき不利益な結果を十分認識したうえ同意を与え、社会一般の良識から判断してそうするのが至極もつともだと思料されうるような特別の場合には、例外として依願休職のような法律上の規定を欠く不利益処分をすることも許される旨を判示している。

なお、公務員の懲戒処分における懲戒権者の裁量権の範囲について判示した最高裁判所第二小法廷昭和三二、五、一〇判決（集一一巻五号六九九ページ）については、すでに第二（五ページ）において

紹介した。

- (1) 田中二郎・「行政法中巻」三五四ページ以下参照。なお、美濃部達吉・「日本行政法上巻」六九六ページ。
- (2) 行政実例は、特別の事情がないかぎり消極に解すべきであるとしている（角田礼次郎・「地方公務員精義」九〇ページ参照）が、実際は相当数の臨時職員が任命されているものようである。
- (3) 行政実例は、積極に解している（角田・前掲書一一一ページ参照）。
- (4) 大審院昭和九、六、三〇判決（法律新聞三、七二五号七ページ）（市立小学校教員の俸給請求権の譲渡に関する）、行政裁判所昭和一三、七、一二判決（行録四九輯四三四ページ）（町村吏員の退職料の放棄に関する）、美濃部・前掲書九五ページ以下・一四一ページ・七四五ページ、杉村章三郎・「官吏法」（新法学全集三巻）三五ページ、田中二郎・「行政法総論」（法律学全集六巻）二二一ページ以下参照。

三 外国人の退去強制に関するもの

出入国管理令第五十条に基く法務大臣の在留許可処分の性質については、同条第一項各号に該当する者についても法務大臣は在留許可を与えなければならぬものではなく、これを与えたと否とは同大臣の完全な自由裁量であるとする見解が強いようにみうけられるが（本年度の裁判例としては、大阪地方裁判所昭和三二、一〇、一六決定、例集八巻一〇号⁽¹⁸⁸⁾）、東京地方裁判所昭和三二、四、二五判決（例集八巻四号⁽⁷⁶⁾）、東京高等裁判所昭和三二、一〇、三二判決（例集八巻一〇号⁽¹⁸⁹⁾）および大阪高等裁判所昭和三二、一二、一二決定（例集八巻一二号⁽²²⁸⁾）は、右が法務大臣の自由裁量に属する

ことを認めながらも、なお裁量権の限界をこえまたはその濫用にわたる場合には違法となりうるとしている。なお、右東京地方裁判所の判決は、現在日本において平和に生活を続けている者に対し退去強制することによつてそれらの者がただちに生存することすら脅かされることが明らかなる場合においては、憲法前文第二段末文の宣言に徴し、たとえそれらの者の滞留が不法なものであつても、これに対し退去を強制することは許されないものと解するのが相当であるとし、認定した具体的事情のもとにおいては、原告の異議申立に対して退去強制するのを相当と認め、右申立を理由なしと裁決したことは著しく不公平かつ妥当を欠く措置として取消を免れないとしているが、本件の控訴審である前記東京高等裁判所の判決は、裁量の限界をこえ、または裁量権の濫用にわたるものとは認められないとして原判決を取り消している。

四 教育に関するもの

学校における宿直勤務が教諭たる身分に基く義務であるかどうかについて判示した東京地方裁判所昭和三二、八、二〇判決（例集八巻八号⁽¹⁴⁸⁾）がある。同判決は、まず、学校教育法第二十八条第三項にいう校務とは、学校の運営に必要な校舎等の物的施設、教員等の人的要素および教育の実施の三つの事項につきその任務を完遂するために要求される諸般の事務をさすものと解すべきであるから、⁽⁵⁾校長は、学校施設の管理上防犯、防火対策を講ずべきはもちろんであり、そのために日直、宿直に関する

事項を掌握するものというべきであるとし、ついで、教諭は教育を掌ることがその本来の任務であることは明白であるが、所属校長の命により宿直勤務に従事することは、教諭としての職務上の義務というべきであるとしている。なお、市町村立小学校職員の給与に関する裁判例として、市町村立小学校及び中学校並びに青年学校職員の俸給その他の給与の負担に関する政令（昭和二十三年政令第二十八号）にいう俸給のうちには超過勤務手当は含まれない。したがつて右政令施行当時において、市町村立小学校教員の超過勤務手当の支払義務者は市町村であるとした最高裁判所第三小法廷昭和三二、七、二三判決（集一一巻七号一、三三一ページ）⁽⁶⁾、市町村立小学校職員に対する実体法上の給与義務者が県であることは、市町村立学校職員給与負担法第一条の規定に照らし明らかであるとした長崎地方裁判所昭和三二、七、二二判決（例集八巻七号⁽¹³³⁾）がある。

(5) 有倉遼吉ほか、「教育関係法Ⅰ」（コンメンタール）一三三ページ以下。

(6) 本判決の批評、原章之助・民商法雑誌三七巻二号二二九ページ。

五 土地区画整理に関するもの

土地区画整理に関して三つの最高裁判所の判決がある。まず同裁判所大法廷昭和三二、一二、二五判決（集一一巻一四号二、四二三ページ）は、土地区画整理施行規程で従前の土地の地積は土地台帳の地積による旨を規定し、右地積によつて換地予定地の指定をしても憲法第二十九条に違反しない旨を

判示している。右判示は、原審たる広島高等裁判所松江支部昭和二九、七、一四判決(例集五卷七号⁽¹⁷⁾)が、大火災後の復興途上における土地区画整理で時、人手、費用等いずれの点からいつても、土地実側主義を貫かせることを強いるのを不可能とするような事情の下では、これを違憲とすべきではないとした(昭和二十九年年度鑑九六ページ参照)のに対し、都市計画法で準用する耕地整理法および前記施行規程によれば、差積があるときは、実際の土地の価額に相当する代償が交付されるべきことになつてゐるから、土地が無償で取り上げられることにはならないという別の理由で原審の結論を支持している。⁽⁷⁾次に、同裁判所第二小法廷昭和三二、一二、二五判決(集一一卷一四号二、四六六ページ)は、土地区画整理施行規程を変更しなければならぬような事項が含まれている申立であつても、右申立が都市計画法施行令第十七条(削除前)による異議の申立であるか単なる陳情書であるかは、申立人の真意に従つて判断すべきであるとしてゐる。なお、土地区画整理における換地予定地指定の取消を求める訴の出訴期間について、終局処分たる換地処分のと看できなく、換地予定地指定処分自体を基準としてこれを起算すべきであるとして従来の下級審の見解の対立に解決を与えた最高裁判所第一小法廷昭和三二、一二、二六判決(集一一卷一四号二、四七〇ページ)があることについては、すでに紹介した(本書二三ページ)。

下級審の裁判例をみると、換地予定地指定処分の取消変更処分に関するものが多いことが注目される。従来右取消変更処分が許されるとする根拠について判示した裁判例はなかつたが、東京地方裁判所昭和三二、一、三一判決(例集八卷一号⁽²⁰⁾)は、換地予定地指定処分は、他の一般の行政処分が終局的確定的な性質を有するものと異なり、換地指定処分に至るまでの暫定的措置とみるべきものであるから、換地予定地指定処分がなされたのちにおいても、区画整理事業の施行上重大な支障を生じ、または施行地区内の土地権利者相互間に著しい不公平を生ずるに至つた場合には、その取消変更をなしうる旨を判示している(同旨、仙台高等裁判所昭和三二、七、三判決、例集八卷七号⁽¹³²⁾)。取消変更の具体的事案につき、右仙台高等裁判所の判決は、イ、ロの各土地を甲の所有地として換地予定地を一括指定したが、イの土地は指定前すでに乙において競落しており、またロの土地は指定後丙において所有権移転登記を受けたことが判明したので、区画整理施行者が乙丙両名に対し前記換地予定地につきその使用、収益の範囲を協定するよう申し入れたが、右協定が不調に終つた場合、施行者が前記指定処分を変更して、あらためて乙丙各人に対し仮換地を指定することは、その使用、収益の関係を確定せしめ、もつて土地区画整理事業の実施を急速適確に進めようとする公益上の必要に基くものと認めることができるから、右変更処分は適法と解すべきであるとしてゐる。次に変更処分の手続につき、福岡地方裁判所昭和三二、一、一七判決(例集八卷一号⁽¹⁶⁾)は、旧特別都市計画法に基く仮換地指定の変更処分の手続については、土地区画整理法第九十八条の類推適用があるものと解すべきで

あるから、仮換地の指定後、従前の土地の所有権が甲から乙へ移転し、その登記も完了しているにもかかわらず、甲からの申出に基き、乙の同意を得ず、また同人に対する通知もなくしてなされた仮換地の面積を減縮する処分は、無効と解すべきであるとし、また、青森地方裁判所昭和三二、一〇、一〇判決（例集八巻一〇号⁽¹⁸⁷⁾）は、関係土地所有者等との合意を基礎とし、これに基いてさきにした換地予定地の指定を変更する場合には、必ずしも特別都市計画法第十三条所定の手続をとることを要しない旨を判示している。なお、取消変更処分以外について判示したのもとして、換地予定地指定処分の通知書に地積の記載が欠けていたとしても、諸般の事情に照らし、右指定処分を内容不明確なものとして無効ということはできないとした水戸地方裁判所昭和三二、四、三〇判決（例集八巻四号⁽⁷⁸⁾）、国有林野が区画整理地区に編入され、換地予定地として指定を受けた場合は、その使用収益の関係は、もつばら区画整理関係諸法令の定めるところによるものであつて、その限度においてはもはや行政財産としての管理および処分に関する規程に服するものではないと解するのを相当とすると判示した鳥取地方裁判所昭和三二、一一、二八判決（例集八巻一一号⁽²⁰⁶⁾）があり、また訴訟手続に関しては、共有地に対する換地予定地指定処分取消請求は、共有地に対する保存行為であるから、共有者全員が共同して訴を提起することを要しないものと解するを相当とすると判示した仙台地方裁判所昭和三二、一一、五判決（例集八巻一一号⁽²⁰⁰⁾）がある。

(7) 同旨、鳥取地方裁判所昭和三一、一〇、二九判決（例集七巻一〇号⁽²⁴²⁾）（昭和三十一年度年鑑一〇三ページ参照）。

六 公物、营造物の利用に関するもの

慣習による公水使用権の性質およびその成立要件について判示した長野地方裁判所昭和三二、五、二八判決（例集八巻五号⁽⁹⁶⁾）があることについてはすでに述べた（本書二四ページ）。なお本判決はさらに、公共用物たる河川は、一般公衆の共同使用に供せられ、公共の福祉に奉仕すべき使命を有し、特定人がこれにつき完全に排他的独占的な使用権を有することとは、公共用物としての性質に反するから、その使用権の及ぶ範囲は、その使用目的達成のために必要な限度にとどまるものと解すべきであるとし、つづいて右見解を前提として、慣習による公水使用権は、各権利者ごとにその必要水量に限つて成立するものであり、他に同種の権利者があるからといつて各権利者の権利が拡張されるわけではないから、権利者であっても、他の権利者の必要水量が侵されることを理由として発電水利使用許可処分等の取消を求める利益を有しない旨を判示している。

次に、電話利用に関するものとして、日本電信電話公社は、五級局ないし六級局の電話料金について、定額料金制を度数料金制に一方的に切り替えることができるとした山形地方裁判所昭和二九、一一、八判決（例集五巻一一号⁽²⁷³⁾）（右判決の控訴審たる仙台高等裁判所昭和三〇、一〇、六判決、例集六巻一〇号⁽²⁶¹⁾も結論同旨）のあつたことは、昭和二十九年年度年鑑（一〇五ページ）において紹介し

たが、本件の上告審最高裁判所第二小法廷昭和三二、一〇、一一判決（集一一卷一〇号一、七四〇ページ）は、右第一、二審の結論を支持している。すなわち、原審が前記料金制度の一方的切替が許されることの根拠を企業管理権の当然の作用に求めているのは、法律の根拠なくして、行政権により財産権を一方的に変更しうることを認めたものであり、憲法第四十一条、第二十九条に違反するとの上告理由に対し、本判決は、まず、電話加入者は、法令の知、不知にかかわらず、法令の定める一定の内容の加入権のみを享有しうるものであるとし、しかも、公衆電気通信法には直接の規定はないが、同法は、五級局および六級局の加入電話については定額料金を度数料金制に切り替えることを公社の裁量にまかす趣旨を含むものと解すべきであるから、本件の料金制度の切替をもつて、法の根拠に基かない行政権による財産権の侵害とすることはできないと説示している。⁽⁸⁾

⁽⁸⁾ 本判決の批評、黒田了一・民法法雑誌 三七卷四号六八ページ。

七 鉱業許可に関するもの

法定鉱物を追加することが、憲法第二十九条に違反するかどうかは、鉱物、土地所有権、国の三者間の関係をどう考えるかに関連して問題のあるところであるが、この点についての裁判例があらわれている。すなわち、大阪地方裁判所昭和三二、五、二五判決（例集八卷五号⁽⁹⁴⁾）は、鉱物は、一般に国有であつて、時代の推移、科学技術の進歩に伴い、鉱業法による手続をとらせる必要の生じた場

合、法律の規定によつてこれを鉱物として追加指定することを妨げないものと解するのが相当であるから、旧鉱業法において鉱物として定められていなかったらう、石を鉱業法第三条によつて鉱物として追加したとしても、憲法第二十九条の規定に違反し、土地の所有権を侵害するものといふことはできないとしている。次に、鉱業法第四十一条は、鉱業出願人たる地位を移転しうることを規定しているが、福岡地方裁判所昭和三二、三、一九判決（例集八卷三号⁽⁵⁰⁾）は、虚無人名義の出願のように、出願そのものが無効である場合には、その出願人の地位の移転といふこともありえず、したがつて、右名義を實在人の名義に変更しても、かかる変更は無効であるとしている。

⁽⁹⁾ 加藤悌次ほか・「鉱業関係法」（コンメンタール）一二ページ以下参照。

八 私的独占の禁止に関するもの

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二条第五項にいう「支配」とは、一般に相手方を、強圧を加えて自己の意思に従わせることをいうものと解されるが、いわゆる野田しようゆ事件の審決（昭和三〇、一三、二七審決、例集八卷一二号二、三八三ページ）において、公正取引委員会が、直接相手方を強制する場合に限定せず、客観的条件を適当に利用して他の事業者の行動を制約するとき間接的な方法を用いた場合においても、「支配」に該当するとの見解を示して注目された⁽¹⁰⁾が、右審決の取消を求める訴訟において、東京高等裁判所は公正取引委員会の右見解を支持した。す

なわち、同裁判所昭和三二、一二、二五判決（例集八卷一二号⁽²³¹⁾）は、同条同項にいう「他の事業者の事業活動の支配」とは、原則としてなんらかの意味において他の事業者に制約を加え、その事業活動における自由な決定を奪うことをいうものと解すべきであるが、事業者の事業活動上の行為が市場に成立している客観的条件によつて当然他の事業者の事業活動を制約する結果を生ずる場合においては、かかる条件が事業者の通常知りえない特別の事情によるものでないかぎり、その事業者の行為は、結局右の客観的条件をてことして他の事業者の事業活動を制約することに帰するのであるから、たとえ右事業者の行為に制圧の要素がないとしても、なお「他の事業者の事業活動の支配」があるものと解するのを相当とする旨を判示し、ついで具体的事案につき、東京都内において、し、よ、ゆ、業界における格付およびそれに基づくマーク・バリュウ、品質、価格の一体関係から、一製造業者の製品販売価格の決定に他の同業者が追従せざるをえない関係が存在する場合において、右業者による製品の生産者価格の決定自体は業者として当然なしうる行為であるから、その結果他の同業者の生産者価格の決定を支配することとなつても、これを私的独占の一場合である市場における価格支配となすことをえないが、右業者がすすんで製品の再販売価格ことに小売価格を指示し、かつ、これを維持する行為をし、これにより他の業者も追従してその再販売価格を決定指示することを余儀なくせしめたときは、これに該当するものと認むべきであるとしている。また本判決は、審決が東京都内における競争

制限行為を認定しながらその排除措置として、ひろく全国的に一定の措置を命じているのは違法であるとの主張に対し、あるし、よう、油製造業者の再販売価格の指示を東京都以外において認めれば、従来の慣性により都内にもそれが有効のように解されるおそれがあり、またそれが自主的に自己の販売価格を定めるべき自覚に乏しい販売業者を心理的に拘束するおそれがある場合には、公正取引委員会が、右再販売価格の指示および維持を東京都内にかぎつて禁止するのは不十分であるとして、これを都外にわたつて拡大して排除措置を命じても、必要性の限界をこえたものといふことはできないとして審決を支持している。

なお右判決のほかに、甲新聞を同一新聞社発行の乙新聞より低い定価で販売してはならない旨の緊急停止命令の申請を認容した同裁判所昭和三二、三、一八決定（例集八卷三号⁽⁴⁷⁾）がある。右決定は、まず、新聞業における特定の不正な取引方法（昭和三十年公正取引委員会告示第三号）第三項の趣旨は、新聞の発行または販売を業とする者が自己の商品たる新聞につき地域または相手方により定価を異にすることを不正な取引方法として指定したものであり、この相異なる定価の付せられた二個の新聞が本来同一のもの、したがつて本来同一の定価を付すべきものであることを前提としているものと解すべきであるとし、具体的事案につき、丙県の読者を主たる対象とする甲新聞と丁県の読者を主たる対象とする乙新聞がともに同一新聞社の発行にかかるいわゆる一般日刊新聞であり、月刊

記事量もほとんど同量であるのみならず、紙面構成、社説、連載小説等からみて両紙の性格が一つのものと認められるときは、前記告示第三項の適用上、甲乙両紙は同一新聞と認めてさまたげないとして、前記申請を認容したものである。このほか異色ある事案として、緊急停止命令の執行免除の申立を棄却した同裁判所昭和三二、三、二九決定（例集八卷三号⁽⁵²⁾）がある。

(40) 公正取引委員会事務局編・改正独占禁止法解説 一一九ページ。

(41) 本件審決の批評、今村成和・私的独占禁止法の研究 二二四ページ・二四二ページ・二七五ページ。

九 工業所有権に関するもの

現行特許法の下においては、工業的発明を物の発明と方法の発明という観念によつて分類しているが、方法の発明の意義につき、東京高等裁判所昭和三二、五、二一判決（例集八卷八号⁽¹⁴⁵⁾）は、方法とは、一定の目的に向けられた系列的に関連のある数個の行為または現象によつて成立するもので、必然的に経時的な要素を包含するものと解すべきであるから（方法の逐次性）、経時的な要素を欠く発明は、方法の発明ということとはできない旨を判示している。⁽¹²⁾ なおこのほかに特許に関するものとしては、審決において引用された登録例の実用上の価値の有無は、発明の新規性の有無についての判断を左右するものではないとした同裁判所昭和三二、七、二三判決（例集八卷七号⁽¹²³⁾）がある。

商標法に関するものとしては、出願商標が引用商標の登録以前から一般に周知せられていたもので

あるとの事實は、引用商標の登録を無効ならしめる原因とはなつても、右出願商標について商標法第二条第一項第九号の適用を免かれしめる理由とはなりえないとする同裁判所昭和三二、一二、二四判決（例集八卷一二号⁽²²³⁾）がある。

(12) 方法の発明につき判示したものととして、大審院昭和一八、四、二八判決（民集二二卷九号三一五ページ）（右判決の批評、山本桂一・判例民事法 昭和一八年八二ページ）がある。

十 海上衝突予防法に関するもの

旧海上衝突予防法に関する最高裁判所第一小法廷昭和三二、二、二一判決（集一一卷二号三〇七ページ）があらわれている。同法第十九条は、二そうの汽船が互に航路を横切り、衝突のおそれがある場合における航路避讓義務を定めているが、接近する両船がどのくらいの距離に接近したとき右義務が発生するかは、問題のあるところである。右判決は、避讓義務の発生時期は、諸般の状況により個々の場合につき定むべきものであるとした原審（東京高等裁判所昭和二六、一二、一四判決、例集二卷一二号⁽³⁰¹⁾）と同様の見解をとり、具体的事案につき、両船の大小、性能相互の方法の変化の模様その他原判決の認定する諸般の状況にかんがみれば、両船の距離が一海里ないし四分の三海里に接近した時期において、相互の方位の変化の度合いが一分間〇・八度程度であつたということだけで、ただちに同条にいう「衝突の虞」があるものということとはできない旨を判示している。また、「当初の見

合いにおいて衝突のおそれがない場合に、その後いずれか一方の船が新たに衝突のおそれを生ぜしめた場合には、新たに衝突を生ぜしめた側の船に避讓の義務がある。」⁽¹³⁾という事は、海運界における確立された原則といわれているが、右原則が同法第十九条に規定する右側権利船の原則に優先して適用されるかどうかにつき、同判決は、互に航路を横切る両船が、そのまま進めば無難に替り行くことを相互に看取しうる状況にあつたにかかわらず、一船がその後速力を減じたため新たに衝突の危険を惹起するに至つた場合には、同船がたとえ他船を左舷に見る関係にあつた場合でも、同船において避讓の措置を講ずる義務があるものと解すべきであるとして、同条の一般原則はその適用が排除される⁽¹⁴⁾という見解をとつている。

⁽¹³⁾ 法曹時報九卷四号 七一ページ参照。

⁽¹⁴⁾ 本判決の批評、西島弥太郎・民商法雜誌三六卷二号 七〇ページ。

受理

九六

(五) 昭和三十三年度行政事件裁判所別

既未
受理済済
件数表

裁判所別 受理・既済・未済別			地方裁判所																																									
			東 京	横 浜	浦 和	千 葉	水 戸	宇 宮	前 橋	静 岡	甲 府	長 野	新 潟	大 阪	京 都	神 戸	奈 良	大 津	和 歌 山	名 古 屋	岐 阜	福 井	金 沢	富 山	広 島	山 口	岡 山	鳥 取	松 江	福 岡	佐 賀	長 崎	大 分	熊 本	鹿 児 島	宮 崎	仙 台	福 島	山 形	盛 岡				
受 理	旧	受	352	32	25	96	55	8	7	14	48	15	51	455	55	76	15	6	7	77	7	19	6	12	3	41	45	54	22	18	58	10	11	17	39	7	2	50	16	20	59			
	新	受	113	19	14	7	18	8	4	9	16	13	15	99	26	26	8	4	6	22	2	7	7	3	3	23	11	14	5	10	24	9	8	10	13	5	4	25	19	13	76			
計			465	51	39	103	73	16	11	23	64	28	66	554	81	102	23	10	13	99	9	26	13	15	6	64	56	68	27	28	82	19	19	27	52	12	6	75	35	33	135			
既		済	82	12	7	20	29	6	2	7	10	11	25	158	32	33	8	5	2	27	5	10	4	8	2	25	5	11	7	6	22	10	7	14	30	3	4	24	11	15	42			
未		済	383	39	32	83	44	10	9	16	54	17	41	396	49	69	15	5	11	72	4	16	9	7	4	39	51	57	20	22	60	9	12	13	22	9	2	51	24	18	93			
新 受 ・ 既 済 の 内 訳	農地関係	新受済	14	6	10	3	12	3	-	3	8	3	3	30	11	11	6	3	2	5	-	2	2	-	1	2	7	3	-	3	6	3	-	4	2	3	3	4	13	11	72			
		既済	6	2	4	17	24	3	-	3	6	7	6	27	7	12	5	1	-	5	1	-	2	-	-	5	2	5	3	1	3	4	-	6	5	2	3	6	8	13	36			
	選挙関係	新受済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		既済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	地方自治関係	新受済	2	1	2	2	3	-	3	-	3	2	8	-	-	5	1	1	-	1	-	4	5	-	-	4	1	-	1	1	2	-	-	4	2	-	-	6	3	1	-	-	-	
		既済	2	-	2	-	3	-	1	1	3	2	6	1	1	4	2	1	1	-	2	5	2	1	-	1	-	1	-	1	-	3	2	2	-	1	3	1	1	5	-	-	-	
税法関係	新受済	37	4	1	-	2	2	1	4	-	2	1	51	8	6	-	-	3	12	-	1	-	1	-	5	-	2	-	4	5	-	2	2	7	1	1	6	-	-	1	-	-		
	既済	25	2	-	-	1	1	1	3	1	-	2	112	17	13	-	2	-	17	1	2	-	2	-	6	-	2	2	5	6	1	1	1	18	-	-	7	-	-	-	-	-		
工業所有権関係	新受済	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	既済	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他一般行政関係	新受済	56	8	1	2	1	3	-	2	5	6	3	18	7	4	1	-	1	4	2	-	-	2	2	12	3	9	4	2	11	6	6	-	2	1	-	9	3	1	3	-	-		
	既済	46	8	1	3	1	2	-	-	-	2	10	16	7	4	1	1	1	5	1	3	-	5	2	13	3	4	1	-	12	5	3	5	5	1	-	8	2	1	1	-	-		

大	京	神	奈	大	和	名		岐	福	金	富	広	山	岡	鳥	松	福	佐	長	大	熊	鹿	宮	仙	福	山	盛	秋	青	札	函	旭	釧	高	徳	高	松	小		東	大	名	広	福	仙	札	高	小		最	小	合		
阪	都	戸	良	津	山	屋	津	阜	井	沢	山	島	口	山	取	江	岡	賀	崎	分	本	島	崎	台	島	形	岡	田	森	幌	館	川	路	松	島	知	山	計	高	京	阪	屋	島	岡	台	幌	松	計	最	小	計			
455	55	76	15	6	7	77	7	19	6	12	3	41	45	54	22	18	58	10	11	17	39	7	2	50	16	20	59	16	67	25	4	-	8	13	7	12	16	2,078	等	131	4	6	3	5	8	1	2	160	高	1	1	2,239		
99	26	26	8	4	6	22	2	7	7	3	3	23	11	14	5	10	24	9	8	10	13	5	4	25	19	13	76	4	14	16	4	3	6	5	14	7	6	797	裁	73	3	2	4	4	7	-	4	97	裁	-	-	894		
554	81	102	23	10	13	99	9	26	13	15	6	64	56	68	27	28	82	19	19	27	52	12	6	75	35	33	135	20	81	41	8	3	14	18	21	19	22	2,875	判	204	7	8	7	9	15	1	6	257	判	1	1	3,133		
158	32	33	8	5	2	27	5	10	4	8	2	25	5	11	7	6	22	10	7	14	30	3	4	24	11	15	42	5	28	16	2	-	9	10	7	4	10	832	所	59	5	5	7	5	10	1	3	95	所	-	-	927		
396	49	69	15	5	11	72	4	16	9	7	4	39	51	57	20	22	60	9	12	13	22	9	2	51	24	18	93	15	53	25	6	3	5	8	14	15	12	2,043		145	2	3	-	4	5	-	3	162		1	1	2,206		
30	11	11	6	3	2	5	-	2	2	-	1	2	7	3	-	3	6	3	-	4	2	3	3	4	13	11	72	1	4	8	1	1	4	1	6	1	2	303		-	-	1	-	-	-	-	1		-	-	304			
27	7	12	5	1	-	5	1	-	2	-	-	5	2	5	3	1	3	4	-	6	5	2	3	6	8	13	36	1	16	11	-	-	4	-	2	-	2	276		-	-	1	-	-	-	-	1		-	-	277			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1		2	1	-	4	3	4	-	3	17		-	-	18	
2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	4		12	4	4	7	5	9	1	3	45		-	-	49	
-	-	5	1	1	-	1	-	4	5	-	-	4	1	-	1	1	2	-	-	4	2	-	-	6	3	1	-	3	3	-	1	-	1	1	2	1	1	81		1	2	1	-	-	3	-	1	8		-	-	89		
1	1	4	2	1	1	-	2	5	2	1	-	1	-	-	1	-	1	-	3	2	2	-	1	3	1	1	5	2	2	-	-	-	2	1	1	-	1	70		-	1	-	-	-	1	-	-	2		-	-	72		
51	8	6	-	-	3	12	-	1	-	1	-	5	-	2	-	4	5	-	2	2	7	1	1	6	-	-	1	-	2	2	2	2	-	2	3	3	-	188		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	188			
112	17	13	-	2	-	17	1	2	-	2	-	6	-	2	2	5	6	1	1	1	18	-	-	7	-	-	-	-	5	2	2	-	1	7	1	1	3	273		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	273			
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4		64	-	-	-	-	-	-	-	-	-	64		-	-	68
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3		40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	40		-	-	43
18	7	4	1	-	1	4	2	-	-	2	2	12	3	9	4	2	11	6	6	-	2	1	-	9	3	1	3	-	5	6	-	-	1	1	2	2	3	200		6	-	-	-	1	-	-	-	7		-	-	227		
16	7	4	1	1	1	5	1	3	-	5	2	13	3	4	1	-	12	5	3	5	5	1	-	8	2	1	1	2	5	3	-	-	2	2	2	3	4	206		7	-	-	-	-	-	-	7		-	-	213			

(2) 控 訴 審

受理	
受 理	旧 新
既	
未	
新 受 ・ 既 濟 の 内 訳	農
	運
	地
	税
	工
その他	

(2) 控訴審	裁判所別 受理・既済・未済別			高等裁判所	東	大	名	広	福	仙	札	高	合	
	受	旧	受		京	阪	古	島	岡	台	幌	松	計	
受理	旧		受	77	108	18	26	52	81	46	17		425	
	新		受	39	26	16	11	11	44	22	7		176	
			計	116	134	34	37	63	125	68	24		601	
	既		済	37	26	16	18	15	29	7	7		155	
	未		済	79	108	18	19	48	96	61	17		446	
新受 既済 の内 訳	農地関係	新受	済	10	9	2	4	4	30	16	-		75	
		既済	済	12	9	3	10	4	24	5	4		71	
	選挙関係	新受	済	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
		既済	済	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	地方自治関係	新受	済	5	2	2	-	2	2	1	-		14	
		既済	済	4	1	2	-	1	1	1	1		11	
税法関係	新受	済	5	9	9	6	-	3	3	5		40		
	既済	済	7	12	8	3	5	1	-	2		38		
工業所有権関係	新受	済	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	既済	済	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
その他一般行政関係	新受	済	19	6	3	1	5	9	2	2		47		
	既済	済	14	4	3	5	5	3	1	-		35		

(3) 上告審	裁判所別 受理・既済・未済別			最高	合
	受	旧	受		高
受理	旧		受	200	200
	新		受	111	111
			計	311	311
	既		済	126	126
	未		済	185	185
新受 既済 の内 訳	農地関係	新受	済	31	31
		既済	済	51	51
	選挙関係	新受	済	33	33
		既済	済	38	38
	地方自治関係	新受	済	5	5
		既済	済	3	3
税法関係	新受	済	22	22	
	既済	済	5	5	
工業所有権関係	新受	済	8	8	
	既済	済	7	7	
その他一般行政関係	新受	済	12	12	
	既済	済	22	22	

(六)

昭和三十一年度行政事件種目別

既済

件数表

選挙管理委員会の決定に関するもの	地方自治法第二三条に関するもの	地方自治法第二四三条に関するもの	市町村合併に関するもの	その他	小計	税													地方に納税するもの		その他	小計	工業所有権関係	特許無効	商標登録願拒絶	その他	小計	その他一般行政関係	国籍の得喪に関するもの	海難審判に関するもの	公正取引委員会に関するもの	漁業に関するもの	都市計画・土地区画整理に関するもの	土地収用に関するもの	土地改良に関するもの	公務員の分限・懲戒に関するもの	労働者災害補償等に関するもの	不当労働行為救済に関するもの	その他の公務員に関するもの	職業者の各種許可に関するもの	社会保険に関するもの	学術・教育に関するもの	出入国・旅券発給に関するもの	鉦業権に関するもの	その他	小計	合計			
						所得税	法人税	相続税	贈与税	富裕税	資産再評価税	酒税	物品税	その他の国税	都道府県民税・市町村民税	固定資産税	事業税・特別所得税	不動産取得税	遊興飲食税	入場税																												その他の地方税	国	地方
						371	77	4	4	7	2	3	3	3	5	20	28	5	2	86																												1	29	31
-	-	23	12	14	69	85	36	-	3	-	-	-	1	2	26	15	4	188	2	1	1	4	3	1	1	4	46	7	6	32	7	11	13	6	26	3	6	1	47	220	797									
1	1	31	20	29	150	456	113	4	7	7	2	3	4	5	7	27	28	9	3	86	3	55	46	5	870	2	1	3	6	11	2	1	15	137	23	46	86	15	25	31	12	70	8	20	1	120	623	2,875		
-	-	-	-	-	3	5	-	-	1	-	-	-	-	-	1	1	3	-	12	-	-	-	-	4	-	-	-	2	-	-	3	-	1	-	-	-	-	1	-	2	13	69								
-	-	4	-	1	10	23	10	1	-	-	-	-	1	1	3	-	-	-	45	-	-	-	-	2	-	-	-	9	-	1	10	3	3	2	-	11	1	2	-	10	54	161								
-	-	-	1	4	6	6	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2	1	12	-	-	-	-	1	-	1	-	2	1	-	1	-	-	2	-	1	-	-	-	7	16	45								
-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	2	4	9								
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	2	2	2							
-	-	-	-	1	2	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2	-	-	-	-	-	-	1	-	1	5	17									
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14								
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2								
-	-	12	9	8	49	146	11	1	1	-	-	-	1	1	-	8	4	2	1	-	-	9	11	2	198	-	-	3	3	2	-	-	2	23	3	3	13	5	7	6	3	15	2	5	-	23	112	513		
-	-	16	10	14	70	184	23	2	2	-	-	-	2	1	1	10	7	2	1	-	1	17	17	3	273	-	-	3	3	9	-	1	2	37	4	6	27	8	11	12	3	27	4	9	-	46	206	832		
1	1	15	10	15	80	272	90	2	5	7	2	3	2	4	6	17	21	7	2	86	2	28	29	2	597	2	1	-	3	2	2	-	13	100	19	40	59	7	14	19	9	43	4	11	1	74	417	2,043		

高 等 裁 判 所	小 計	その他一般行政関係	海難審判に関するもの	公正取引委員会に関するもの	都市計画・土地区画整理に関するもの	職業・事業の各種許認可に関するもの	その他	小 計	合 計	最 高 裁 判 所	その他一般行政関係	琉球住民地位確認	小 計	合 計	総 計
												1	1	1	2,239
3	101		5	3	-	4	2	14	160			1	1	1	2,239
-	64		1	-	1	-	5	7	97			-	-	-	894
3	165		6	3	1	4	7	21	257			1	1	1	3,133
-	5		-	-	-	-	-	-	11			-	-	-	80
2	22		1	1	-	-	2	4	54			-	-	-	215
-	-		-	-	-	-	-	-	4			-	-	-	49
-	-		-	1	-	-	-	1	2			-	-	-	11
-	1		-	-	-	-	-	-	1			-	-	-	3
-	-		-	-	-	-	-	-	-			-	-	-	17
-	-		-	-	-	-	-	-	-			-	-	-	14
-	-		-	-	-	-	-	-	-			-	-	-	2
-	12		2	-	-	-	-	2	23			-	-	-	536
2	40		3	2	-	-	2	7	95			-	-	-	927
1	125		3	1	1	4	5	14	162			1	1	1	2,206

高 等 裁 判 所	事件種別 受理・既済内容別			農地関係																		その他一般行政関係										琉球住民地位確認												
	受 理	旧 新	受 受	農 地 買 収	小 計	選 挙 関 係	参 議 院 議 員	市 町 村 会 議 員	都 道 府 県 知 事	市 町 村 長	関 連 する もの 公 職 選 挙 法 第 二 一 条 の 訴 に	農 業 委 員 会 委 員	小 計	地 方 自 治 関 係	地 方 公 共 団 体 の 議 会 の 議 員 の 求 等	地 方 公 共 団 体 の 長 の 解 職 請 求	等 市 町 村 合 併 に 関 する もの	小 計	工 業 所 有 権 関 係	特 許 出 願 拒 絶	特 許 無 効	特 許 権 範 囲 確 認	実 用 新 案 登 録 願 拒 絶	実 用 新 案 登 録 無 効	実 用 新 案 権 範 囲 確 認	意 匠 登 録 願 拒 絶	意 匠 登 録 無 効	意 匠 権 範 囲 確 認	商 標 登 録 願 拒 絶	商 標 登 録 無 効	商 標 権 範 囲 確 認	そ の 他	小 計	海 難 審 判 に 関 する もの	公 正 取 引 委 員 会 に 関 する もの	都 市 計 画 ・ 土 地 区 画 整 理 に 関 する もの	職 業 ・ 事 業 の 各 種 許 可 に 関 する もの	そ の 他	小 計	合 計	最 高 裁 判 所	小 計		
既 済	1	1	1	1	1	5	29	1	19	1	3	58	1	1	2	8	12	2	67	2	3	8	5	6	3	10	2	54	1	1	3	165	6	3	1	4	7	21	257	1	1			
既 済	-	-	-	-	-	-	4	-	1	1	-	6	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	1	-	2	-	-	-	5	-	-	-	-	-	11	-	-				
既 済	-	-	-	-	-	4	15	-	9	-	-	28	-	-	-	-	-	-	10	-	1	-	1	-	-	-	-	7	-	-	2	22	1	1	-	-	2	4	54	-	-			
既 済	1	1	-	-	-	-	-	1	1	1	-	3	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-			
未 済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
未 済	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
未 済	-	-	-	-	-	1	4	-	3	-	-	8	-	1	-	-	1	-	5	-	-	-	-	1	-	1	1	3	-	1	-	12	2	-	-	-	-	2	23	-	-			
未 済	-	-	-	-	-	5	24	1	14	1	-	45	-	1	1	-	2	-	18	-	1	-	1	1	2	1	1	12	-	1	2	40	3	2	-	-	2	7	95	-	-			
未 済	-	-	-	-	-	-	5	-	5	-	3	13	1	-	1	8	10	-	49	2	2	8	4	5	1	9	1	42	1	-	1	125	5	1	1	4	5	14	162	1	1			

事件種目別 受理・既済内容別	農地関係										工業所有権関係										その他一般行政関係										総計										
	農地買収	小計	選挙関係	参議院議員	市町村会議員	都道府県知事	市町村長	公職選挙法第二一条の訴に 関するもの	農業委員会委員	小計	地方自治関係	市町村合併に関するもの	等 地方公共団体の長の解職請求 解職請求等 地方公共団体の議会の議員の 求等 地方公共団体の議会の解散請 求	小計	特許出願拒絶	特許無効	特許権範囲確認	実用新案登録願拒絶	実用新案登録無効	実用新案権範囲確認	意匠登録願拒絶	意匠登録無効	意匠権範囲確認	商標登録願拒絶	商標登録無効	商標権範囲確認	その他	小計	その他一般行政関係	海難審判に関するもの		公正取引委員会に関するもの	都市計画・土地区画整理に關 するもの	職業・事業の各種許認可に關 するもの	その他	小計	合 計	最高 裁	判 所	琉球住民地位確認	小計
受受理	1	1	4	24	1	12	1	41	1	3	4	1	3	44	1	1	2	2	3	1	9	-	33	1	1	3	101	5	3	-	4	2	14	160	1	1	1	2,239			
旧新計	1	1	1	5	1	7	-	3	17	1	1	1	5	23	1	2	6	3	3	2	1	2	21	-	-	64	1	-	1	-	5	7	97	-	-	-	894				
既済	1	1	5	29	1	19	1	3	58	1	1	2	8	67	2	3	8	5	6	3	10	2	54	1	1	3	165	6	3	1	4	7	21	257	1	1	1	3,133			
裁判によるもの	-	-	-	4	-	1	1	-	6	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	1	-	-	2	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	11	-	-	-	80			
棄却	-	-	4	15	-	9	-	-	28	-	-	-	-	10	-	1	-	1	-	1	-	-	7	-	-	2	22	1	1	-	-	2	4	54	-	-	-	215			
却下	-	-	-	1	1	1	-	-	3	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	49			
決定	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	2	-	-	-	11			
命令	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	3			
和解	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17			
棄諾	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14			
諾下	-	-	1	4	-	3	-	-	8	-	1	-	-	5	-	-	-	-	1	-	1	1	3	-	1	-	12	2	-	-	-	-	2	23	-	-	-	536			
計	1	1	5	24	1	14	1	-	45	-	1	1	-	18	-	1	-	1	1	2	1	1	12	-	1	2	40	3	2	-	-	2	7	95	-	-	-	927			
未済	-	-	-	5	-	5	-	3	13	1	-	1	8	49	2	2	8	4	5	1	9	1	42	1	-	1	125	3	1	1	4	5	14	162	1	1	1	2,206			

もの	不当労働行為救済に関するもの
公務員の子良・懲戒に関するもの	その他の公務員に関するもの
13	3
14	2
27	5
2	-
-	-
5	1
-	-
-	-
-	-
1	-
8	1
19	4

9
4
3
0
5
9
1
3
7
4
2
5
7
6

(2) 控訴審 (高等裁判所)

事件 受理 既済 未済	種目 別 未済別	農地関係															税法関係											滞納処分に関するもの		小計														
		自創法					農調法		護渡政令に基づく強制譲渡	その他	農地法				小計	市町村の境界確定	地方公共団体の議会において条例の制定または改廃請求等	議員の懲罰	地方自治法第二二三条に関するもの	市町村合併に関するもの	その他	小計	国税					地方税				国	地方											
		農地買収	農地売却	農地対価	牧野買収	牧野売却	未墾地買収	未墾地対価			附帯施設等の買収	附帯施設等の対価	附帯施設等の対価	農地の権利設定移動									農地の権利設定移動	農地等の賃借の解約	農地等の賃借の解約	農地等の制限	農地等の制限	農地等の制限	農地等の制限		農地等の制限			農地等の制限	農地等の制限	農地等の制限	農地等の制限	農地等の制限	農地等の制限	農地等の制限	農地等の制限	農地等の制限	農地等の制限	農地等の制限
受	旧	146	13	12	17	3	41	2	25	1	3	5	8	2	4	3	-	2	-	287	1	-	-	2	-	1	1	3	3	11	27	17	1	2	1	2	-	4	1	1	6	4	66	
理	新	46	4	-	4	-	5	-	1	-	-	1	1	-	4	2	2	4	1	75	-	1	1	3	2	-	3	-	4	14	18	7	1	1	-	-	1	1	3	-	3	5	40	
計		192	17	12	21	3	46	2	26	1	3	6	9	2	8	5	2	6	1	326	1	1	1	5	2	1	4	3	7	25	45	24	2	3	1	2	1	5	4	1	6	9	106	
既	裁判によるもの	取消変更	2	1	-	-	-	1	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	1	-	-	-	1	2	1	7	
		取消差戻	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		控訴棄却	20	3	1	2	1	3	-	1	-	-	1	1	1	1	1	-	1	-	37	1	-	-	-	-	-	-	-	4	5	6	5	1	1	-	-	-	3	1	-	4	1	22
		控訴却下	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
済	和解	決定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		命令	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		和解	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
済	和解	既済	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		却下	10	1	-	2	1	2	-	-	-	-	2	2	-	-	2	-	-	-	22	-	-	-	4	-	-	2	-	-	6	4	3	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	8
計		35	5	1	4	2	6	-	6	-	-	3	3	1	1	3	-	1	-	71	1	-	-	4	-	-	2	-	4	11	12	9	1	1	-	1	-	3	1	1	7	2	38	
未	済	157	12	11	17	1	40	2	20	1	3	3	6	1	7	2	2	5	1	291	-	1	1	1	2	1	2	3	3	14	33	15	1	2	1	1	1	2	3	-	2	7	68	

その他	農地法				小計	市町村の境界確定	条例の制定または改廃請求等	行う選挙	議員の懲罰	議事録の懲罰	地方自治法第二二三条に関するもの	地方自治法第二四三條の二に関するもの	市町村合併に関するもの	その他	小計	税										滞納処分に関するもの	小計	取消特許権存続期間延長願不許可	工業所有権関係	小計	その他一般行政関係	国籍の得喪に関するもの	公正取引委員会に関するもの	漁業に関するもの	都市計画・土地区画整理に関するもの	土地収用に関するもの	土地改良に関するもの	公務員の分限・懲戒に関するもの	その他の公務員に関するもの	不当労働行為救済に関するもの	労働者災害補償等に関するもの	社会保険に関するもの	職業・事業の各種許認可に関するもの	学術・教育に関するもの	出入国・旅券発給に関するもの	その他	小計	合計																										
	農地の買収	農地の制限	農地の制限	農地の制限												所得税	法人税	相続税	贈与税	資産再評価税	その他の国税	民税	固定資産税	事業税・特別所得税	不動産取得税																								国	地方	小計	国	地方	小計	工業所有権関係	小計	その他一般行政関係	国籍の得喪に関するもの	公正取引委員会に関するもの	漁業に関するもの	都市計画・土地区画整理に関するもの	土地収用に関するもの	土地改良に関するもの	公務員の分限・懲戒に関するもの	その他の公務員に関するもの	不当労働行為救済に関するもの	労働者災害補償等に関するもの	社会保険に関するもの	職業・事業の各種許認可に関するもの	学術・教育に関するもの	出入国・旅券発給に関するもの	その他	小計	合計
4	3	-	2	-	287	1	-	2	-	1	1	3	3	11	27	17	1	2	1	2	-	4	1	1	6	4	66	2	2	1	-	-	9	2	-	13	3	6	3	1	6	-	4	11	59	425																												
4	2	2	4	1	75	-	1	1	3	2	-	3	-	4	18	7	1	1	-	-	1	1	3	-	3	5	40	-	-	-	1	1	5	-	1	14	2	3	-	6	1	1	12	47	176																													
8	5	2	6	1	326	1	1	1	5	2	1	4	3	7	45	24	2	3	1	2	1	5	4	1	6	9	106	2	2	1	1	1	14	2	1	27	5	9	3	1	12	1	5	23	106	601																												
-	-	-	-	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-	1	2	7	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	1	1	4	19	19																														
-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1																												
1	1	-	1	-	37	1	-	-	-	-	-	-	4	5	6	5	1	1	-	-	-	3	1	-	4	1	22	-	-	-	1	1	-	1	5	1	4	1	1	-	-	6	21	85																														
-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	2																												
-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2																												
-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1																												
-	2	-	-	-	22	-	-	4	-	-	2	-	-	6	4	3	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	8	-	-	-	3	-	-	1	-	-	-	-	2	-	2	1	9	45																														
1	3	-	1	-	71	1	-	4	-	-	2	-	4	11	12	9	1	1	-	1	-	3	1	1	7	2	38	-	-	-	1	5	-	1	8	1	4	1	1	2	-	3	8	35	155																													
7	2	2	5	1	291	-	1	1	1	2	1	2	3	14	33	15	1	2	1	1	1	2	3	-	2	7	68	2	2	1	1	-	9	2	-	19	4	5	2	-	10	1	2	15	71	446																												

整理に
関する
面
も
の
(3) 上告審(最高裁判所)

6

4

10

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100

(3) 上告審(最高裁判所)

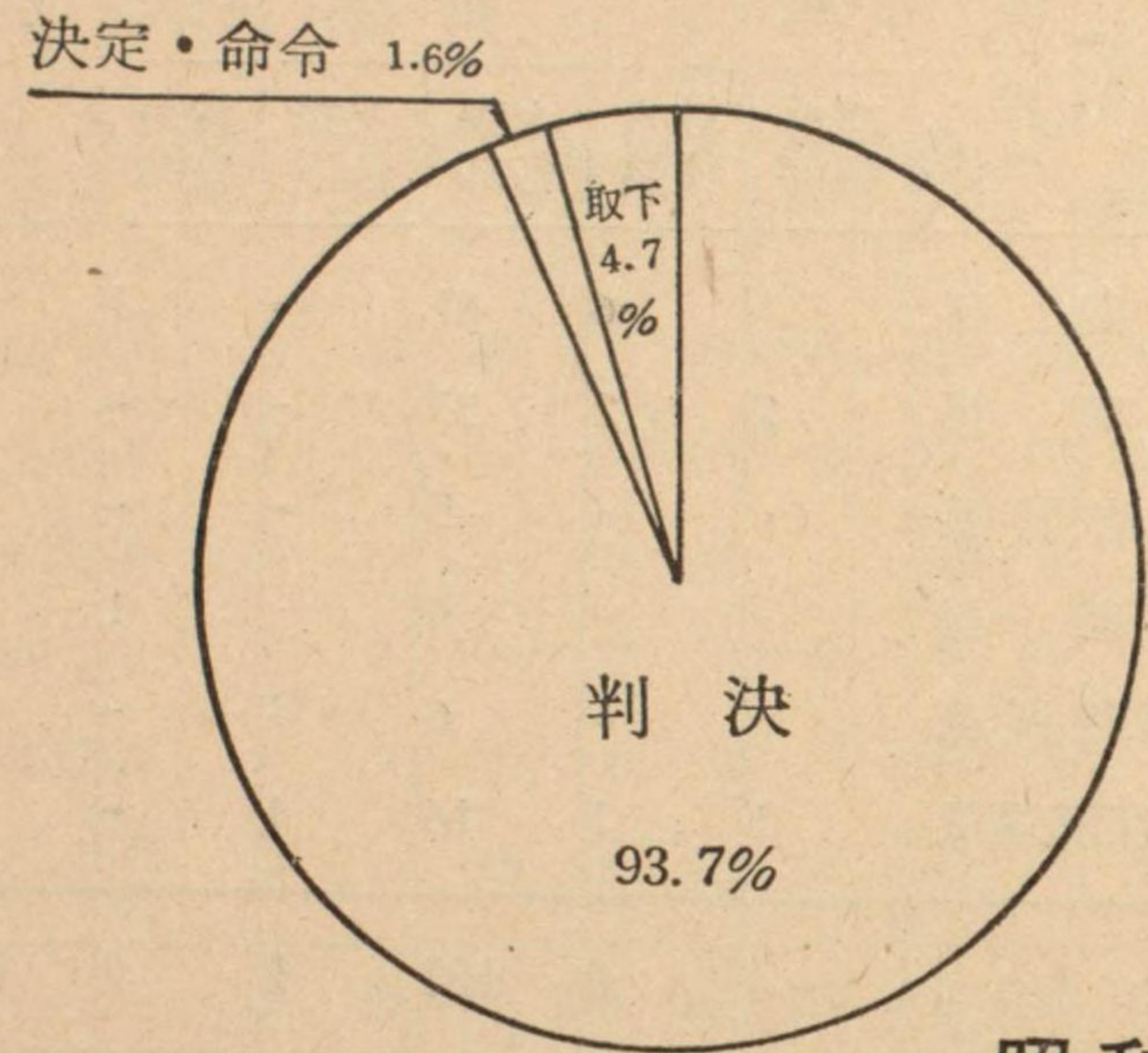
受理 既済 未済	事件の種目別 既済 未済	農地関係											選挙関係											税法関係											国税											地方税				滞納処分の に関するもの		その他	小計	工業所有権関係
		自創法						農調法		譲渡政令に 基づく強制 譲渡	その他	小計	参議院議員	都道府県議員	市町村議員	市町村長	公職選挙法 第二の一の 条の二に 関するもの	農業委員会 委員	その他	小計	市町村の 境界確定	地方公共団 体の長の解 職請求等	議員の懲罰	地方自治法 第二四三の 条の二に 関するもの	市町村合併 に関するもの	その他	小計	所得税	法人税	相続税	贈与税	資産再評価 税	酒税	物品税	その他 の国税	都市 道府 県民 税	固定 資産 税	国	地方	滞納	処分													
		農地買収	農地売渡	農地対価	牧野買収	牧野売渡	未墾地買収	付帯施設 等の買収	農地移動 の権利 制限																																	農地の 解約等 の賃借 制限	選挙 関係	地方 自治 関係	市 町村 の 境 界 確 定	地 方 公 共 団 体 の 長 の 解 職 請 求 等	議 員 の 懲 罰	地 方 自 治 法 第 二 四 三 の 条 の 二 に 関 す る もの	市 町 村 合 併 に 関 す る もの	所 得 税	法 人 税			
受	旧	62	7	1	3	1	10	5	-	6	-	6	101	1	5	5	-	-	2	1	14	-	-	1	3	4	-	8	4	3	-	-	1	1	-	1	2	-	-	3	1	16												
理	新	20	2	-	1	-	3	3	1	-	1	-	31	1	4	14	12	2	-	-	33	1	1	1	-	1	1	5	4	8	1	1	-	-	1	1	1	1	3	1	-	22												
	計	82	9	1	4	1	13	8	1	6	1	6	132	2	9	19	12	2	2	1	47	1	1	2	3	5	1	13	8	11	1	1	1	1	2	3	1	3	4	1	38													
既	裁判によるもの	破棄自判	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-													
		破棄差戻	3	1	-	-	-	1	-	1	-	-	-	6	1	-	-	1	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
		上告棄却	24	4	1	-	1	3	2	-	3	-	3	41	-	8	15	8	1	-	1	33	-	-	1	-	2	-	3	2	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	4											
済	取下	上告却下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-													
		その他	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1											
	計	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	2	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-													
	計	30	5	1	-	1	4	3	1	3	3	3	51	1	9	16	9	2	-	1	38	-	-	1	-	2	-	3	2	1	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	5											
未	済	52	4	-	4	-	9	5	-	3	-	3	81	1	-	3	3	-	2	-	9	1	1	1	3	3	1	10	6	10	1	1	1	1	1	-	3	1	3	4	1	33												

公職選挙法に関するもの	農業委員会委員	その他	小計	地方自治関係	市町村の境界確定	地方公共団体の長の解職請求等	議員の懲罰	地方自治法第二四三の	市町村合併に関するもの	その他	小計	税										滞納処分の 滞納に関するもの		その他	小計	工業所有権関係															その他一般行政関係	小計	合計										
												国										地方税				国	地	特許出願拒絶	特許無効	特許権範囲確認	実用新案権範囲確認	商標登録願拒絶	その他	小計	国籍の得喪に関するもの	海難審判に関するもの	公正取引委員会に関するもの	漁業に関するもの	都市計画・土地区画整理に関するもの	土地収用に関するもの				土地改良に関するもの	公務員の分限・懲戒に関するもの	その他の公務員に関するもの	不当労働行為救済に関するもの	労働者災害補償等に関するもの	社会保険に関するもの	認可・事業の各種許	その他	小計	合計
												所得税	法人税	相続税	贈与税	資産再評価税	酒税	物品税	その他の国税	都市町村民税・市道税	固定資産税	国	地																														
-	2	1	14	-	-	1	3	4	-	8	4	3	-	1	1	-	1	2	-	-	3	1	16	4	-	1	1	6	2	14	7	2	1	2	6	2	1	6	1	5	1	3	9	47	200								
2	-	-	33	1	1	1	-	1	1	5	4	8	1	1	-	1	1	1	3	1	-	22	5	1	-	-	1	1	8	-	1	-	-	4	-	-	2	1	-	-	1	3	12	111									
2	2	1	47	1	1	2	3	5	1	13	8	11	1	1	1	1	2	3	1	3	4	1	38	9	1	1	1	7	3	22	7	3	1	2	10	2	1	8	2	5	1	1	4	12	59	311							
-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	4									
-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1	9								
1	-	1	33	-	-	1	-	2	-	3	2	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	4	1	-	1	-	2	2	6	5	-	-	1	2	1	-	3	1	-	1	-	2	16	103									
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2										
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2								
1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	2	-	-	-	3	6									
2	-	1	38	-	-	1	-	2	-	3	2	1	-	-	-	-	2	-	-	-	-	5	1	-	1	-	2	3	7	6	-	-	1	3	1	-	4	1	3	1	-	2	22	126									
-	2	-	9	1	1	1	3	3	1	10	6	10	1	1	1	1	-	3	1	3	4	1	33	8	1	-	1	5	-	15	1	3	1	1	7	1	1	4	1	2	-	1	4	10	37	185							

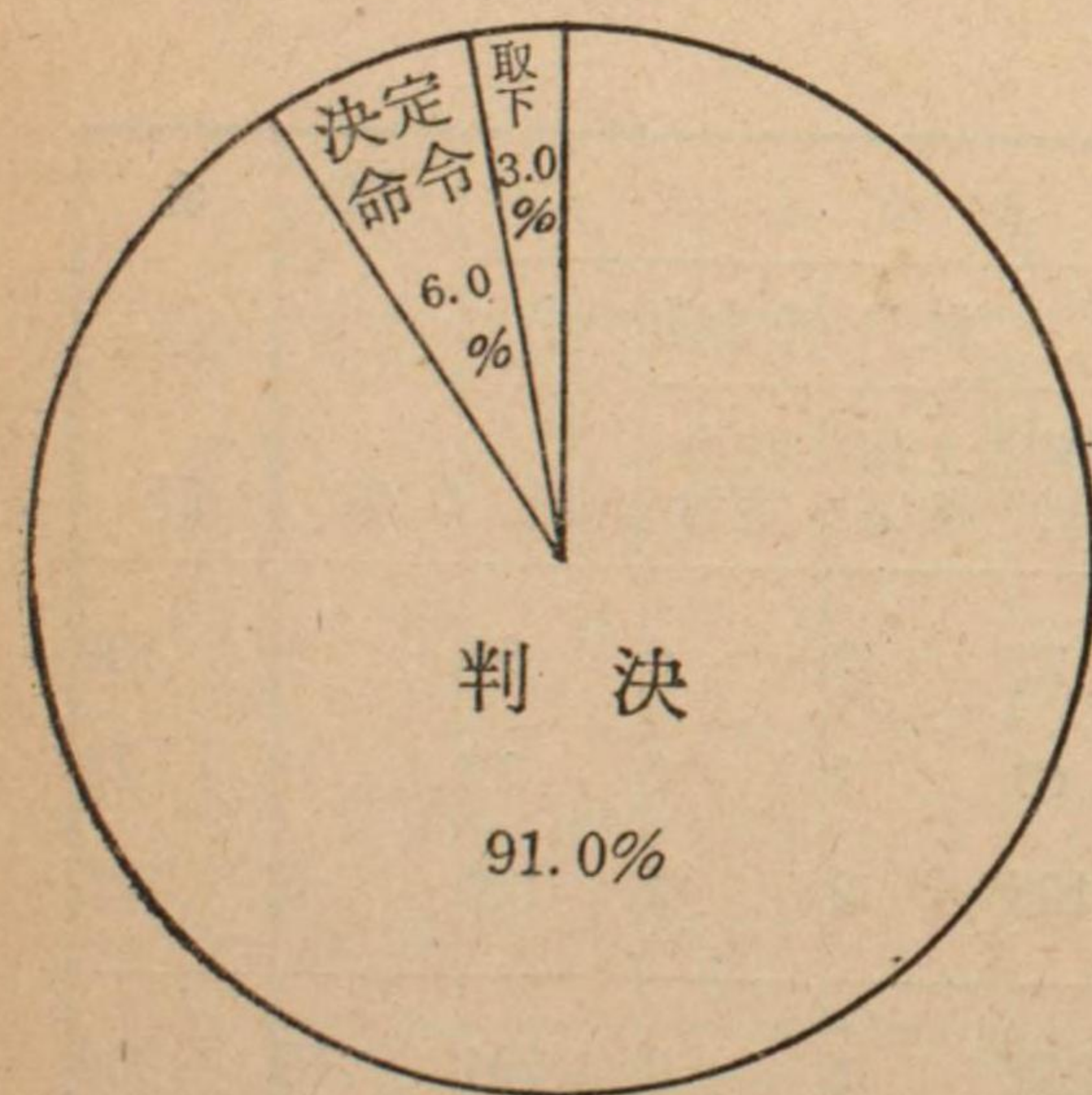
(c) 最近三箇年における比較図表

(a) 既済内容別

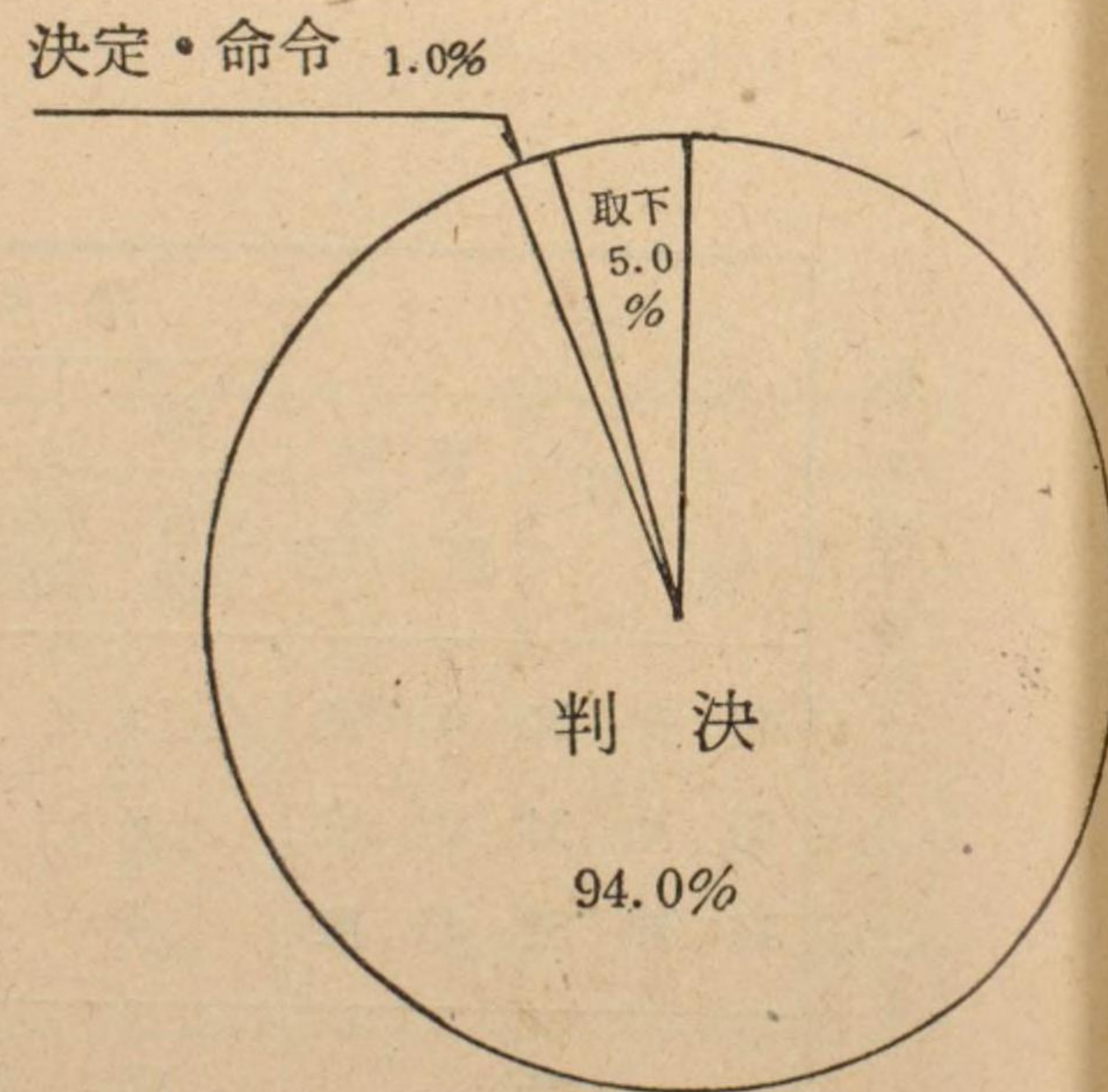
昭和32年度



昭和30年度

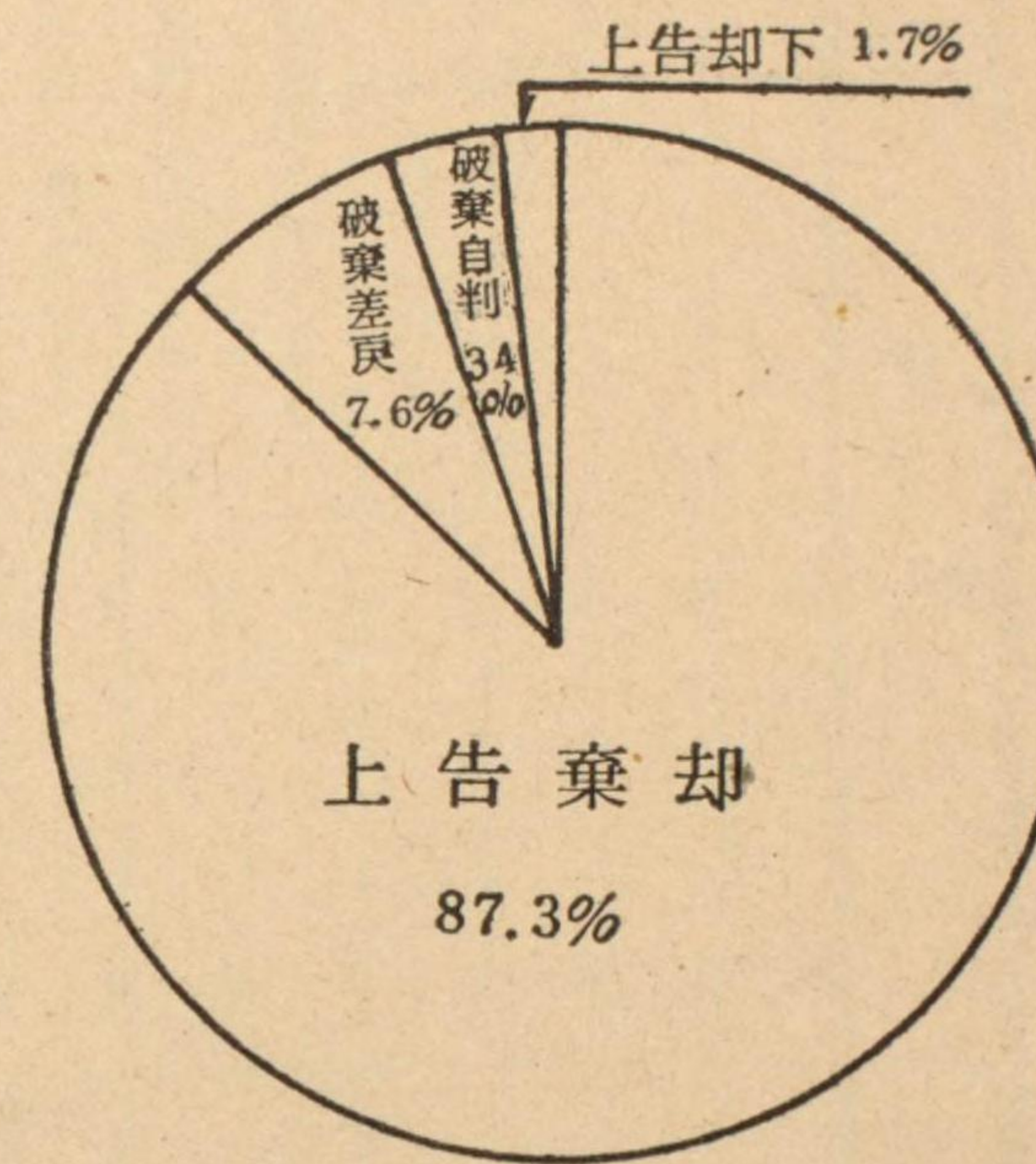


昭和31年度

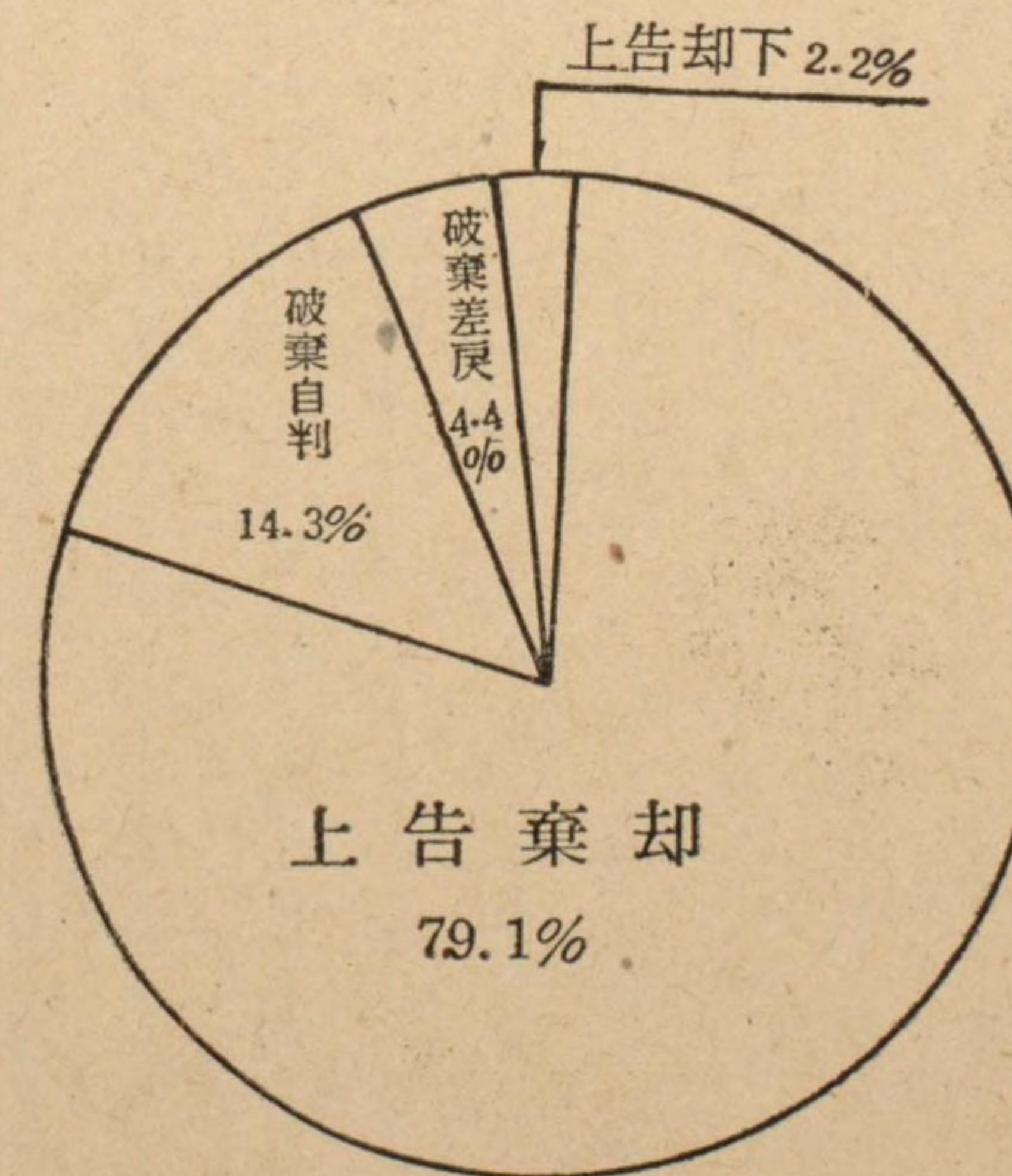


(b) 判決内容別

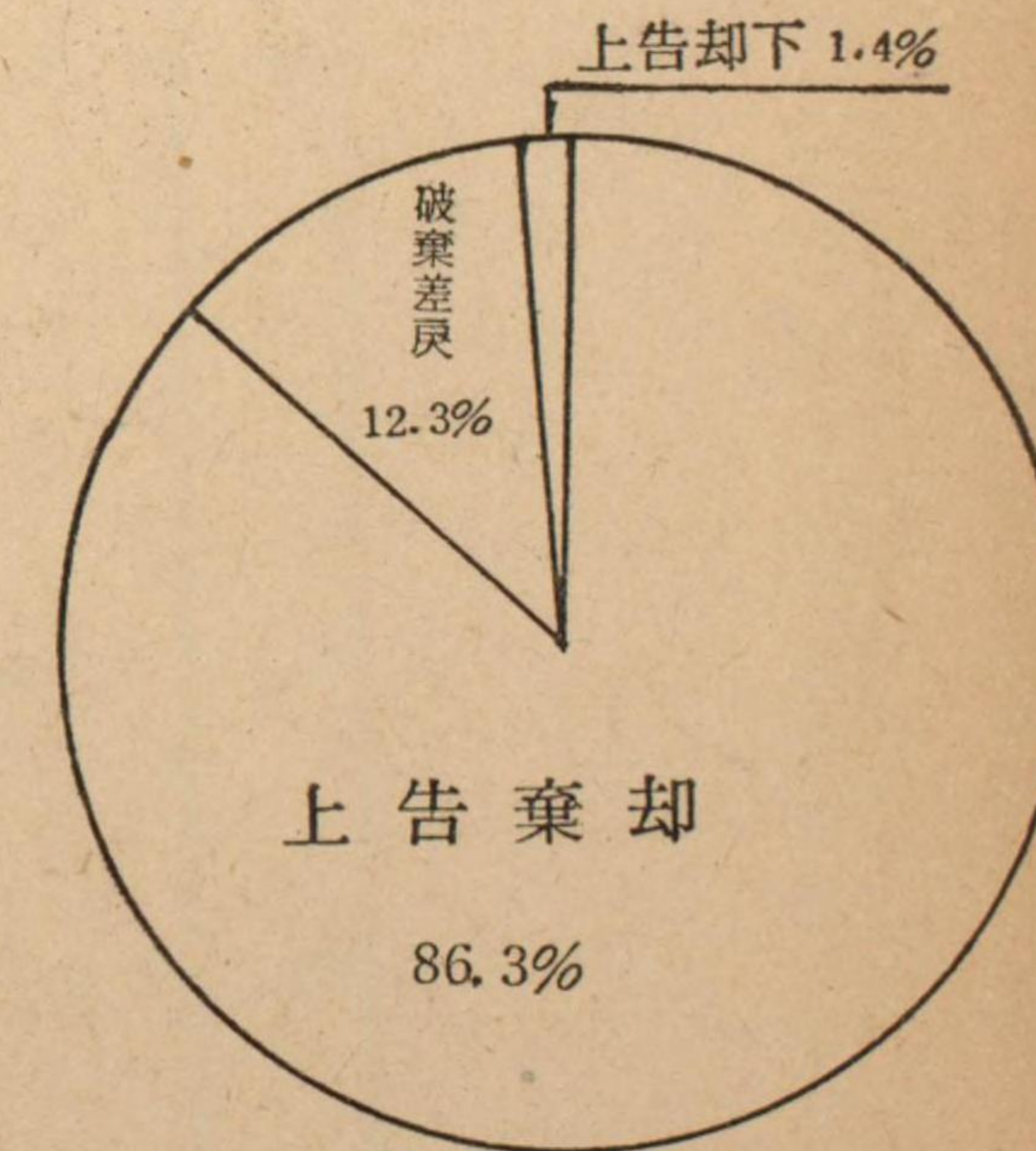
昭和32年度



昭和30年度



昭和31年度



(四)

(1) 新受事件
上告審行政事件件数表

(A) 年度別比較

事件種目別	年度別											計
	昭和二二年度	昭和二三年度	昭和二四年度	昭和二五年度	昭和二六年度	昭和二七年度	昭和二八年度	昭和二九年度	昭和三〇年度	昭和三一年度	昭和三二年度	
農地関係	1	4	43	71	84	110	73	37	45	31	31	530
選挙関係	5	30	12	7	15	43	30	16	13	26	33	230
地方自治関係	-	-	2	9	15	-	21	1	2	8	5	63
税法関係	-	-	3	2	4	10	7	11	10	5	22	74
工業所有権関係	-	-	2	1	3	3	13	4	8	7	8	49
その他一般行政関係	-	1	8	29	16	20	31	14	16	19	12	166
計	6	35	70	119	137	186	175	83	94	96	111	1,112

(B) 最近三箇年における上告率比較

区分	昭和三〇年度	昭和三一年度	昭和三二年度	計
原審判決件数(A)	204	233	177	614
上告申立件数(B)	94	96	111	301
(B)の(A)に対する百分率(%)	46%	41%	63%	49%

(2) 既済内容別
(A) 昭和三十二年

事件種目別	裁判によるもの					小計	取下	合計
	判決				その他			
	破自棄判	破差棄戻	上棄告却	上却告下	決命定令			
農地関係	1	6	41	-	1	49	2	51
選挙関係	2	2	33	-	-	37	1	38
地方自治関係	-	-	3	-	-	3	-	3
税法関係	-	-	4	-	1	5	-	5
工業所有権関係	-	-	6	1	-	7	-	7
その他一般行政関係	1	1	16	1	-	19	3	22
計	4	9	103	2	2	120	6	126

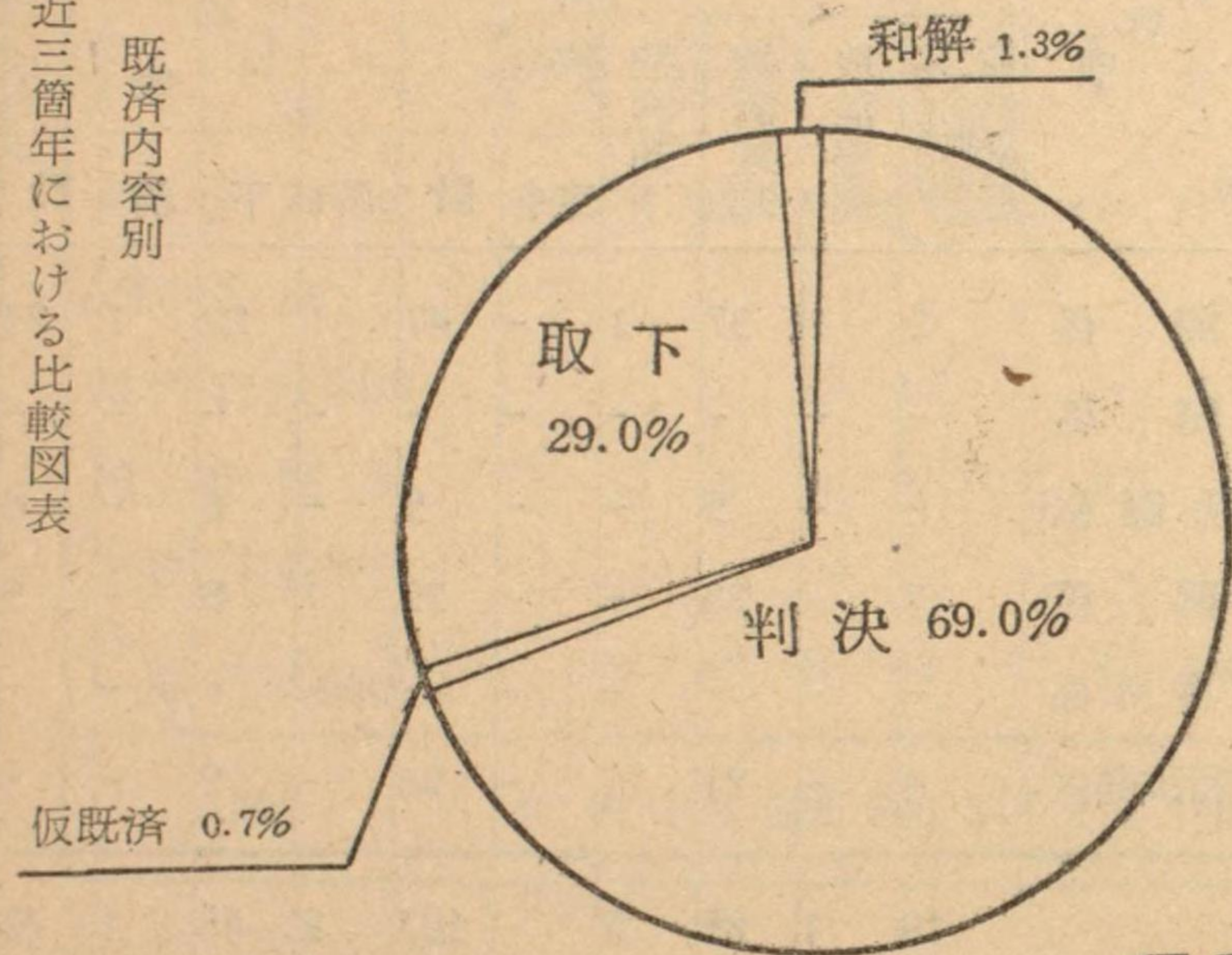
(B) 最近三箇年における比較

年度	裁判によるもの					小計	取下	合計
	判決				その他			
	破自棄判	破差棄戻	上棄告却	上却告下	決命定令			
昭和30年度	13	4	72	2	6	97	3	100
昭和31年度	-	9	63	1	1	74	4	78
昭和32年度	4	9	103	2	2	120	6	126
計	17	22	238	5	9	291	13	304

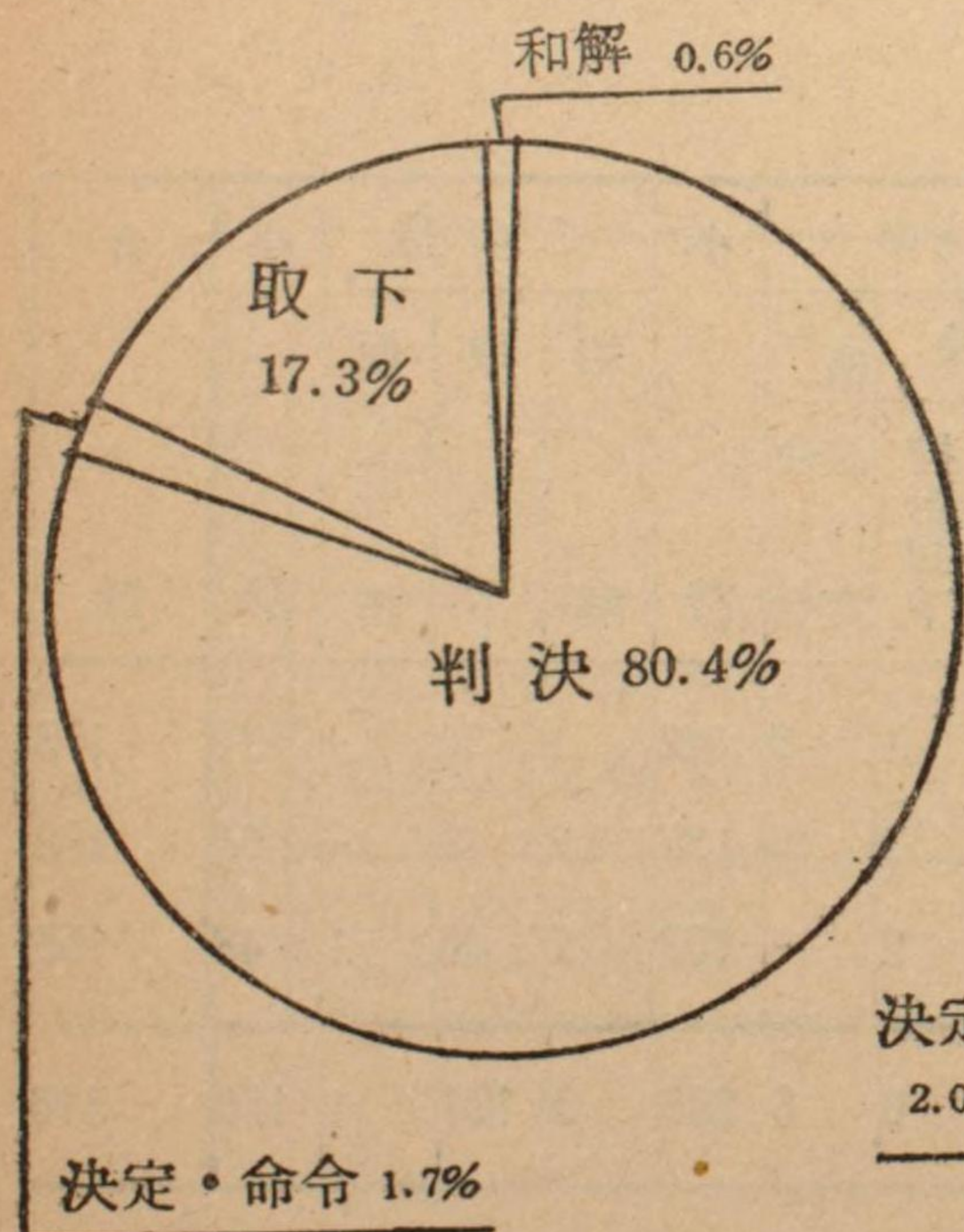
(C)

(a) 既済内容別
最近三箇年における比較図表

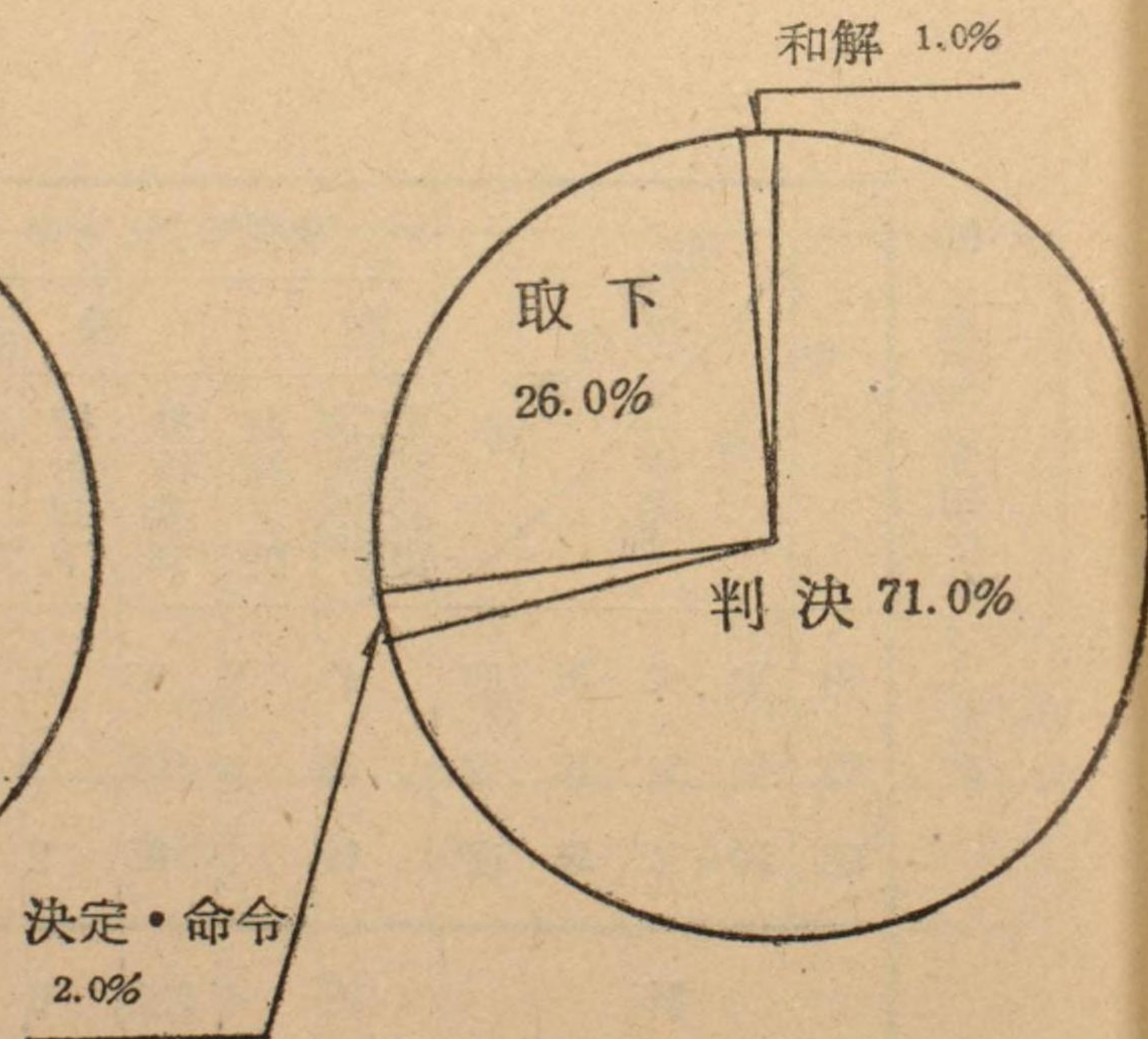
昭和32年度



昭和30年度

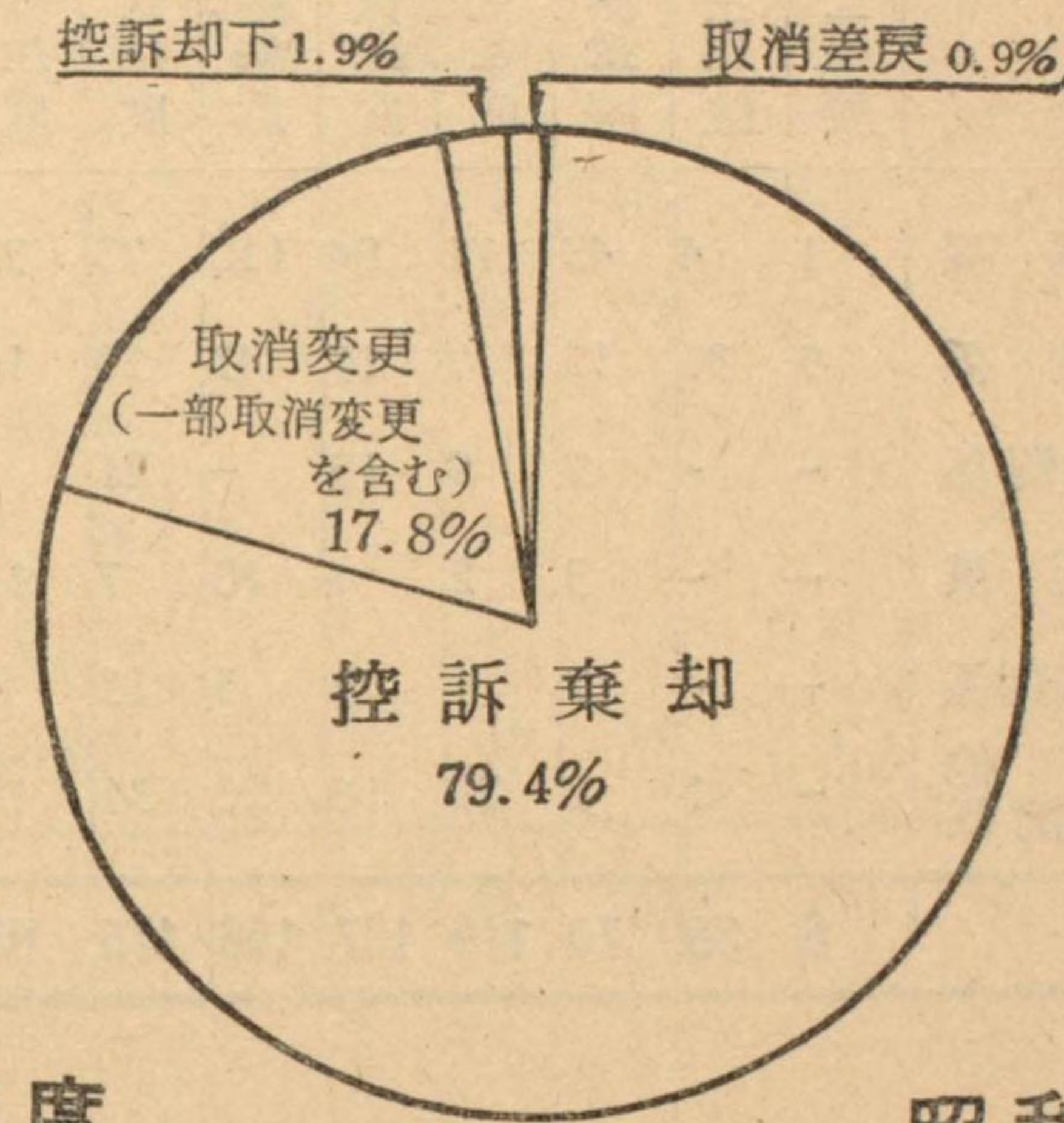


昭和31年度

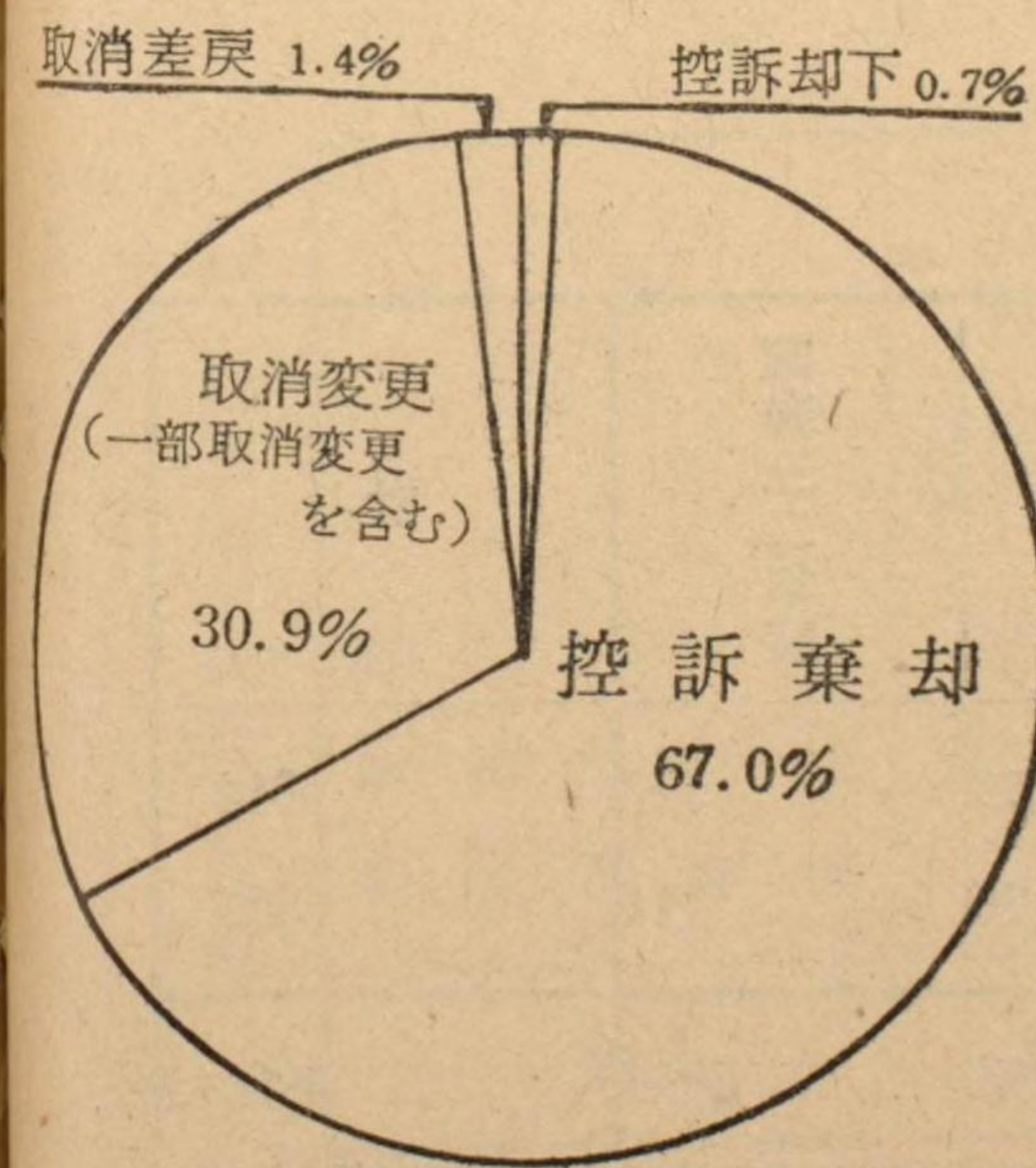


(b) 判決内容別

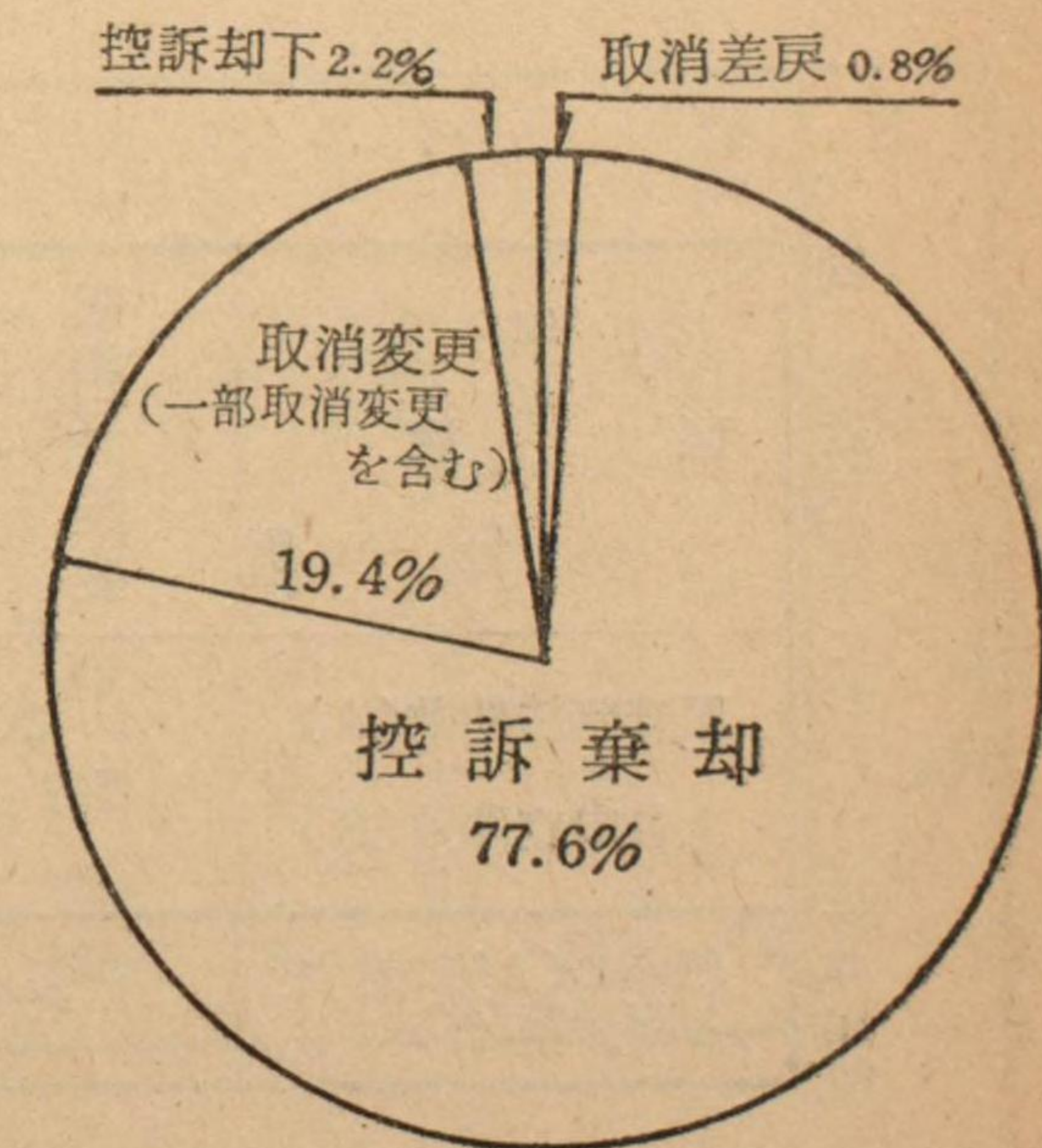
昭和32年度



昭和30年度



昭和31年度



(三)

(1) 新受事件
控訴審行政事件件数表

(A) 年度別比較

事件種目別	年度別											計
	昭和二二年度	昭和二三年度	昭和二四年度	昭和二五年度	昭和二六年度	昭和二七年度	昭和二八年度	昭和二九年度	昭和三〇年度	昭和三一年度	昭和三二年度	
農地関係	4	89	342	255	263	173	135	117	101	100	75	1,654
選挙関係	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	2
地方自治関係	-	1	11	12	10	9	6	12	9	8	14	92
税法関係	-	2	4	11	31	11	22	18	36	48	40	223
工業所有権関係	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	-	3
その他一般行政関係	-	5	18	47	42	51	47	36	48	39	47	380
計	4	97	375	325	346	244	210	183	198	196	176	2,354

(B) 最近三箇年における控訴率比較

区分	昭和三〇年度	昭和三一年度	昭和三二年度	計
原判決数(A)	307	313	275	895
控訴申立件数(B)	198	196	176	570
(B)の(A)に対する百分率(%)	64%	63%	64%	64%

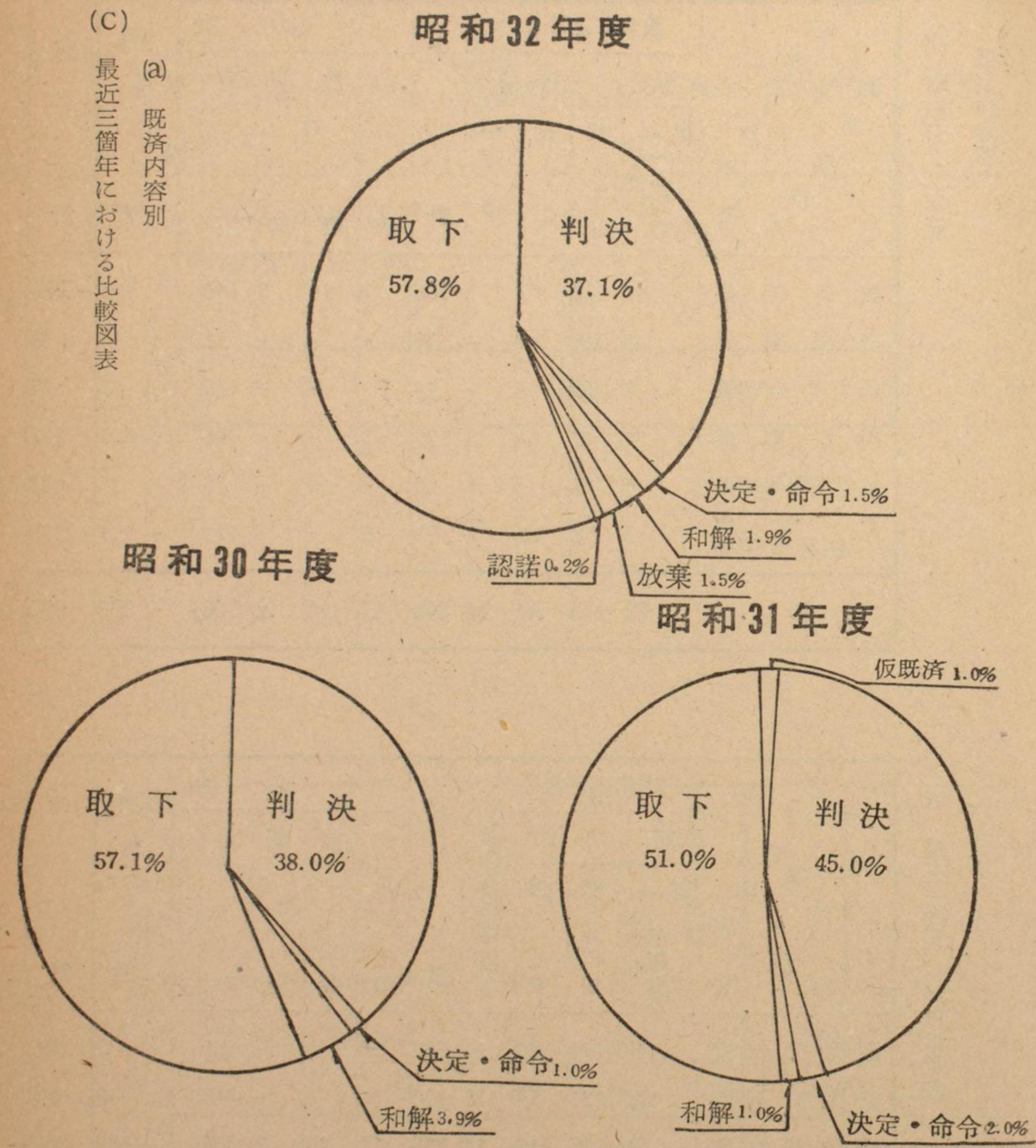
(2) 既済内容別
(A) 昭和三二年度

事件種目別	既済内容別	裁判によるもの					小計	その他			小計	合計
		判		決		その他		和	取	仮		
		取消変更	一部取消変更を含む	取消差戻	控訴棄却	控訴却下	決命定令	解	下	済	計	計
農地関係		8	1	37	1	-	47	1	22	1	24	71
選挙関係		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方自治関係		-	-	5	-	-	5	-	6	-	6	11
税法関係		7	-	22	-	-	29	1	8	-	9	38
工業所有権関係		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他一般行政関係		4	-	21	1	-	26	-	9	-	9	35
計		19	1	85	2	-	107	2	45	1	48	155

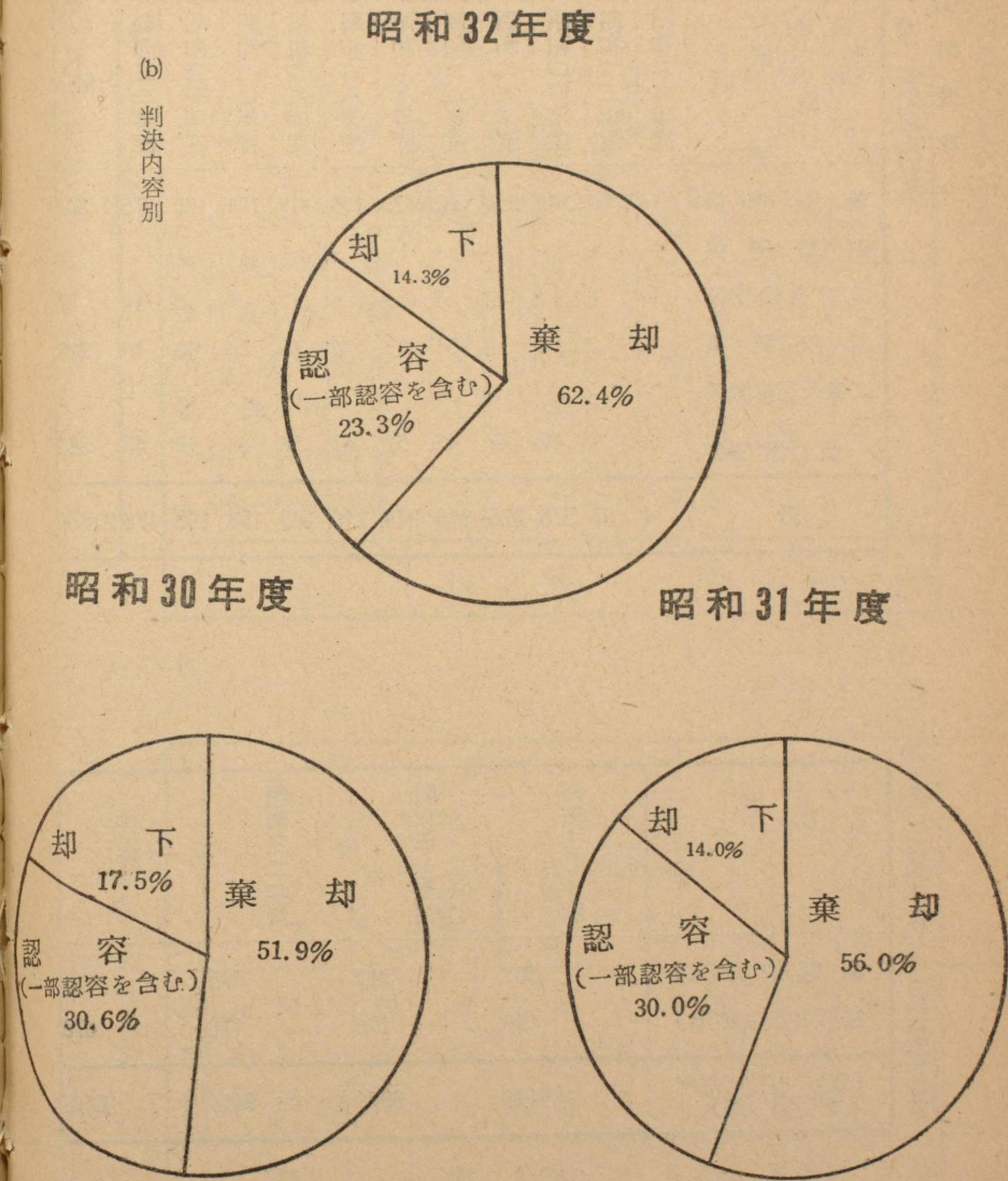
(B) 最近三箇年における比較

年度別	既済内容別	裁判によるもの					小計	その他			小計	合計
		判		決		その他		和	取	仮		
		取消変更	一部取消変更を含む	取消差戻	控訴棄却	控訴却下	決命定令	解	下	済	計	計
昭和30年度		43	2	93	1	3	142	1	30	-	31	173
昭和31年度		26	1	104	3	3	137	2	49	-	51	188
昭和32年度		19	1	85	2	-	107	2	45	1	48	155
計		88	4	282	6	6	386	5	124	1	130	516

(c) 既済内容別
最近三箇年における比較図表



(b) 判決内容別



(2) (A) 昭和三十三年
新受事件の訴訟類型別

訴訟類型別	裁判所別			計
	地方裁判所	高等裁判所	最高裁判所	
行政処分の取消変更	424	67	-	491
行政処分の無効確認	270	1	-	271
その他	103	29	-	132
計	797	97	-	894

(B) 最近三箇年における比較

訴訟類型別	受理年度別等			計	三箇年平均	本年度との比較 本年度と前年
	昭和三十年度	昭和三十一年度	昭和三十三年度			
行政処分の取消変更	502	467	491	1,460	487	+24
行政処分の無効確認	270	220	271	761	254	+51
その他	203	146	132	481	160	-14
計	975	833	894	2,702	901	+61

(3) (A) 昭和三十三年
既済内容別

既済内容別 事件種目別	裁判によるもの				小計	その他					小計	合計
	判決		却下	その他 決定・命令		和解	放棄	認諾	取下	仮済		
	認容 (を含む一部認容)	棄却										
農地関係	41	52	10	3	106	7	14	2	148	-	171	277
選挙関係	6	28	4	-	38	-	-	-	11	-	11	49
地方自治関係	3	10	7	-	20	2	-	-	50	-	52	72
税法関係	12	45	12	3	72	3	-	-	198	-	201	273
工業所有権関係	5	22	-	1	28	-	-	-	15	-	15	43
その他 一般行政関係	13	58	16	7	94	5	-	-	114	-	119	213
計	80	215	49	14	358	17	14	2	536	-	569	927

(B) 最近三箇年における比較

既済内容別 年度別	裁判によるもの				小計	その他					小計	合計
	判決		却下	その他 決定・命令		和解	放棄	認諾	取下	仮済		
	認容 (を含む一部認容)	棄却										
昭和30年度	114	193	65	10	382	38	-	-	562	-	600	982
昭和31年度	122	231	59	18	430	11	-	-	465	12	488	918
昭和32年度	80	215	49	14	358	17	14	2	536	-	569	927
計	316	639	173	42	1,170	66	14	2	1,563	12	1,657	2,827

(二)

第一審行政事件件数表

(1) 新受事件
(A) 昭和三十一年度

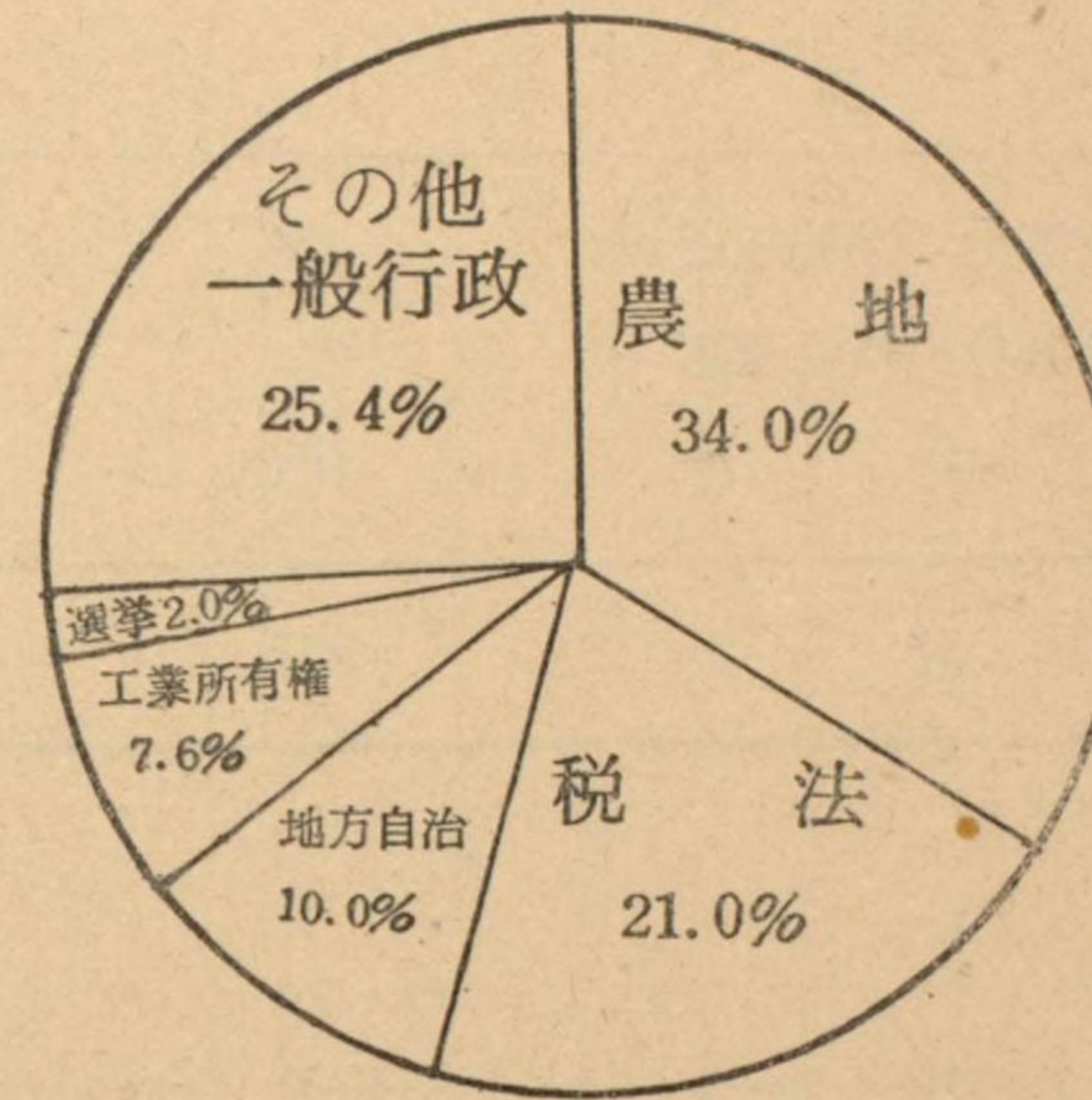
裁判所別 事件種目	裁判所別			計
	地方裁判所	高等裁判所	最高裁判所	
農地関係	303	1	-	304
選挙関係	1	17	-	18
地方自治関係	81	8	-	89
税法関係	188	-	-	188
工業所有権関係	4	64	-	68
その他 一般行政関係	220	7	-	227
計	797	97	-	894

(B) 年度別比較

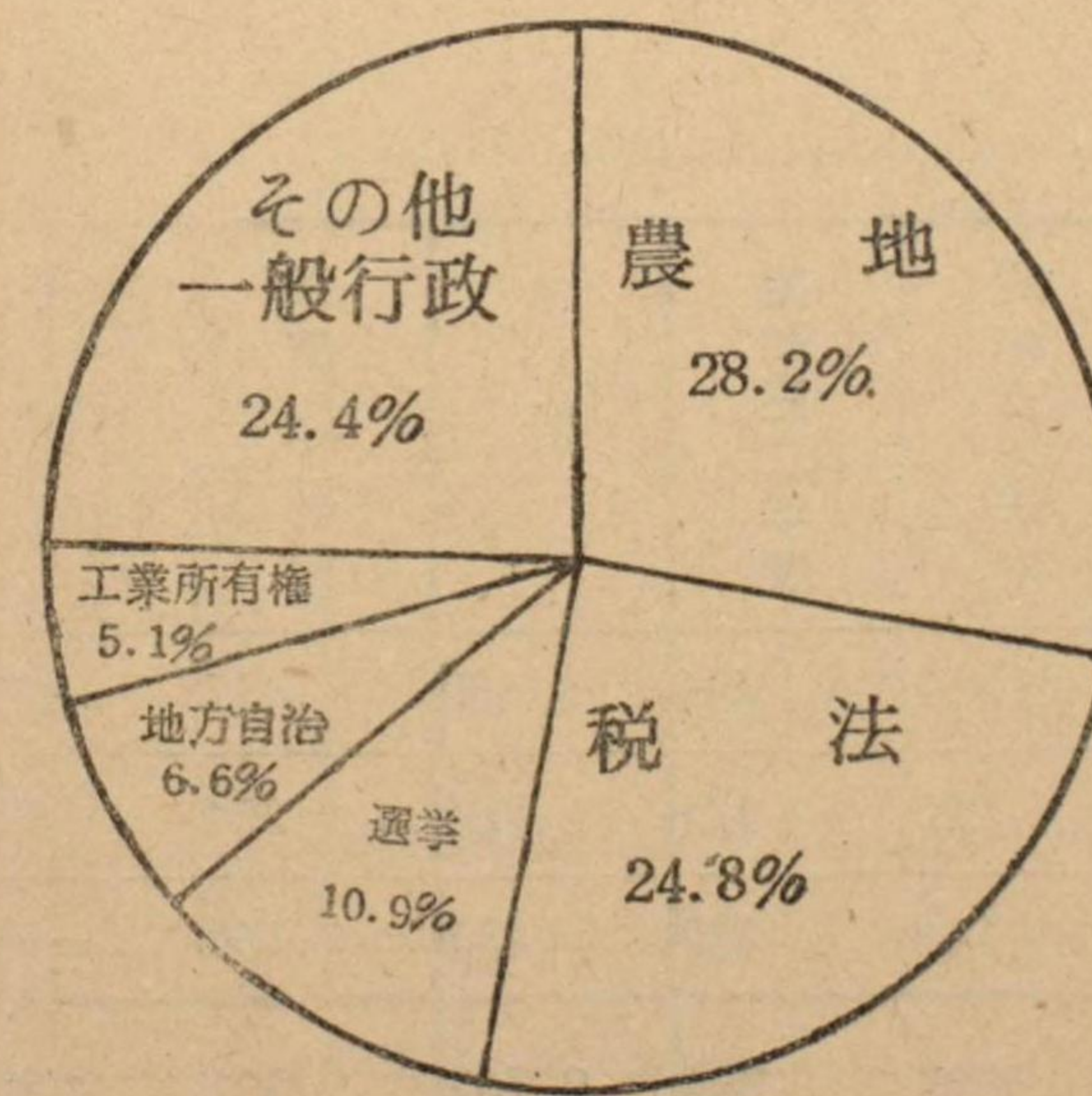
年度別 事件種目	年度別											計
	昭和二十二年 度	昭和二十三年 度	昭和二十四年 度	昭和二十五年 度	昭和二十六年 度	昭和二十七年 度	昭和二十八年 度	昭和二十九年 度	昭和三十年 度	昭和三十一年 度	昭和三十二年 度	
農地関係	293	2,192	1,818	960	685	554	277	359	276	218	304	7,936
選挙関係	86	46	33	22	195	62	58	23	107	49	18	699
地方自治関係	-	30	61	102	43	89	62	66	65	75	89	682
税法関係	19	55	252	344	128	229	269	299	241	210	188	2,234
工業所有権関係	-	24	24	20	22	31	42	59	49	58	68	397
その他 一般行政関係	6	97	257	360	206	258	241	295	237	223	227	2,407
計	404	2,444	2,445	1,808	1,279	1,223	949	1,101	975	833	894	14,355

(C) 最近三箇年における比較図表

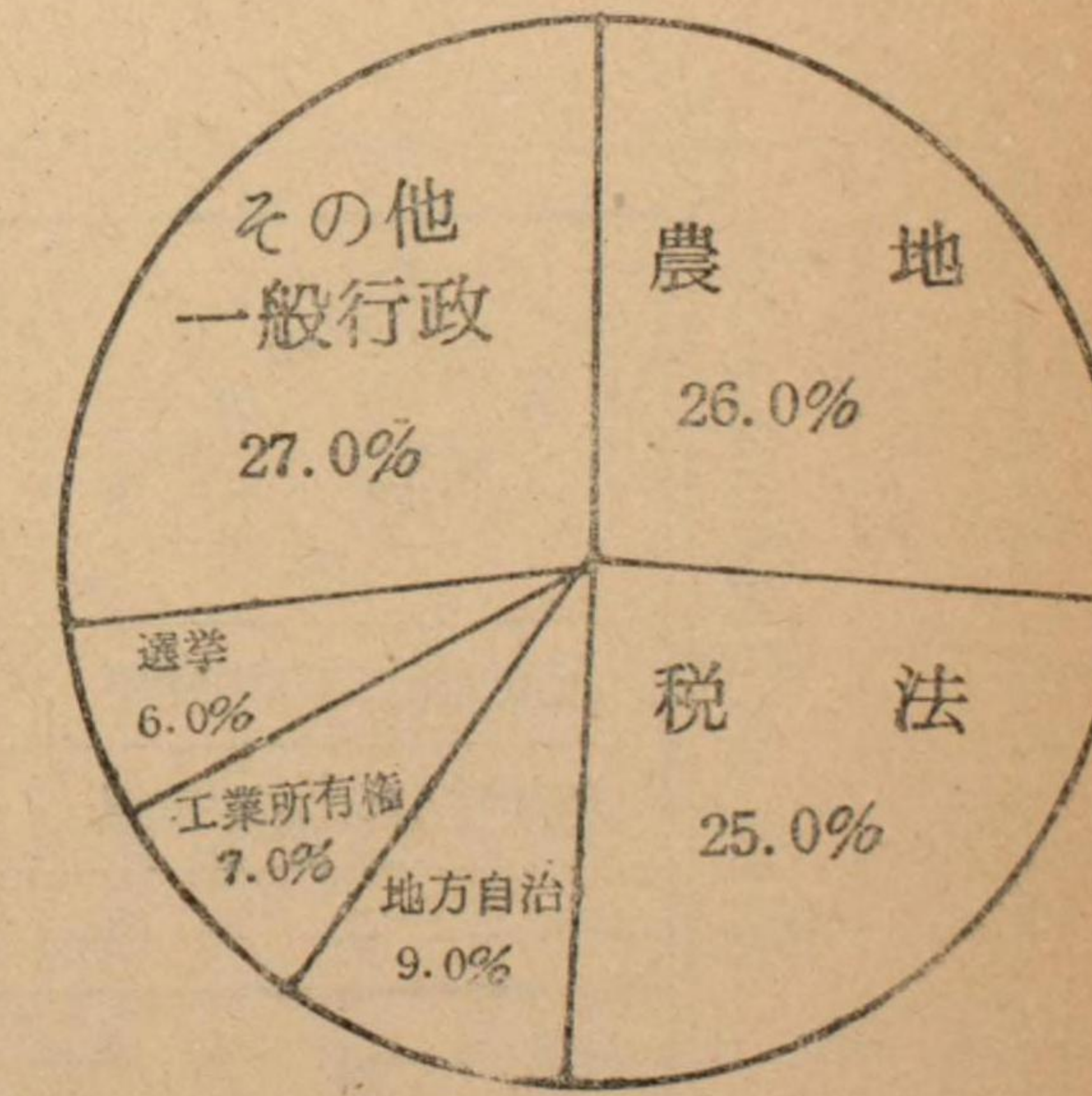
昭和32年度



昭和30年度



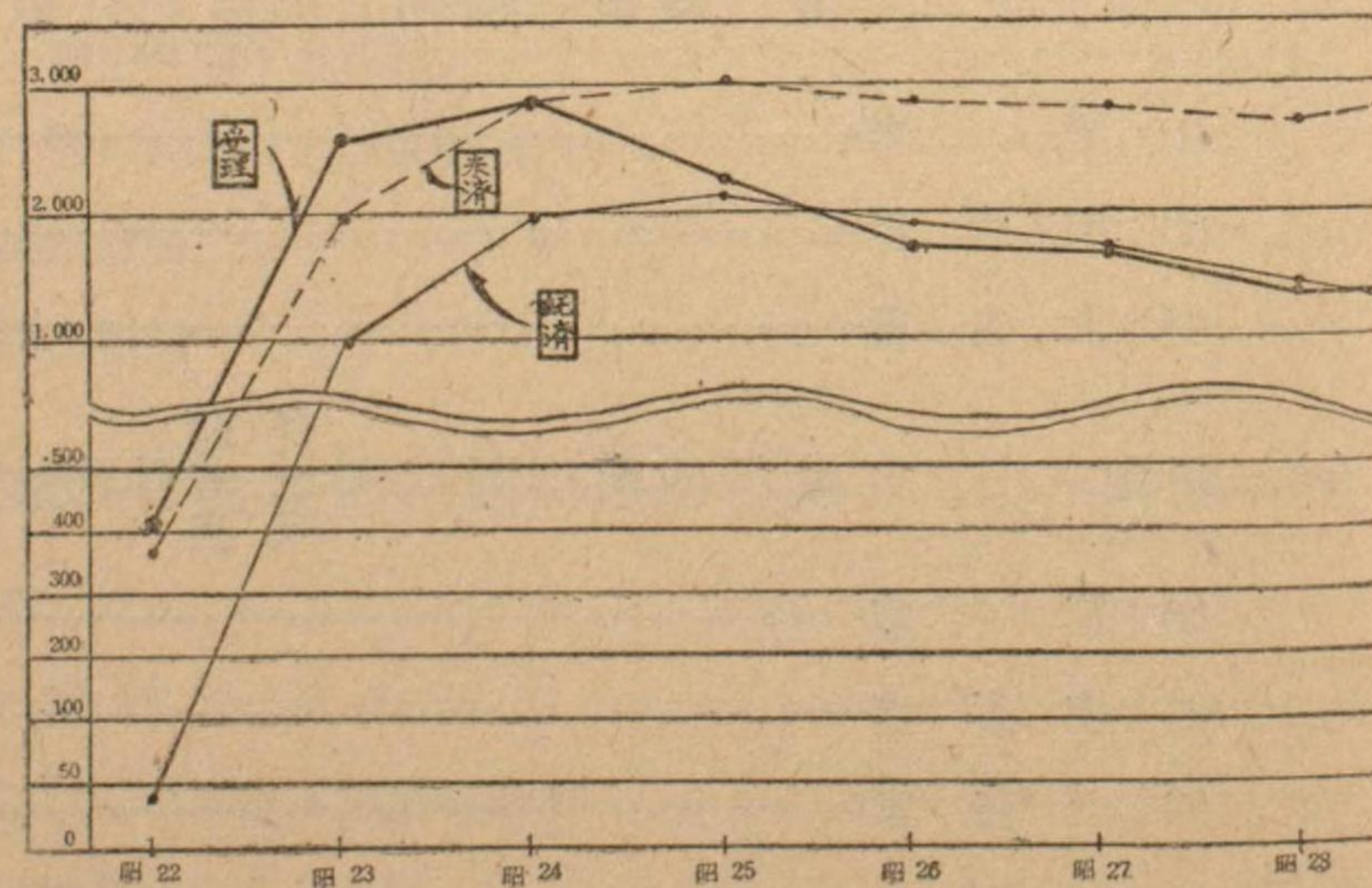
昭和31年度



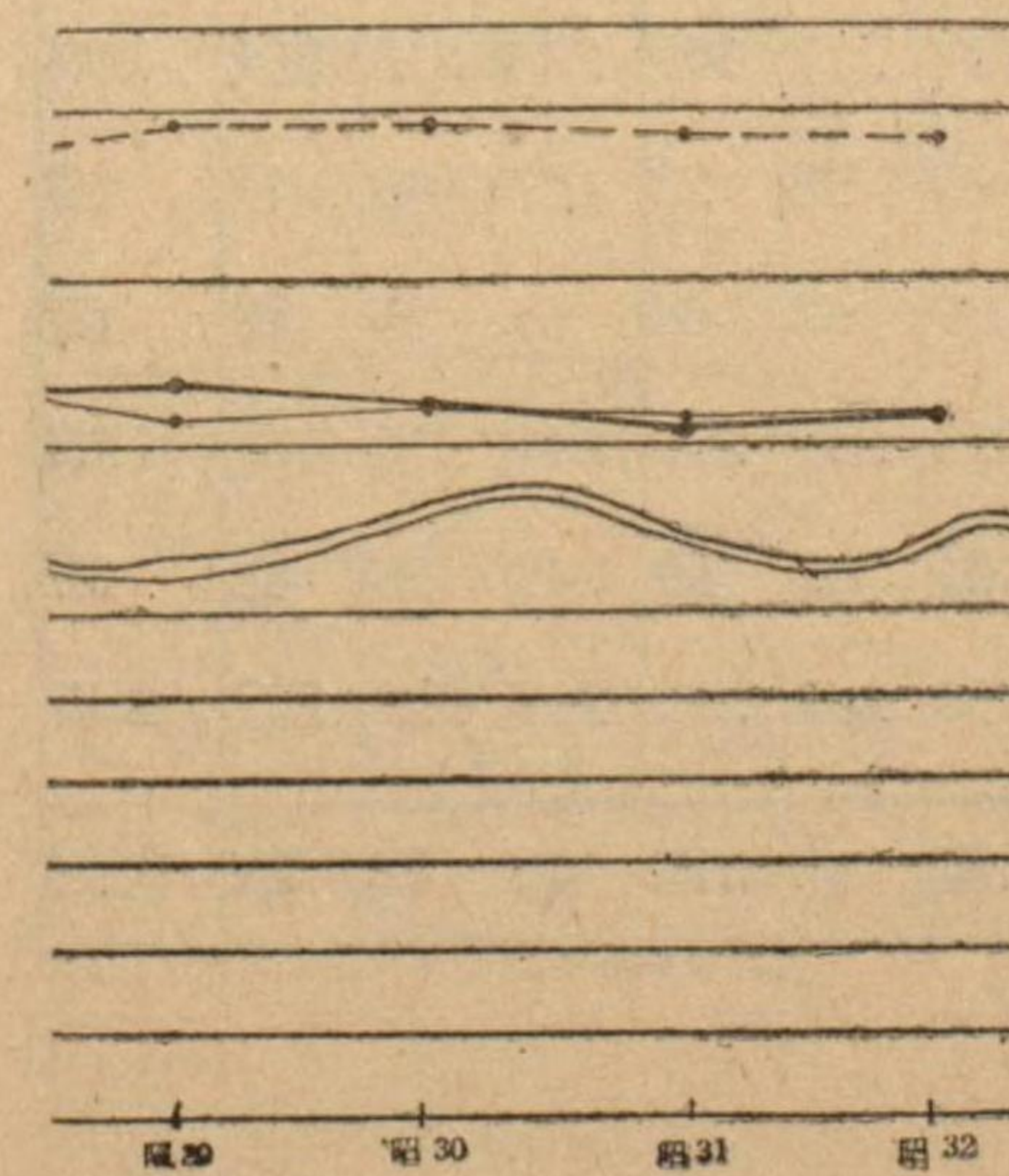
(一) 行政事件総件数表

事件種目別	受 理											
	昭和二十二年	昭和二十三年	昭和二十四年	昭和二十五年	昭和二十六年	昭和二十七年	昭和二十八年	昭和二十九年	昭和三十年	昭和三十一年	昭和三十一年度	
第一 昭以降受理したものの 昭和二十二年五月三日	農地関係	289	2,285	2,203	1,286	1,032	837	485	513	422	349	410
	選挙関係	91	76	45	29	210	105	88	39	121	76	51
	地方自治関係	-	31	74	123	68	98	89	79	76	91	108
	税法関係	19	57	259	357	163	250	298	328	287	263	250
	工業所有権関係	-	24	26	21	25	34	55	63	60	65	76
	その他一般行政関係	6	103	283	436	264	329	319	345	301	281	286
	計	414	2,576	2,890	2,252	1,762	1,653	1,334	1,367	1,267	1,125	1,181
第二 東京高等裁判所が引継を受けたもの	大審院からのもの	89	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	行政裁判所からのもの	250	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	339	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		753	2,576	2,890	2,252	1,762	1,653	1,334	1,367	1,267	1,125	1,181

同上図表 受理、既済、未済の年度別比較



計	既 済											計	昭和三十一年 未済 昭和三十一年 未済	本年度と前年度との比較			
	昭和二十二年	昭和二十三年	昭和二十四年	昭和二十五年	昭和二十六年	昭和二十七年	昭和二十八年	昭和二十九年	昭和三十年	昭和三十一年	昭和三十一年度			受 理	既 済	増 減	増 減
10,120	15	794	1,672	1,293	1,273	988	794	587	567	454	399	8,836	1,284	61	-	-	55
931	27	90	57	41	105	150	107	58	76	95	87	893	38	-	25	-	8
837	-	11	43	99	95	64	91	83	81	69	86	722	115	17	-	17	-
2,531	2	27	112	251	162	239	148	152	177	254	316	1,840	691	-	13	62	-
449	-	14	7	11	27	16	33	37	53	50	50	298	151	11	-	-	-
3,953	-	30	102	408	266	248	260	248	301	262	270	2,395	558	5	-	8	-
17,821	44	966	1,993	2,103	1,928	1,705	1,433	1,165	1,255	1,184	1,208	14,984	2,837	56	-	24	-
89	-	71	17	-	-	-	-	-	-	1	-	89	-	-	-	-	-
250	-	87	98	57	2	2	-	3	-	-	-	249	1	-	-	-	-
339	-	158	115	57	2	2	-	3	-	1	-	338	1	-	-	-	-
1,8160	44	1,124	2,108	2,160	1,930	1,707	1,433	1,168	1,255	1,185	1,208	15,322	2,838	56	-	24	-



注 左の図表以下各表には東京高等裁判所が大審院および行政裁判所から引継を受けた事件数は含まない。

統計・図表

目次

(一) 行政事件総件数表	1
同上図表	1
(二) 第一審行政事件件数表	3
(1) 新受事件	3
(A) 昭和三十二年度	3
(B) 年度別比較	3
(C) 最近三箇年における比較図表	4
(2) 新受事件の訴訟類型別	5
(A) 昭和三十二年度	5
(B) 最近三箇年における比較	5
(3) 既済内容別	6
(A) 昭和三十二年度	6
(B) 最近三箇年における比較	6
(C) 最近三箇年における比較図表	7
(a) 既済内容別	7
(b) 判決内容別	8
(三) 控訴審行政事件件数表	9
(1) 新受事件	9
(A) 年度別比較	9
(B) 最近三箇年における控訴率比較	9
(2) 既済内容別	10
(A) 昭和三十二年度	10

(B) 最近三箇年における比較	10
(C) 最近三箇年における比較図表	11
(a) 既済内容別	11
(b) 判決内容別	12
(四) 上告審行政事件件数表	13
(1) 新受事件	13
(A) 年度別比較	13
(B) 最近三箇年における上告率比較	13
(2) 既済内容別	14
(A) 昭和三十二年度	14
(B) 最近三箇年における比較	14
(C) 最近三箇年における比較図表	15
(a) 既済内容別	15
(b) 判決内容別	16
(五) 昭和三十二年度行政事件裁判所別 ^{受理 既済 未済} 件数表	18
(1) 第一審	18
(2) 控訴審	20
(3) 上告審	20
(六) 昭和三十二年度行政事件種目別 ^{受理 既済 未済} 件数表	22
(1) 第一審	22
(2) 控訴審	24
(3) 上告審	26

統計・図表